

平成 2 6 年

第 2 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 26 年 5 月 16 日

閉会：平成 26 年 5 月 16 日

第 3 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 26 年 6 月 10 日

閉会：平成 26 年 6 月 26 日

柳川市議会

平成26年第2回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	5
付議事件並びに結果	6
平成26年5月16日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
議会運営委員長報告について	9
会議録署名議員の指名について	10
議案第40号～議案第42号	10
報告について	13

平成26年第3回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	15
付議事件並びに結果	16
平成26年6月10日	
出席及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により出席した者	20
本議会に出席した事務局職員	20
議事日程	20
諸般の報告について	22
議会運営委員長報告について	27
会議録署名議員の指名について	28
市長の提案理由の説明	29
報告について	33
平成26年6月12日	
出席及び欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により出席した者	36
本議会に出席した事務局職員	36
議事日程	36
議案質疑について（議案第43号）	37
（議案第44号～議案第48号）	38
（議案第49号～議案第52号）	39
（議案第53号～議案第58号）	40
平成26年6月16日	
出席及び欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により出席した者	44
本議会に出席した事務局職員	44
議事日程	45
一般質問について	46
河村 好浩 議員	46
諸藤 哲男 議員	56

吉田 勝也 議員	73
樽見 哲也 議員	81
緒方 寿光 議員	85
荒巻 英樹 議員	102

平成26年 6 月17日

出席及び欠席議員	119
地方自治法第121条の規定により出席した者	120
本議会に出席した事務局職員	120
議事日程	121
一般質問について	121
熊井三千代 議員	121
白谷 義隆 議員	133
立花 純 議員	147
伊藤 法博 議員	160
矢ヶ部広巳 議員	171

平成26年 6 月18日

出席及び欠席議員	185
地方自治法第121条の規定により出席した者	186
本議会に出席した事務局職員	186
議事日程	186
一般質問について	187
高田千壽輝 議員	187
梅崎 和弘 議員	202

平成26年 6 月26日

出席及び欠席議員	215
地方自治法第121条の規定により出席した者	216
本議会に出席した事務局職員	216
議事日程	216
議会運営委員長報告について	217
各委員長報告について	218
総務委員長報告について	218

建設委員長報告について	219
教育民生委員長報告について	219
議案第59号	222

第 2 回 柳 川 市 議 会 (臨 時 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
5 月 16 日	金	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第 2 回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

議 案	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 4 0 号	専決処分の承認について（専決第 4 号 柳川市税条例の一部を改正する条例）	26. 5 .16	承 認
議 案 第 4 1 号	平成26年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について	26. 5 .16	原案可決
議 案 第 4 2 号	工事請負契約の締結について	26. 5 .16	原案可決

報 告

報 告 第 2 号	専決処分の報告について（専決第 1 号 和解及び損害賠償額の決定）	26. 5 .16	報 告
報 告 第 3 号	専決処分の報告について（専決第 2 号 祭壇使用料等請求事件）	26. 5 .16	報 告
報 告 第 4 号	専決処分の報告について（専決第 3 号 和解及び損害賠償額の決定）	26. 5 .16	報 告

柳川市議会第2回臨時会会議録

平成26年5月16日柳川市議会議場に第2回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒卷	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
14番	山田	奉文	15番	矢ヶ部	広巳
16番	緒方	寿光	17番	古賀	澄雄
18番	藤丸	正勝	19番	田中	雅美
20番	島添	勝	21番	樽見	哲也
22番	伊藤	法博	23番	梅崎	和弘
24番	浦	博宣			

2.欠席議員

13番 吉田勝也

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
管	理	石	橋	眞	剛
者		高	崎	祐	二
市	民	野	田		彰
部	長	石	橋	正	次
保	健	平	田	敬	介
福	祉	白	谷	通	孝
社	部	島	添	守	男
部	長	木	下		隆
建	設	原		忠	昭
設	部	田	中	利	光
教	育	松	藤	満	也
部	長	大	淵	洋	祐
兼	三				
三	橋				
庁	舎				
舎	長				
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					
長					
兼					
三					
橋					
庁					
舎					

2 報告第3号 専決処分の報告について（専決第2号 祭壇使用料等請求事件）

3 報告第4号 専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償額の決定）

午前10時 開会

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから平成26年第2回柳川市議会臨時会を開会いたします。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成26年第2回柳川市議会臨時会の会期日程等について、本日午前9時20分から議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 が議案第40号から議案第42号までの3議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、3議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。

再開いたしまして、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

日程4 が報告についてであります。

なお、本報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、8番河村好浩議員及び16番緒方寿光議員を指名いたします。

日程第3 議案第40号～議案第42号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第40号から議案第42号までの3議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程第3．今回、御提案いたします議案第40号から議案第42号までの3議案について御説明申し上げます。

まず、議案第40号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、平成26年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

これは平成26年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律のうち、同年4月1日に施行されたものについて、市税条例の一部を改正したものであります。

今回の主な改正内容を申し上げますと、わがまち特例による固定資産税の特例措置や耐震改修が行われた既存建築物に対する固定資産税の減額措置に関するものなどでありまして、あわせて関係条文の整備を行ったものであります。

次に、議案第41号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を29,327,000千円としようとするものであります。

まず、歳出については、7款・商工費で、プレミアム商品券事業補助金5,000千円及び柳川温泉4号井泉源ポンプ取替工事費10,000千円を増額補正しております。

プレミアム商品券事業補助金については、本年4月の消費税率の引き上げに伴い、消費者の買い控えなどによる消費の落ち込みを緩和し、商店街を初め、地域経済の活性化を図るためにプレミアム商品券発行規模の拡大及び早期発行が予定されております。このため、発行団体である柳川商工会議所及び柳川市商工会からの要請に基づき、発行規模の拡大に係る補助金を増額するものであります。

また、柳川温泉4号井泉源ポンプ取替工事費は、本市で使用している温泉供給の主泉源で

ある4号井で水位の低下及びポンプの老朽化等により温泉のくみ上げが不安定な状態に陥り、足湯への利用を休止するほか、ほかの供給先についても使用量の節約を依頼している状態にあります。このため、至急、原因調査を行った結果、新たなポンプへの取りかえ及びポンプの位置を下げる工事が必要となったことによるものであります。

歳入については、18款・繰越金について15,000千円を増額しております。

次に、議案第42号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、西鉄柳川駅の東西駅前広場を結ぶ自由通路内部と東西デッキ部に係る建設を行うものであります。

工事の金額は739,800千円で、福岡市中央区大名一丁目8番10号、株式会社安藤・間九州支店、執行役員支店長菊地保旨と工事請負契約を締結するものであります。

工事の内容を申し上げますと、西鉄柳川駅改札口や駅東西自由通路につながる東西デッキ部の建築及びエレベーター、エスカレーターの設置並びに自由通路内の床、天井、内装等の工事を施行するもので、工事の期間は議決の日から平成27年3月16日までの予定となっております。

以上、3議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時7分 休憩

午前10時7分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより3議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

質疑通告者の発言を許します。

10番（高田 千壽輝君）

10番高田です。議案第42号の工事請負契約について質問いたします。

たしか柳川市の工事請負では1,800千円以上は入札を原則としておりますけど、739,800千円という高額でありまして、何で随意契約に至ったか、その理由の説明をお願いします。

建設部長（野田 彰君）

高田議員御質問の随意契約の理由についてお答えをいたします。

今回のように鉄道周辺の工事を実施する場合には、国土交通省通達の土木工事安全施工技

術指針というのが定められております。これによって、事前に鉄道事業者と協議を行うこととなっております。西鉄と協議の結果、まず、列車運行に支障を来さないよう、安全で確実な施工が必要であること、また、鉄道の事故は大惨事につながるおそれもあるため、工事による事故を起こさないような施工が必要であることから、西鉄の工事基準に照らし合わせ、連続立体交差事業など鉄道周辺の近接工事の経験を有する施工業者による工事の実施が必要である旨の回答があったところであります。

したがいまして、こうした条件を満たす施工業者は株式会社安藤・間、鹿島建設株式会社、清水建設株式会社の3社でございます。この3社から見積書を徴し、その結果、株式会社安藤・間と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、一般競争入札ではなく、随意契約にするものであります。

以上です。

議長（浦 博宣君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第40号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市税条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第41号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第42号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

議長（浦 博宣君）

日程4．報告について。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定）、報告第3号 専決処分の報告について（専決第2号 祭壇使用料等請求事件）及び報告第4号 専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償額の決定）について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程第4．報告第2号から報告第4号まで御説明申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、柳川庁舎北側駐車場内での物損事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年3月18日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成26年2月18日午後0時30分ごろ、柳川庁舎北側庭園のナンジャモンジャの木の添え木が突風で倒れ、駐車場枠内に駐車していた自家用車の右後部ストップランプ上部分に直撃し、破損させたものであります。この事故に係る損害賠償額を87,885円と決定したところであります。

次に、報告第3号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、祭壇使用料等請求事件であります。

被告は、柳川市葬儀取扱所条例及び柳川市葬儀取扱所条例施行規則に基づき、市長の許可を得て葬具類を利用して葬儀をとり行った者であります。その際の祭壇使用料等を滞納し、再三の催告にも応じないので、支払い督促の申し立てを行ったところ、被告が異議の申し立てを行ったため、通常訴訟に移行したものであります。このため、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年3月20日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、本市職員による個人住宅玄関ドアの破損に伴う和解及び損害賠償額の決定につい

て、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年3月20日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成26年3月3日午後4時ごろ、柳川市三橋町吉開に建築中の個人住宅において、合併浄化槽の竣工検査と維持管理の説明を終え、外に出ようとして本市職員が玄関ドアから手を離れたところ、突風により玄関ドアが全開し、窓の防護柵に当たり玄関ドアの表面を破損させたものであります。相手方との協議の結果、破損に対する損害賠償額を163,144円と決定したものであります。

なお、報告第2号及び報告第4号に係る損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険の保険金で補填されることを申し添えます。

以上、報告といたします。

議長（浦 博宣君）

この報告についての質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成26年第2回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 河 村 好 浩

柳川市議会議員 緒 方 寿 光

第 3 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 10 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 11 日	水	考 案 日	
6 月 12 日	木	本 会 議	議案質疑
6 月 13 日	金	考 案 日	
6 月 14 日	土	休 会	
6 月 15 日	日	休 会	
6 月 16 日	月	本 会 議	一 般 質 問
6 月 17 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 18 日	水	本 会 議	一 般 質 問
6 月 19 日	木	委 員 会	
6 月 20 日	金	委 員 会	
6 月 21 日	土	休 会	
6 月 22 日	日	休 会	
6 月 23 日	月	委 員 会	
6 月 24 日	火	事 務 整 理 日	
6 月 25 日	水	事 務 整 理 日	
6 月 26 日	木	本 会 議	採決・閉会

第3回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 4 3 号	平成26年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について	26. 6 .26	原案可決
議 案 第 4 4 号	柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26. 6 .12	原案可決
議 案 第 4 5 号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	26. 6 .26	原案可決
議 案 第 4 6 号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	26. 6 .26	原案可決
議 案 第 4 7 号	柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26. 6 .12	原案可決
議 案 第 4 8 号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	26. 6 .12	原案可決
議 案 第 4 9 号	市道路線の変更認定について	26. 6 .26	原案可決
議 案 第 5 0 号	財産の取得について	26. 6 .12	原案可決
議 案 第 5 1 号	柳川市土地開発公社定款の一部を変更する定款について	26. 6 .12	原案可決
議 案 第 5 2 号	平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	26. 6 .26	原案可決
議 案 第 5 3 号	柳川市監査委員の選任について	26. 6 .12	同 意
議 案 第 5 4 号	柳川市教育委員会委員の任命について	26. 6 .12	同 意
議 案 第 5 5 号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	26. 6 .12	同 意

議案 第56号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	26.6.12	同意
議案 第57号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	26.6.12	同意
議案 第58号	柳川市固定資産評価員の選任について	26.6.12	同意
議案 第59号	工事請負契約の締結について	26.6.26	原案可決

報 告

報告 第5号	専決処分の報告について（専決第5号 祭壇使用料等請求事件に関する調停に代わる決定について）	26.6.10	報告
報告 第6号	継続費繰越計算書について	26.6.10	報告
報告 第7号	繰越明許費繰越計算書について	26.6.10	報告
報告 第8号	柳川市土地開発公社の経営状況について	26.6.10	報告

平成26年6月10日（火曜日）

柳川市議会第3回定例会会議録

平成26年6月10日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅崎 和 弘	24番	浦 博 宣

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市	長	石橋義浩
教	育	長 黒田一治
総務部	長	大坪正明
会計管理	者	武藤正純
市民部	長	石橋眞剛
保健福祉部	長	高崎祐二
建設部	長	野田彰
産業経済部長兼大和庁舎	長	安藤和彦
教育部長兼三橋庁舎	長	石橋正次
消	防	長 橋本祐二郎
人事秘書課	長	平田敬介
総務課	長	白谷通孝
企画課	長	椛島謙治
財政課	長	島添守男
税務課	長	木下隆
健康づくり課	長	樽見孝則
福祉課	長	原忠昭
学校教育課	長	松藤敏彦
生涯学習課	長	松尾強
建設課	長	中村敬二郎
農政課	長	成清博茂
水路課	長	松永泰治

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成26年1月分、2月分、3月分)
- (2) 全国市議会議長会永年勤続表彰議員の表彰状伝達について

(3) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第43号 平成26年度柳川市一般会計補正予算(第2号) について

日程(4) 議案第44号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程(5) 議案第49号 市道路線の変更認定について

議案第50号 財産の取得について

議案第51号 柳川市土地開発公社定款の一部を変更する定款について

議案第52号 平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程(6) 議案第53号 柳川市監査委員の選任について

議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第55号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第56号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第57号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第58号 柳川市固定資産評価員の選任について

日程(7) 報告について

1 報告第5号 専決処分の報告について(専決第5号 祭壇使用料等請求事件に関する調停に代わる決定について)

2 報告第6号 継続費繰越計算書について

3 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について

4 報告第8号 柳川市土地開発公社の経営状況について

午前10時 開会

議長(浦 博宣君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平

成26年第3回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

これから諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、去る5月28日、東京日比谷公会堂において開催されました第90回全国市議会議長会定期総会において、梅崎和弘議員が議員20年の特別表彰を、三小田一美議員が副議長4年表彰、緒方寿光議員が議員15年表彰、諸藤哲男議員、高田千壽輝議員、荒木憲議員、河村好浩議員が議員10年表彰を受けられていますので、ただいまから全国市議会議長会会長にかわりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

梅 崎 和 弘 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第90回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします
平成26年5月28日

全国市議会議長会

会 長 佐 藤 祐 文

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

三小田 一 美 殿

あなたは市議会副議長として4年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第90回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成26年5月28日

全国市議会議長会

会 長 佐 藤 祐 文

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

緒 方 寿 光 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第90回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成26年 5 月28日

全国市議会議長会

会 長 佐 藤 祐 文

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

諸 藤 哲 男 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第90回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成26年 5 月28日

全国市議会議長会

会 長 佐 藤 祐 文

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

高 田 千 壽 輝 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第90回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成26年 5 月28日

全国市議会議長会

会 長 佐 藤 祐 文

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

荒 木 憲 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第90回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成26年 5月28日

全国市議会議長会

会 長 佐 藤 祐 文

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

河 村 好 浩 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第90回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成26年 5月28日

全国市議会議長会

会 長 佐 藤 祐 文

〔拍手〕

議長（浦 博宣君）

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。行政報告の前に、先ほど伝達がありました全国市議会議長会におきまして表彰されました7名の議員の皆さん方、本当におめでとうございます。今後ともよろしく願い申し上げたいと思います。

本日は平成26年第3回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、3月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

初めに、市長会について御報告いたします。

4月17日に太宰府市におきまして、第126回福岡県市長会が開催されました。本市からは「地域防災体制強化のための施策の充実について」や「道路等の整備促進等について」など合計31議案を提案し、全議案承認され、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することとなりました。

次に、第114回九州市長会総会が鹿児島県鹿屋市におきまして5月15日から2日間の日程で開催され、1日目の総務省等説明と総会に出席をいたしました。

総会では、本市から提案してありました「都市財政の拡充強化について」や「地域医療保健の充実強化について」、「農林水産業の振興について」など5議案は原案どおり承認、決定され、九州市長会名で国など関係機関へ要望することになりました。

また、6月3日、4日には第84回全国市長会議に出席いたしました。市長会議では、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」や「地方の創意を活かした分権型社会の実現を求める決議」など6決議案及び各支部より上程された86議案が決定され、全国市長会名で国及び国会議員へ要望することとなりました。

なお、このたびの県市長会並びに九州市長会の役員改選におきまして、全国市長会評議員の推薦を受け、全国市長会議におきまして評議員に就任をいたしました。

また、この間、私が会長を務めております福岡県農地・水・環境保全協議会、福岡県農地防災・災害支援協議会、筑後川下流土地改良区連合、福岡県市町村福祉協会など20団体の理事会や総会を開催するとともに、福岡県県南総合開発促進会議、筑後田園都市推進評議会など広域で構成する協議会や期成会等15団体の総会に出席し、今年度の事業計画などが承認、決定されました。

なお、4月2日に開催されました福岡県土地改良事業団体連合会理事会におきまして、私が会長理事に就任いたしましたことを申し添えます。

さらに、4月10日には有明圏域の4市2町で構成する有明圏域定住自立圏推進協議会発足総会が開催されました。

協議会では、定住自立圏共生ビジョンに掲げる各取り組みの進捗管理を適切に行いながら確実に推進していくことで、圏域全体の地域振興につなげていくことにしております。

また、柳川人権擁護委員協議会や柳川市体育協会、柳川、大和、三橋の各文化協会など市内27団体の総会に時間の許す限り出席をさせていただきました。

最後に、市内の近況等に関して御報告申し上げます。

まず、旧柳川地区の校区公民館の整備については、3月25日に城内コミュニティ防災センター、翌26日に柳河ふれあいセンターと矢留うぶすな館の計3館の改修工事完成式を行いました。

このことにより、旧柳川の全7校区公民館改修工事が終了し、全館リニューアルすることができました。

また、大和町、三橋町のコミュニティセンター建設につきましては、4月18日の大和漁村センター改修工事完成式及び中島コミュニティセンター開所式を皮切りに、翌19日に大和と六合のコミュニティセンター、26日には矢ヶ部と二ツ河のコミュニティセンター、30日には中山集会所・中山コミュニティセンターの計6館の落成式を相次いで開催いたしました。

大和町、三橋町の残る4校区のうち、皿垣、有明、豊原の3校区は今年度に、藤吉校区は来年度に開館を予定いたしております。

これからは地域の交流拠点施設として、地域コミュニティ形成に大いに役立てていただきたいと思います。また、大和、三橋の6校区のコミュニティセンターは、これから災害時の第1次避難所（自主避難施設）としての役割も担っています。

さらに、3月30日には垂見小学校の落成式を行いました。

また、子育て支援対策としての新たな学童保育所の設置については、3月30日に有明校区と中山校区、そして、4月6日に大和校区で開所式を行いました。

これにより市内19校区のうち、これまでに18校区において開所することができました。

次に、みやま市との一般廃棄物処理施設建設については、両開地区の最終候補地決定を受け、住民説明会を4月13日に昼夜2回開催いたしました。

説明会では、これまでの経緯や計画を説明し、これから地元住民の皆様が十分に理解していただいた中で進めていきたい意向をお伝えいたしました。

さらに、4月27日には新たな広域火葬場の最終候補地に挙がっているみやま市において、地元説明会を開催いたしました。

今後も説明会を重ね、住民の皆様の理解が得られるよう取り組んでまいり所存であります。

そして、5月23日には有明広域葬斎施設組合の効率的な組織運営を調査研究するため、有明広域葬斎施設組合組織再編検討委員会が設けられ、組合の事務にごみ処理事務を編入することについて協議がスタートいたしました。

次に、国の矢部川水系に係る河川整備基本方針の変更に伴い、国土交通大臣より河川整備基本方針検討小委員会の委員に委嘱され、3月26日に国土交通省での小委員会に出席いたしました。

委員会では、さきの九州北部豪雨災害について、本市の被害状況や災害時の対応等を説明するとともに、自主防災組織や河川のリアルタイムな情報提供と河川監視カメラの設置、情報の共有などの必要性を説明いたしました。

そして、4月24日開催の同小委員会に出席して、河川堤防について、モグラを例に小動物による堤防の損傷やパイピング現象との関係と有明海の干満の差による潮位との計画高水等について質問を行ってまいりました。

さらに、5月23日には本市の防災会議・水防協議会合同会議を開催し、6月1日に防災訓練・水防演習の庁舎内訓練並びに中山立花いこいの森公園における現地訓練を行ったところであります。

また、4月には災害時の対応を記した「防災ガイドブック」を全世帯に配布いたしました。

6月2日に昨年より6日遅い梅雨入りが発表され、本格的な梅雨の時期を迎えますが、災害には万全を期して対応していきたいと考えています。

また、5月27日に台湾から大型クルーズ船で博多港に寄港した観光客のうち約1,000人が本市を訪れましたので、「おもてなし柳川」市民会議や観光協会等の皆さんと歓迎の横断幕やのぼりを揚げ、一人一人に「こんにちは」「ニイハオ」「ようこそ柳川へ」など声をかけお出迎えをいたしました。

また、柳川の魅力を伝えるため、「水郷」「白秋」「さげもん」をテーマに3種類の観光ポスターと自立スクリーン3セット、観光手提げ袋を制作いたしました。これらは、「ふと思い出したらおいでめせ このまち『柳川』へ」をデザインコンセプトに、合併後、初めて制作したものであります。

これからも「柳川を訪れてみたい」「柳川にまた来たい」と思っていただけのように、本市のPRに先頭に立って頑張ってもらえる所存でございます。

最後に、田中吉政公の出生地であります滋賀県長浜市より、6月7日、8日開催の「近世城下町ふるさとまつり」の御案内を受けましたので、田中吉政公顕彰会の方々とともに参加をいたしました。

長浜市では、戦国時代の装束で武者や姫たちがパレードを行う「武将パレード」で御挨拶の機会をいただき、田中吉政公との関係に触れ、本市のPRを行ってまいりました。そして、せっかくの機会でしたので、田中吉政公の出生地である長浜市三川町の還来寺を訪問して、御住職と地元の方々から田中吉政公についてお話を聞かせていただきました。また、市民の熱意と寄附金などで再興された長浜城の市立長浜城歴史博物館などを視察し、城下町を活かしたまちづくりについて見聞を広めてまいりました。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成26年第3回柳川市議会定例会の会期日程等について、6月6日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日6月10日から6月26日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、11日は考案日、12日を議案質疑、13日は考案日、14日、15日は休日で休会、16日、17日、18日を一般質問、19日、20日を委員会、21日、22日は休日で休会、23日を委員会、24日、25日は事務整理日、26日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程 2 が会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程 3 . 議案第43号から日程 6 . 議案第58号までの16議案の一括上程であります。

日程 7 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程 1 が議案質疑についてであります。

初めに、議案第43号を議題とし、質疑終了後、総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第44号から議案第48号までの 5 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第44号は即決、議案第45号は総務委員会に審査を付託、議案第46号は教育民生委員会に審査を付託、議案第47号及び議案第48号の 2 議案は即決といたしております。

次に、議案第49号から議案第52号までの 4 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第49号は建設委員会に審査を付託、議案第50号及び議案第51号の 2 議案は即決、議案第52号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第53号から議案第58号までの 6 議案を一括議題とし、質疑終了後、6 議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（浦 博宣君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、9 番荒木憲議員及び15番矢ヶ部広巳議員を指名いたします。

日程第 3 ~ 第 6 議案第43号 ~ 議案第58号

議長（浦 博宣君）

日程 3 . 議案第43号から日程 6 . 議案第58号までの16議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

今回、御提案いたします議案第43号から議案第58号までの16議案について御説明申し上げます。

まず、議案第43号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に965,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を30,292,276千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款・総務費では、20,860千円を増額補正しております。

内容としましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用した島田地区コミュニティセンター建設助成金、442名の方から寄せられたふるさと寄付金を財源としたふるさと元気応援基金積立金であります。

3款・民生費では、6,700千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川総合保健福祉センター水の郷館内の空調機の取りかえ工事費及び生活保護の制度改正に伴う電算システム改修委託料であります。

6款・農林水産業費では、908,631千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川農協が国の強い農業づくり交付金事業の支援を受けて実施する三橋カントリーエレベーターの改修に対する補助金に加え、農地利用の効率化や担い手への農地集積を図るために実施される農地中間管理事業の事務経費であります。

なお、農地中間管理事業は、公益財団法人福岡県農業振興推進機構からの委託を受けて実施するものであります。

10款・教育費では、29,085千円を増額補正しております。

主な内容としましては、小・中学校通学区域に係る指定校の変更対象要件について検討を行うための通学区域審議会委員報酬、県の土曜日の教育活動推進事業を活用して土曜日の教育支援体制の充実を図る土曜教育推進員謝礼、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業を活用した中島校区の下町区獅子山山車新調コミュニティ助成金、豊原・皿垣・有明校区コミュニティセンター建設事業費、合併10周年の記念事業として実施するおもてなし健康マラソン大会への補助金などであります。

なお、コミュニティセンター建設事業につきましては、設計を行いました結果、人件費や資材等の高騰などにより既定予算額では不足するため増額するものであります。

また、おもてなし健康マラソン大会につきましては、柳川を県内外にアピールする大会として、北原白秋ゆかりの沖端地区や有明海沿岸をコースに取り入れ、市外からの参加者を募るとともに、あわせて特産品のPR等も行うものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、13款・国庫支出金では、生活保護の電算システム改修に伴うセーフティネット支援対策等事業費162千円を増額補正しております。

14款・県支出金では、強い農業づくり交付金事業費や土曜日の教育活動推進事業補助金など810,049千円を増額補正しております。

16款・寄付金では、ふるさと寄付金10,160千円を増額補正しております。

17款・繰入金では、コミュニティセンター建設事業に係る大和地域振興基金繰入金9,169千円を増額補正しております。

18款・繰越金では、110,736千円を増額補正しております。

19款・諸収入では、島田地区コミュニティセンター整備及び下町区獅子山山車新調に係る宝くじ助成金並びに農地中間管理事業業務委託費の合計で17,200千円を増額補正しております。

20款・市債では、コミュニティセンター建設事業に係る地方債7,800千円を増額補正しております。

このほか、第2表 債務負担行為補正では商店街等空き店舗等対策事業補助金について、また、第3表 地方債補正ではコミュニティセンター建設事業について、それぞれ追加しております。

次に、議案第44号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市の附属機関として設置している柳川市老人保健福祉計画審議会を柳川市高齢者保健福祉計画審議会に変更しようとするものであります。

加えて、平成29年度完了予定であります柳川駅東部土地区画整理事業施行地区内の町界、町名及び地番を整理するため、新たに柳川市町界町名地番整理審議会を設置しようとするものであります。

次に、議案第45号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、柳川市税条例も同様に改正しようとするものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、法人市民税につきましては、平成26年10月1日以降の法人税割の税率を14.7%から12.1%に引き下げるものであります。

また、軽自動車税につきましては、平成27年度からの税率引き上げとともに、平成28年度から新たに導入される重課税率を定めるものであります。

次に、議案第46号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説

明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されたことにより、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、課税限度額の見直しとして、後期高齢者支援金等課税限度額を140千円から160千円に、介護納付金課税限度額を120千円から140千円に引き上げるものであります。

また、保険税軽減措置を拡充するため、5割軽減及び2割軽減の対象世帯の所得判定基準額を引き上げるものであります。

次に、議案第47号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年3月7日に公布され、平成26年4月1日から施行されたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の支払い額を引き上げるものであります。

次に、議案第48号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、消防法施行令の一部が改正されたため、柳川市火災予防条例も同様に改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会火災を踏まえ、同じような事故を防止するため、対象火気器具等の取り扱いに関する規定を整備し、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るものであります。

次に、議案第49号 市道路線の変更認定について御説明申し上げます。

本案は、平成21年度より実施中の西鉄柳川駅周辺地区の社会資本整備総合交付金事業に伴い、路線の終点を変更しようとするものであります。

また、あと1路線については、開発計画に伴い市道のつけかえを行うものであります。

次に、議案第50号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、柳川市消防本部柳川消防署の救急自動車の老朽化に伴い、更新のため高規格救急自動車1台を購入するものであります。

去る3月3日から3月25日の間で高規格救急自動車の購入に係る入札参加資格審査申請の受け付けを公募しましたところ、福岡トヨタ自動車株式会社柳川店1社のみので登録でありましたので、同社柳川店長、古家稔と消費税8%を含む32,400千円で随意契約により購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第51号 柳川市土地開発公社定款の一部を変更する定款について御説明申し上げ

げます。

本案は、平成18年6月に公布されました一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴い、柳川市土地開発公社定款の一部を変更する必要があるため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第52号 平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、平成25年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容については、平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金474,106,093円のうち97,800千円を減債積立金に積み立て、31,100千円を建設改良積立金に積み立て、残余を平成26年度に繰り越すものであります。

次に、議案第53号 柳川市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本市監査委員の松藤博明委員が平成26年6月17日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本市教育委員会委員の田中義隆委員が平成26年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第55号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の武藤かよ子委員が平成26年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第56号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の大橋直孝委員が平成26年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に川口敬司氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第57号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の大淵義正委員が平成26年7月7日をもって任期満了と

なるため、後任の委員に山田敏昭氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第58号 柳川市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価員に木下隆税務課長を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、16議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 報告について

議長（浦 博宣君）

日程7．報告について。

報告第5号 専決処分の報告について（専決第5号 祭壇使用料等請求事件に関する調停に代わる決定について）、報告第6号 継続費繰越計算書について、報告第7号 繰越明許費繰越計算書について及び報告第8号 柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第5号から第8号まで御説明申し上げます。

まず、報告第5号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、祭壇使用料等請求事件に関する調停にかわる決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年5月16日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、祭壇使用料等請求事件に関して、久留米簡易裁判所が被告からの申し出のとおり分割による支払いを認め、被告が支払いを怠ったときは残金を一括払いとする等の内容を含めた民事調停法第17条の規定による調停にかわる決定を行ったものであります。市といたしましては、被告の現状等を踏まえ、やむを得ないとの判断に至り、同法第18条第1項の異議の申し立てを行わないこととしたものであります。

その後の経過として、原告、被告の双方が決定の通知を受けた日から2週間以内の平成26年5月16日までに異議申し立てがなされなかったため、翌日の平成26年5月17日に裁判上の和解と同一の効力を有する決定が確定したところであります。

次に、報告第6号 継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成24年度から平成26年度までの3カ年にわたって設定した大和中学校校舎改築等事業費、平成25年度及び平成26年度の2カ年にわたって設定した二ツ河小学校校舎改築事業費について、平成25年度の執行残額を別紙「継続費繰越計算書」のとおり68,095,114円を平成26年度へ繰次繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成25年度柳川市一般会計補正予算（第4号）等において御承認いただきました中山集会所改築事業費のほか31件の繰越明許費予算について、別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり2,602,585,952円を平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものであります。

平成25年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は12,852円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は116,290円となっており、収入支出差し引き103,438円の純損失を生じております。

したがって、平成25年度における準備金は、前年度12,994,329円と平成25年度103,438円の純損失との差し引き額12,890,891円でありまして、これを平成26年度に繰り越しております。

財政状態については、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金及び公有用地を、固定資産はパソコンを保有いたしております。また、固定負債には市からの長期借入金があります。

平成26年度事業については、公共用地管理費として90,459千円を計上いたしております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（浦 博宣君）

この報告についての質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時45分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成26年6月12日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒卷	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	14番	山田	奉文
15番	矢ヶ部	広巳	16番	緒方	寿光
17番	古賀	澄雄	18番	藤丸	正勝
19番	田中	雅美	20番	島添	勝
21番	樽見	哲也	22番	伊藤	法博
23番	梅崎	和弘	24番	浦	博宣

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	長	黒田一治
総務部	長	大坪正明	
会計管理	者	武藤正純	
市民部	長	石橋眞剛	
保健福祉部	長	高崎祐二	
建設部	長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎	長	安藤和彦	
教育部長兼三橋庁舎	長	石橋正次	
消	防	長	橋本祐二郎
人事秘書課	長	平田敬介	
総務課	長	白谷通孝	
企画課	長	椛島謙治	
財政課	長	島添守男	
税務課	長	木下隆	
健康づくり課	長	樽見孝則	
福祉課	長	原忠昭	
学校教育課	長	松藤敏彦	
生涯学習課	長	松尾強	
建設課	長	中村敬二郎	
農政課	長	成清博茂	
水路課	長	松永泰治	

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第43号 平成26年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について
- 2 議案第44号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 3 議案第45号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第46号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第47号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第48号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第49号 市道路線の変更認定について
- 8 議案第50号 財産の取得について
- 9 議案第51号 柳川市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
- 10 議案第52号 平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 11 議案第53号 柳川市監査委員の選任について
- 12 議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 13 議案第55号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 14 議案第56号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 15 議案第57号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 16 議案第58号 柳川市固定資産評価員の選任について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（浦 博宣君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのらないようお願いしておきます。

議案第43号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第43号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第44号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第48号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

の以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第44号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第45号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第46号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第47号 柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第48号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第49号 市道路線の変更認定について

議案第50号 財産の取得について

議案第51号 柳川市土地開発公社定款の一部を変更する定款について

及び議案第52号 平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第49号 市道路線の変更認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第50号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第51号 柳川市土地開発公社定款の一部を変更する定款については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第52号 平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第53号 柳川市監査委員の選任について

議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第55号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第56号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第57号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第58号 柳川市固定資産評価員の選任について

の以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。6議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第53号 柳川市監査委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり松藤博明氏の柳川市監査委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり松藤博明氏の柳川市監査委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり田中義隆氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり田中義隆氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり武藤かよ子氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり武藤かよ子氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第56号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり川口敬司氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり川口敬司氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第57号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり山田敏昭氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり山田敏昭氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第58号 柳川市固定資産評価員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり木下隆氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり木下隆氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時12分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成26年6月16日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒卷	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	14番	山田	奉文
15番	矢ヶ部	広巳	16番	緒方	寿光
17番	古賀	澄雄	18番	藤丸	正勝
19番	田中	雅美	20番	島添	勝
21番	樽見	哲也	22番	伊藤	法博
23番	梅崎	和弘	24番	浦	博宣

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	崎	祐	二
建	設	野	田		彰
産	業	安	藤	和	彦
経	済	石	橋	正	次
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	二
和	庁	白	谷	通	郎
庁	舎	椀	島	謙	介
舎	長	島	添	守	孝
長		木	下		治
長		樽	見	孝	男
長		原		忠	隆
長		松	藤	敏	則
長		松	尾		昭
長		中	村	敬	彦
長		成	清	博	強
長		松	永	泰	二
長		田	中	利	郎
長		大	淵	洋	茂
長		田	尻	主	治
長		大	石	涼	光
長		野	田	栄	祐
長		野	田	洋	範
長		武	田	和	子
長		松	嶋	真	作
長					治
長					時
長					一

4 . 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 高 巢 雄 三
 議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長 亀 崎 公 徳
 議 会 事 務 局 庶 務 係 長 池 末 勇 人

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 一 般 質 問 に つ い て

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	8 番 河 村 好 浩	1 . マルシヨク跡地利用計画は 2 . E M の進捗状況 3 . 小中学校の空調設備 (エアコン) 導入計画は	市 長 " 教育長
2	11 番 諸 藤 哲 男	1 . 子育て支援策 (1) 人口減少、雇用対策は 2 . 省エネ対策について (1) L E D 及び太陽光発電の推進は 3 . 防災について (1) 塩塚川の改修工事について	市 長 " "
3	13 番 吉 田 勝 也	1 . 公法上の債権と私法上の債権について 2 . 市街地の歩道整備について 3 . 常勤消防と非常勤消防のあり方	市 長 " "
4	21 番 樽 見 哲 也	1 . 小・中学校の普通教室へのエアコン設置について 2 . 市職員の消防団の設置を	教育長 市 長
5	16 番 緒 方 寿 光	1 . 「財政改革」をどうするか (1) 来年度からの普通交付税カットに向けての財 源確保はいかに (2) 今後6年間の「人口動態」と「歳入歳出収支」 シミュレーションは (3) 「財政健全化」に向けた歳入確保と歳出削減 の具体策と効果額は 2 . 市長の「市民文化会館建設計画」を問う 3 . 猛暑による小中学校での「熱中症対策」は (1) ソフト、ハード両面の施策は 4 . 市政全般 ～これまでの一般質問での回答は、現時点でど うなったか～ (1) 「企業誘致」「都市計画道路」「定住人口促 進」「マルシヨク跡地活用計画」「アンテナシ ョップ」等	市 長 " 市長・教育長 市 長

順位	質問者	質問事項	答弁者
6	2 番 荒 卷 英 樹	1 . A E Dの使用率を向上させるには (1) 本市での設置及び使用の状況は (2) 使用率の向上に向けての対策は 2 . 市民文化会館について 3 . 外国人旅行者の誘致について	市 長 " "

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、8番河村好浩議員の発言を許します。

8番（河村好浩君）（登壇）

インターネットやモニター中継をごらんの皆さん、そして、議場の皆さんおはようございます。8番、柳誠クラブの河村です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきたいと思っております。

久しぶりのトップバッターですが、先日から執行部の皆さんが初日の最初だから、初日の最初だからといやに心配されていましたが、どんな意味かわからず、逆にこちらが心配になりました。緊張をしているところでございますが、一生懸命質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、マルシヨク跡地の利用計画について、続いて、小・中学校の空調設備（エアコン）導入計画について、最後に、EMの進捗状況についての以上3点を、順番は違いましたが、質問をしていきたいと思っております。

詳細につきましては、自席より一問一答でお願いいたします。議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

8番（河村好浩君）続

それでは、マルシヨク跡地の活用計画について質問いたします。

マルシヨク跡地を購入され、柳川商店街振興組合では、国の地域商業再生事業を実施されたと聞いていますが、今後のマルシヨク跡地はどのように活用しようと計画されているのか、お伺いいたします。

商工振興課長（田中利光君）

河村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、柳川商店街振興組合が行った地域商業再生事業の地域状況調査アンケート事業について御説明させていただきます。

昨年12月にマルシヨク跡地を中心に半径400メートルを商圈と考え、市民の方にアンケートを郵送して調査を行っております。このアンケート調査結果の中で、マルシヨク跡地への要望施設については、肉、青果、鮮魚などの生鮮食料品が欲しいという回答が最も多く、次いで喫茶、飲食などのつくるぎの場に活用してもらいたいという意見や高齢者や子供の憩いの場に活用してほしいなどという多くの意見がございました。また、施設につきましても、事例研究として検討を行っております。

これらの調査結果を踏まえ、5月23日に第1回目となりますマルシヨク跡地活用検討委員会を柳川商店街振興組合の主催のもとに開催したところでございます。メンバーといたしましては、柳河地区区長会、柳河校区婦人会、柳河小学校PTA、NPO団体、地区幼稚園・保育園関係者それぞれの代表者の方、それから、柳川商店街振興組合、柳川商工会議所、市商工振興課で構成している検討委員会を開催したところでございます。

この検討委員会を上位機関としまして、20代から60代までの地域住民の皆さんによる年代別の活用検討分科会を開催していくことにしております。先ほど申し上げましたアンケート結果をもとに、柳川商店街振興組合はもちろん、地域住民の皆様にとりましてもよりよい活用策を市も一体となりまして検討してまいりたいと考えております。

8番（河村好浩君）

今、全国どこでも商店街は、今やシャッター通りと言われております。柳川市でも空き店舗対策に苦勞されているわけですが、先ほど課長が言われましたように、この報告書を私も読ませていただきました。その報告書の中で佐賀県の事例を挙げて、活用化案を紹介されております。それはコンテナハウスを幾つも並べて、例えば、手芸教室とか、読書コーナーや喫茶コーナーなどがあり、利用者数が年々伸びていると紹介されておりました。

私もそれはいいアイデアだなとは思いましたが、柳川市の場合、マルシヨク跡地にコンテナを設置するかわりに、要するに空き店舗に苦勞しておりますので、空き店舗対策に活用するのはいかがでしょうか。

コンテナを設置するにも費用がかかります。空き店舗を活用することで家主さんにも安定

収入があり、シャッターが開くということで、よりよいにぎわいが戻ってくるんじゃないか
と思います。これは一石二鳥ならぬ一石三鳥、四鳥にもなるかと思いますが、いかがでし
ょうか。

商工振興課長（田中利光君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の調査報告書では、路地開発の事例研究として、佐賀市が所有し、NPO法人が運営
するわいわい!!コンテナ2が取り上げられております。これは施設の事例研究として、施設
を建設する場合の事例を取り上げ、検討されているものでございまして、これを即実施する
ということではございませんので、まず、御理解をお願いいたします。

議員の御指摘の空き店舗の活用については、アンケート調査の中で、消費者が望む柳川商
店街への希望という調査項目の中で空き店舗の活用の要望が一番多く上がっております。

柳川商店街振興組合でもこの調査結果を受けとめられ、ことし2月から商店街内の空き店
舗を借り上げ、さげもんやひな灯りを展示されました。また、現在はその空き店舗を地域児
童の絵画展示の場所や地域住民のサークル活動の場など、地域住民が憩える場として使える
ようにするため、地権者の了解を得て内装工事を進めるなど、空き店舗対策に努力をされて
いるところでございます。

本市におきましても、今までの空き店舗対策要綱を改正し、空き店舗や空き地の活用にも
対応できる事業を実施することにしておりますので、空き店舗の活用について、議員の御提
案も参考にしながら、柳川商店街振興組合と検討してまいりたいと考えております。

8番（河村好浩君）

8番河村です。

ありがとうございます。ぜひですね、きょうの質問はマルシヨク跡地の活用策なんです
が、その報告の中であったものですから、それを空き店舗にというような形でちょっとお話をさ
せていただきました。

市民の皆さんの会話の中で、マルシヨク跡地の活用策として多くの方が希望されているの
は、まず考えるべきは、市民の皆さんが憩える場所、誰でも活用できる場所を最優先すべき
だということでした。先ほどもちょっと課長からお話がありましたように、報告書の中では、
マルシヨクのかわりになるようなもの、例えば、生鮮産品が買える朝市の充実、雨風がしの
げて、きれいなトイレやベンチなど、ちょっと休憩もできる場所を要望されております。ま
た、学生たちのイベントを開催できて、B級グルメや人気スイーツを食べたいなどがあり、
そして、一番印象に残ったのは、駐車場が有料だから買い物に行かないということでした。

報告書を見た後、私の知り合いの何名かの方に聞いたんですけれども、もし大型店舗の駐
車場が有料ならば買い物に行くかどうか聞いたところ、全ての人が買い物をするかどうかわ
からないのに、お金を払ってまで行かないとのことでした。

私もマルシヨク跡地活用については、本当、先日の購入決定以前から考えていたことがあります。それは多目的ホールのような雨風がしのげて、トイレや水道、ガス、電気などの設備が整った巨大ドームをつくったらいいなと思っておりました。そこで、マルシヨクのかわりになるようなものをしていただいて、ベンチに座ってコーヒーが飲めたりとか、夜は若い人たちが集まって屋台村を開くとか、とにかく人が集まるようなことをまず考えるべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

商工振興課長（田中利光君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

マルシヨク跡地の活用について具体的な提案をいただいて、ありがとうございます。柳川商店街振興組合が事業主体としてアンケート事業を実施する中で、先ほど議員がおっしゃいましたように、多様な御意見をいただいております。

また、マルシヨク跡地活用検討委員会の委員の皆様も消費者として、また、地域住民の一人として、マルシヨク跡地の活用については、柳川商店街の活性化と地域コミュニティの拠点になる重要な場所だと認識いただき、参加いただいておりますので、議員の御提案も参考にさせていただきながら、今後、具体的な検討が行われることになると考えております。

8番（河村好浩君）

ぜひこのような案を紹介いただいて、実現できればいいなと思っております。なぜかと申しますと、今、さげもん祭りのときに、巨大さげもんがあの広場でぼつんと展示されています。私、あれを見て、何か寂しくなったんですね。せっかく柳川さげもん祭りの目玉となる巨大さげもんを生かし切れていないと思うんですね。例えば、巨大ドームをつくって、その巨大ドームの真ん中に巨大さげもんもつるし、その周りに通常のさげもんを無数に下げるんですよ。そして、これが柳川のさげもんたいと全国にアピールしていったらいいんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、何もマルシヨク跡地だけじゃなくて、例えば、西鉄の駅のところにも、沖端商店街のところにも、観光客の皆さんが足を運ばれるような場所にこういった柳川さげもんの巨大なさげもんを、そしてまた、ちょっとお話を聞いたところ、さげもんにはルールがあるですもんね。そのルールを無視してさげもんをつくってあるということが結構ありますよというお話があって、さげもんを一生懸命されてある方がちょっと残念がっておられましたので、その柳川さげもんの伝統も含めて、そういった形で紹介をしていく。そして、もちろん駐車場は無料で、大型バスがとめられるようにすることが必要ではありますが、巨大ドーム一つで観光の目玉にもなり、市民の憩いの場にもなる。そうすることにより、人が自然と集まってくる。その後に商店街の活性化が見えてくるのではないのでしょうか。市長、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

ただいまの河村議員のいろんな考え方については、賛同する分もありますし、ちょっと私自身も考え方がありますので、それについて述べさせていただきたいと思います。

1つは、さげもんめぐりが2月中旬から4月3日まで行われました。今回、私は新潟県のほうの新潟市に行って、新潟空港の中にさげもん、雛人形も飾らせていただきました。そのとき、エフエム新潟とか、いろんな形のラジオ番組にも生番組にも出させていただき、柳川は2月の中旬から4月の初めについては商店街はさげもんがずっと、あちこち行ってもさげもんですよというお話をして、帰ってきたところです。実際は、今、言われるような形で若干寂しい面がありました。商店街振興組合の古賀さんにもお話をして、なるべく並べていただきたいと、飾っていただきたいというお話をしてきました。

よそのことばかり言えませんが、私も市役所内も全体ですね、あの期間中はやっぱり飾るべきと。あちこち行ってもさげもんをその期間中は下げていいんじゃないかという考え方を持っているところでございます。

また、4月、滋賀県の長浜市のほうにも、先日、藤井長浜市長から御招待もありまして、どういうことかといいますと、そこは田中吉政公の出身地でもございますし、そういう面では、柳川市のお城をつくって、堀をつくって、そして、道をつくられたという方でございますので、ぜひ私は行ってみたいということで、お話を聞きながら、長浜城の再構をされたわけですが、それについてのどうやって再構、再建をされたかというお話も聞きましたし、1つは、見たかったのは、柳川と同じような状態の中でシャッター通りが今は物すごい、例えば、表現すれば、有田陶器市みたいな形で、いっぱいたくさんの皆さんがいらっしゃったということで、今までは1時間当たり犬が1匹とか人通りが何人かというところが若い人たちを含めてたくさんいらっしゃるということで、どうやってシャッター通りがああいうふうになっていったかということも非常に興味があったし、いろんな形で、確かにその通りは、ストリートは、シャッターがおりている店は一軒もなかったんですね。食事をするにしても長蛇の列で、食べられないという状況でございました。

そういう面で、いろんな形でこれから研究してまいりたいと思います。

今、空き店舗の活用策についてもお話をいただきました。そのことも必要だと思うし、今のマルシヨク跡地に大きなホール、大きなドームをつくってという提言をいただきました。コンテナじゃなくて、そういうことも考えて、これからいろんな形で、いろんなことを見聞しながら、よりよい方向に向けていきたいという考え方は、河村議員と同じような形で持っていることをお答えしたいと思います。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

8番河村です。

ありがとうございました。いずれにしましても、このマルシヨク跡地は国の補助100%で

購入できた土地でございます。まずは市民の皆さんに喜んでいただけるような、そして、それぞれの個店の地元商店の皆さんが商売繁盛につながるような、そして、市長がおっしゃっておりますおもてなしの心がこもった企画を期待しております。

以上で、このマルシヨク跡地の問題については終わりたいと思います。

次に、小・中学校の空調設備（エアコン）導入についてですが、近隣市町では普通教室への空調設備の導入が進んでいるようでございます。どのような感じに進んでいるのか、把握されておりますでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

常時授業を実施します小・中学校の普通教室へのエアコン導入の近隣自治体の状況につきましては、平成25年度にみやま市、大木町、八女市、広川町が設置をしております。また、筑後市が本年度と来年度の2カ年で設置予定とのことです。大牟田市につきましては、本年度に特別支援学校に設置をし、小・中学校につきましては、平成28年度から3カ年程度かけて設置する予定と聞いております。

以上です。

8番（河村好浩君）

ありがとうございました。

柳川市で全小・中学校の普通教室に空調設備を導入するとして、どれくらいの設置費用がかかるのか、また、電気代等のランニングコストについて幾らぐらいかかるのか、試算はされておりますでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

きちんとした設計を行っておりませんので、概算で申し上げますと、設置費用としては小・中学校合わせると540,000千円程度かかるのではないかと試算をしております。

電気料金等の毎年のランニングコストにつきましては、昨年度設置をしておりますみやま市の例を参考に試算しますと、基本料金の値上がり分が大きく、年間22,000千円から25,000千円の範囲で増加するのではないかと試算をしております。

8番（河村好浩君）

じゃ、その財源確保についてですが、できれば国の補助を活用したほうがいいと思うんですよね。設置してある自治体はどのような補助金を活用して設置されたのか、御存じでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

多くの自治体が国の補助事業であります学校施設環境改善交付金の大規模改造の質的整備を利用しております。国から交付金として対象経費の3分の1の補助がございます。

また、25年度に整備をしました自治体の多くは、補助金で賄えない自治体の自己負担部分に、平成25年度に国が日本経済再生に向けた緊急経済対策で各自治体に交付しました地域の

元氣臨時交付金を活用したところが多かったようでございます。

8番（河村好浩君）

8番河村です。

私もその話を聞きました。でも、去年で終わっていますので、なかなかできないとは思いますが、いずれにしましても、世の中がこんな時代でございますので、また何かいろんなあれが出てくるんじゃないかなと思いますし、ランニングコストについては、私の案というか、あれですけれども、高校の場合だったら、例えば、校納金の中にクーラー代とかといって入れてあったりするわけですよ。

そういったことも含めて、できるだけ設置をできるような環境にされた方がいいんじゃないかなと思うんですが、子供たちも夏休みがあるとはいえ、取り巻く生活環境や教育環境は私たちの時代とまるで違うわけでございます。昔は今みたいにエアコンもなく、扇風機が主流でした。時代は努力、根性、忍耐ということで、例えば、転んでけがしても、つばつけときゃ治りたいとか、暑かったら窓をあけて寝るといった環境にあったかと思います。しかし、今はどこの家庭にもエアコンがあり、省エネとはいえ、暑くなればエアコンをつけるのが当たり前の時代でございます。ただ、いつから何月からつけるかの問題であります。家庭では、また、防犯上、窓を閉める家庭も多くなっております。

ことは6月の時点で猛暑日となり、北海道でも37.8度を記録するなど、異常気象について連日報道がなされているわけでございます。また、中国からの黄砂やPM2.5の対策も必要だと思います。ぜひ本市も早く導入していただけるのか、市長にお伺いしたいと思います。

市長（金子健次君）

今回の一般質問の中では、それぞれの議員からこの問題について御質問があって、最初の答弁になるかと思えます。先ほど言われますように、北海道では35度以上の猛暑日になっているということと日本列島全体が異常気象が頻発しているということと、さらにはPM2.5、私たちの柳川市におきましても、環境省が定める基準をオーバーしておるという状況になっておるということも確かでございます。そういう中におきまして、果たして窓をあけることが可能かどうかという状況になっているところでもございます。

そういうことを勘案いたしまして、平成26年度に改築工事を行います二ツ河小学校と中山小学校については、改築工事の中で今年度設置を行い、それ以外の学校につきましては、平成27年度から国の補助事業を活用いたしまして、平成28年度までの2カ年で全小・中学校の普通教室に空調設備を導入したいという考え方を持っております。

PM2.5や熱中症につきましては、特に幼児や高齢者といった体力的に弱い方々への配慮が必要でございます。小・中学校を比較した場合、小学生のほうが体力的に弱いために、小学生を優先いたしまして、平成27年度に小学校を、平成28年度に中学校を整備したいという考え方を持っております。

以上です。

8番（河村好浩君）

8番河村です。

ありがとうございました。ぜひそのような計画で進めていただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、EMの進捗状況について質問をしたいと思います。

前回の市長答弁では、モデル地域を決めて効果の有無を調査したいというようなお話でございました。あれは平成24年9月の一般質問で、その後に市長選挙があり、再度市長が再選されたわけですが、この1年半、ちょっと様子を見てまいりましたが、どのように進んでおられるのかをちょっとお尋ねいたします。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

平成24年9月10日に開催されました本会議一般質問において質問されましたEMのその後の進捗状況についてお答えいたします。

議員の一般質問におきましては、EM予算の経緯、また、EM効果の事例、EMの必要性などについていろいろと御意見を承ったところでございます。

平成17年以降、EMによる環境対策事業の予算は右肩下がりから横ばいの状態で推移し、現在に至っておりますが、EMを使用しましたごみ減量、EM活性液の無料配布等は継続しているところでございます。中でも、クリークの水質浄化の観点からモデル箇所を選定し、試験的に前後のデータを検証するとの答弁をいたしておりましたが、現在、場所の選定及び検証方法について検討中でございまして、実施に至っていない状況でございます。

また、EMを使用しました取り組みにつきましては、宮崎県三股町へ研修視察を行っております。

議員が申されますように、EMの積極的取り組みにつきましては、EMに対する知識を深めながら本市でできる範囲内で精いっぱい努力していきたいと考えております。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

8番河村です。

様子を見ていたら、どうも調査が行われていないなと感じておりましたので、きょう一般質問をするようになったわけですが、先日、浜武漁業協同組合の皆さんがEMだんごをつくっておられるとお聞きしましたので、お邪魔しまして、そしたら、五、六十人の若い人から年配の方まで、一生懸命EMだんごづくりに励んでおられました。代表の方とお話をしたところ、このEMの取り組みは、河野市長がこのEMを導入したときからずっと続いておると。そして、地域の水路や海にEMだんごを投入してきたとのことでした。柳川市内でも、いろんな地域でそれぞれの団体が独自で活動をなされているとのことでした。

そこで、EMに取り組んでいる人たちが情報交換の場を持ったらどうですかと提案をしたところ、それはぜひにと。また、市長にもおいでいただき、交流の場をつくっていただきたいのことでございました。市長のマニフェストでは、あれですけど、観光の振興を初め、環境問題、農業の振興、有明海の再生を目指しておられます。宝の海有明海がノリを初め、タイラギやアゲマキにアサリなど、昔のように水揚げされる、そんな光景を見たいと思っております。EMにはそんな可能性があると思っております。

その団体の皆さんがどのようにEMへ取り組んであるのかを意見交換されてはいかがでしょう、市長。

市長（金子健次君）

過去、河村議員の一般質問に、過去において河野市長時代に予算的に組んで執行されて、その結果についてもお話、回答させていただきました。

EMの推進事業をやっておられます蘇る有明海ネットワーク・ちくごの堤代表、また、ほかの会員さんとも一緒になって、過去、三、四回はお話をさせていただいたところがございます。今後もこういう形での意見交換の場は必要であるし、また、いろんな形でお話をさせていただきたいというふうに私は思っております。

以上です。

8番（河村好浩君）

8番河村です。

ありがとうございます。ぜひですね、先ほど言われました堤代表と個別に話すんじゃなくて、やはり浜武漁業漁業組合、中島漁業協同組合、大和漁業協同組合ですかね、そういった形で、いろんな方がいらっしゃいます。そして、その方たちがそれぞれにやっておられますので、一堂に会して、いろんな事例のこととか要望とか、いろんなことがあろうと思っておりますので、ぜひやっていただきたいと思っております。

そして、前回の一般質問から、先ほどの課長の答弁の中にもありましたが、数カ月たってからはございますが、蘇る有明海ネットワーク・ちくごの堤代表御夫妻から御案内をさせていただいて、私と市民部長、生活環境課長、担当職員の計6名で宮崎県三股町のEMを使って牛を育ててある酪農家を訪問いたしました。そこで私も新たな発見があったし、部長にお聞きしたいと思うんですが、そのときどのように感じられたかをちょっとお話しいただければと思います。

市民部長（石橋眞剛君）

議員おっしゃいますように、昨年7月29日でございます。河村議員とEM会の堤代表夫婦、それと私と職員2名で、先ほど課長が申しましたように、宮崎県のほうの肉牛を生産されていらっしゃる畜産農家のほうへ視察をいたしました。

そのときの状況、感想を申し上げますと、その畜産農家では親牛を6頭、子牛を5頭飼育

されておりまして、親牛には1日に2回、子牛には1日に1回、餌の中にEMボカシを1つまみ入れていらっしゃるということでありました。また、臭気対策だろうと思うんですが、牛舎の壁などにEM活性化液を吹きかけているということも言われております。

このため、私どものほうから牛への健康被害は大丈夫ですかということをお尋ねしましたところ、畜産農家の方は肉質が悪くなったとかの悪影響は出ていないと。むしろ使用してよかったです。また、以前は牛舎の中に害虫が出ていたが、EMを使用してからは余り出なくなったという返事ございました。

なお、においにつきましては、牛舎の中に堆肥を積んであるところがございましたが、私のイメージとは違って、牛舎の中のおいはほとんどしなかったという感想でございます。

以上でございます。

8番(河村好浩君)

8番河村です。

そこなんですよ。私も行って、そばに牛のふんがあるんですけど、におわないんです。現物があるんですよ。におわないんですよ。やはり市長、百聞は一見にしかずですよ。EMに対する認識が変わると思います。

また、市民の皆様方にはEMをつくってウジ虫が湧いたとか、何か、そんなついで、ウジ虫が湧くようなEMがよかわけがなかやっかとか、誤った情報を信じておられる方もおります。ぜひ正確な情報をお伝えいただき、そのためにも市長もぜひ視察に行ったほうがいいんじゃないかなと、行くべきだと思います。

先ほどの浜武漁協の人たちもそういった話をしたら、ぜひ視察に行きたいと言っておられましたので、市のバスを利用すれば費用もそんなにかかりません。行けば必ずEMに対するもやもやが解決すると思いますが、市長、いかがでしょうか。

市長(金子健次君)

宮崎県の三股町、そのことにつきましては、石橋部長のほうから報告を受けております。確かに百聞は一見にしかずと申しますが、ぜひそういうことの視察をしてみたいというふうに思っております。

私自身もEMだんごとかを駅前とかに、団体と一緒に投入したことがございますけれども、その効果の分について、いろんな形で過去の問題、いろんな沖縄の比嘉先生の話もお聞きをいたしましたし、いろんな形で研究をしていきたいというふうに思います。実際、そういう行動も起こして、私の五感の中でそのことがわかるような形で、そういう機会を自分自身に与えたいなというふうに思っております。

以上です。

8番(河村好浩君)

ありがとうございます。三股町もいいんですけど、大規模酪農家はEMを牛のおるところ

にシャワーのようにかけるらしいです。そうすると、全くにおわないと。ぜひ先ほど言いましたように、EMの各種団体の皆さん方と一緒にEMの視察に行っていただけるようお願い申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

第2順位、11番諸藤哲男議員の発言を許します。

11番（諸藤哲男君）（登壇）

10分ほど休憩が入るつもりで構えておりましたら、急に議長から御指名を受けましたので、ただいまより一般質問をしたいと思います。

皆さん改めましておはようございます。11番諸藤です。きのう、サッカーのワールドカップをテレビで見えておりましたら、日本が先制したので喜んでおりましたけど、後半になって何か皆さん疲れたみたいで、暑さと湿気のためでしょうか、アフリカのコートジボワールに逆転負けしたということで残念でございました。また、けさは私は全米オープンを見ておまして、また松山選手も残念ながらいいところに入ることができませんでした。

では、済みません、通告に従って質問をしたいと思います。

まず、1点目の子育て支援策でございます。

人口減少、雇用対策について、その中でお尋ねいたします。

5月9日付の朝刊で、2040年には全国の自治体の半数で子供を産む世代の20代、30代の女性が半減し、将来的には行政機能維持が難しくなるという記事が出ました。これは地方から東京を中心とする3大都市圏への人口流出がこれまでのペースで続いたと仮定して試算しているの、言いかえれば、これからの人口流出をいかに食い止めるかが大きな政策課題となってくると思います。

試算を発表しました日本創成会議の分科会では、高齢者がふえる東京では、医療、介護分野での雇用が見込まれるとし、地方から都会への人口流出が現在の年10万人ペースで続くと想定しております。そして、こうした地方の自治体はいずれ消滅する可能性があるとは指摘しているところでございます。柳川市もその中に入っております。まことに残念でございます。

本市では、1年間でどれくらいの人口減少が進んでいるか、20代、30代の人口の推移はどうなっているのか、お尋ねします。

あとの質問は自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどお願いしておきます。

議長（浦 博宣君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長（椛島謙治君）

先ほどの諸藤議員の1年間でどれくらい人口が減っているかにつきましてお答え申し上げます。

本市人口は合併直後の平成17年3月末の住民基本台帳では7万6,124人を数えておりましたが、ことしの3月末時点では6万9,846人と、7万人を初めて割り込んでおります。合併から9年間で6,278人、年平均にしますと約700人のペースで人口減少が続いていることになります。

また、20代、30代の人口の推移でございますが、合併当初の平成17年3月末では20代が8,609人、30代が8,707人、合計しますと1万7,316人でありました。これに対しまして、本年3月末では20代が6,669人、30代が7,474人、合計1万4,143人となっております。合併から9年間で3,173人、年平均で約350人のペースで減少している状況でございます。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

諸藤です。

今、お聞きしますと、やっぱり20代、30代の年代の減少率が物すごく多くなっているように思われます。特に、柳川市の人口減少の中の半分が20代、30代と、そういうことですね。

では続いて、2040年において、柳川市では人口及び年少、生産年齢、高齢者の人口割合はどのようになっているのか、教えてください。

企画課長（椛島謙治君）

それでは、参考までに平成26年3月末の住民基本台帳の年齢構成ごとの割合を申し上げますと、15歳未満の年少人口が12.5%でございます。15歳以上から65歳未満の生産年齢人口が58.4%、65歳以上の老年人口が29.1%、そのうち75歳以上の人口が15.2%というふうになっております。

お尋ねの2040年の本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、4万9,921人と、5万人を割り込む予想となっております。その内訳ですが、15歳未満の年少人口が9.8%、15歳以上65歳未満の生産年齢人口が51.7%、65歳以上の老年人口が38.5%、そのうち75歳以上の人口が24%という推計が出ております。少子・高齢化がさらに進むような予測となっております。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。

今の推計をお聞きしておりますと、今までは減少が年間700人ぐらいだったんですかね。

今度の2040年までの推計を見ると、今、ちょっと聞いた中で簡単に計算してみたんですけど、大体年に1,200人ぐらい減る計算になりますかね。合っていますか。約2万人ぐらい14年の間に減るんでしょう。そうすると、1,200人が1,300人。ということは、人口減少の度合いがもっとどんどん進んでいくということですね。

では、その対策と申しますか、そういう形で今から質問していきたいと思えます。

試算では、高齢者の多い都会では医療、介護分野の雇用増が見込まれるとし、この雇用のために若年層が都会へ流出するとしています。人口の流出を食い止めるために、柳川市では人口減少を抑え、定住人口をふやすための施策を行っていると思えます。効果が上がっているもの、また、今後どのような施策に力を入れていくつもりか、お尋ねします。

企画課長（椋島謙治君）

定住人口の今後の施策ということだと思えます。

市内への移住、定住促進を目的に、新婚世帯に対しまして月額10千円を上限に家賃の一部を支援する新婚世帯家賃支援制度というのを実施しております。また、転入して市内で住宅を取得する世帯を対象に、最大で1,000千円までを支援するマイホーム取得支援制度を平成24年度より実施しております。制度開始後の転入者数の推移を見ますと、制度開始初年度であります平成24年度末、それと前年度を比較いたしますと74人、2年目のことし3月末で見ますと48人、合計で122人転入者がふえております。

平成17年の合併以降、転入者の数は減少傾向が続いていたことを踏まえ、支援制度によりまして一定の効果があらわれているのではないかと申すように考えております。

今後は現在実施しております支援制度の効果把握を行いつつ、支援を継続するとともに、新たな支援制度についても検討してまいりたいと申すように考えております。

また、現在、地方の活性化に興味を持つ都市住民を呼び込み、市のまちおこしに協力いただく総務省の制度であります地域おこし協力隊事業にも取り組んで申すところでございます。

この事業を通じて、都市部から柳川への移住の成功モデルづくりを進めるとともに、生活地としてのイメージづくりを行い、移住先として選ばれる柳川を目指して引き続き定住施策に取り組んでまいりたいと申すように考えております。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。

いろんな施策を行って、効果が上がっているものがあると思えますけど、まだまだちょっと足りないというか、そういう面もあると思えます。

参考までにちょっと私の意見を申させていただきますと、今、新婚世帯では2年間ですよ、10千円の家賃補助。これを何かもう少し、子供さんが生まれて小学校に入られる、それぐらいの年数、金額はかかると申すんですけど、家賃補助をしていただくと、若い世代の方も、

小学校に子供さんが入れば、なかなかよその地域に移動すると、また、転校するということが、子供さんが友達ができると、その中で友達と一緒に遊び、仲のいい友達がおるからよそに移りたくない、そういうふうな考えも持たれると思いますので、そこら辺を踏まえた中で、もう少し先のほうのことを考えていただくようお願いしておきます。

続きまして、30代女性の就業率が生産年齢の中で一番低くなっております。出産後、働きたい女性がすぐ働ける環境が整っていることが大事なことだと思います。子育て女性の就業支援についてどのような施策があるか、お尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

子育て女性の就業支援策の御質問についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、出産後、働きたい女性がすぐに働ける環境整備が重要な課題となっております。政府の成長戦略の中で、女性が輝く日本と題して、女性の社会進出が最重要課題となっており、結婚、出産後の女性の復職を推進する課題の解決を図る必要があると具体的政策目標が掲げられております。

今後、社会全体で課題解決に向けての取り組みが進められるものと考えています。

そのような中で、福岡県では、子育て女性の就労支援を実施いたしておりますので、その施策について御説明させていただきます。

県内4カ所の労働支援事務所内に子育て女性就職支援センターが設置をされております。働きたいと思っている子育て中の女性を対象に、就業相談、保育などの情報提供、就職や仕事に役立つセミナーの開催、出張相談、仕事のあっせんなどを行っています。また、求人を考えている企業と働きたい子育て中の女性をつなぐ無料職業紹介事業も実施されております。

柳川市においては、女性就職支援センターが実施する事業の紹介や大川市、大木町と共催で就職サポートセミナーを実施いたしております。

一方、子育て中の働きたい女性を採用していただく企業側の取り組みとして、子育て応援宣言企業登録制度が実施されております。企業の取り組みとして、女性が活躍できる企業でなければ成長できない、企業として子育てを応援しなければならないとのコンセプトで、各企業のトップが仕事と子育てを支援するための宣言を行う制度に県内多くの企業が登録をされております。

柳川市内の企業においても、平成26年5月末で88件の企業が登録を行っていただいております。

今後も子育て中の働きたい女性、採用を行っていただく企業との相互理解が進み、出産後、働きたい女性が働ける環境整備に努めてまいりたいと思っております。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。

いろんな施策をおっしゃいましたが、とにかく女性がそういう施設に行って相談しやすい

という環境をつくるのがまず一番じゃないかと思っております。

次に行きます。

若い世代の雇用が確保されるとともに、育児休業から復帰する女性や子育てが一段落して働きたい女性が心配なく子供を預けられることも必要だと思います。

柳川市において、保育所の待機児童の実態はどうか、教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

本市における保育所の待機児童でございますが、待機児童とは、市に申込書が提出され、入所の要件に該当しているにもかかわらず、入所していない児童を申しますが、柳川市では現在待機児童はございません。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

都会では待機児童の問題で大変ですけど、柳川では幸いでございます。

続きまして、学童保育所について、保育園と同様に、働きたい女性の直面する問題に小1の壁というものがございます。これまで保育園に預けていて仕事をしてきたのに、小学校に上がると、放課後、子供を安心して見てくれる人がいないということが言われています。

柳川市では、小学校区ごとに学童保育所が設置されつつあるようですが、現在の施設の数や対象児童、利用者数はどうなっているのか、教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

現在、19ある小学校区に対し、18校区において学童保育所が設置されています。運営の方法は、校区ごとに運営委員会を組織していただき、市が事業を委託し、実施しています。現在、小学校3年生までで夫婦共働きなど、家で子供を見ることができない家庭の児童を対象としており、登録児童数は541名でございます。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。

現在、541名の方が利用されているということですね。

それでは、学童保育所の施設の整備状況についてちょっとお尋ねします。

学校施設の余裕教室やミーティングルームを使ったり、単独で施設をつくったりしているところがあるようでございますが、実態はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

施設については、まず、全ての小学校区に学童保育所ができることを目標としてきましたので、小学校の余裕教室などを転用させていただいたところや学校のミーティングルームやコミセンの部屋を借用して開設しているところもございます。

専用の建物を新たにつくって開設したところは4カ所、学校の教室を転用したところは5

カ所、ミーティングルームの転用及び借用が4カ所、用務員室の転用が3カ所、コミセン等公共施設を転用しているところが1カ所、学校外の施設を転用しているところが1カ所となっております。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。

その中で、一番問題になってくるのは借用だと思っておるんですけど、今度、次の質問にちょっとまた移りますけど、学童保育所に関する国の指針の中で、対象児童は原則6年生までになるようになっておりますが、柳川市ではこのままだと対象児童を拡大しようとしても、そういう借用の敷地が狭いという中で、受け入れるスペースがないところが手狭になって出てくるんじゃないかと、そんなふうを考えておりますが、その対策としては今後どのように考えてあるか、お尋ねいたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

学童保育については、年々ニーズがふえ、入所希望者が多くなってきているところでございます。また、小学校4年生以上の児童についても、預けたいという希望が寄せられるようになってきているところです。国は子ども・子育て支援法の中で、放課後児童健全育成事業として学童保育所を位置づけており、6年生までの児童を対象とすることが示されています。ただし、対象児童の拡大については、施設の拡充と指導員の確保が必要となります。施設については、やはり学校敷地内、あるいは隣接地などに場所を求める必要がありますので、これらの課題の解決に取り組みつつ、今後、受け入れ体制の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

諸藤です。

受け入れ体制、場所の問題、いろいろございますでしょうが、とにかく6年生まで対象を広げるとなると、一つの例を例えますと、うちの小学校では3年生まで22名の学童保育の方がいらっしゃいます。そうなると、そのミーティングルームで6年生まで対象を広げるとなると、どうしても手狭になってくるんですね。そういうことも踏まえまして、後々、施設を別につくってあるところもございますので、学校の敷地内、また、その周辺にプレハブなり、そういう形の施設をつくっていただくような形をお願いしておきます。

次に移ります。

先ほどから続いております若い女性の問題ですけど、近隣自治体では、大木町は冒頭の若い女性が半減する自治体の中には入っておりません。大木町では保育所の保育料を独自に引き下げていて、子育て世代を町内に取り込むことに成功しているようだが、柳川市とでは保

育料に対してどれぐらいの差があるか、教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

3歳未満児を1人預けた場合で比べますと、所得階層によって3千円から20千円近く大木町が安くなっています。同様に、3歳以上児でも2千円から10千円以上、大木町のほうが安くなっています。

保育料のことになると、大木町がよく比較されているところですが、近隣の他の市町と比較して柳川市の保育料が高いということはございません。この周辺で大木町が特に保育料を安くしているという状況でございます。

柳川市においても、国の基準から保育料の引き下げを行っていて、現行でもこれに伴う市の超過負担、結果的に市が保護者に補助している金額でございますが、89,000千円程度でございます。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

諸藤です。

今、市単独で89,000千円、保育料を補助してあるということでございます。今現在で89,000千円補助してあるから大変だと思いますけど、特に、その中でもゼロ歳から3歳で20千円の差があると。最初に預けるのに20千円も違うなら、よその町に行ってアパートを借りたほうがいいんじゃないかと、そういう考えの方も出てくると思います。

そこで、新婚家庭への10千円補助とか、そういういろんな施策、医療費の問題でもございます。そういう形でやってありますけど、もう少し何か、選択と集中ではございませんけど、ポイントとなるような目玉となるような形ですね、そういう施策を何か打ち出していきたいと、そんなふうに考えております。

では、次に移ります。

柳川市周辺では、大木町のほか、筑後市、広川町が若年女性半減の推計の中に入れておりませんでした。そこで、柳川市と何が違うのか、十分研究をしていただきたいと思っております。

2040年には全国自治体の半数で子供を産む中心世代の20代、30代の女性が半減し、将来的には行政機能維持が難しくなるということの記事について市長の見解を求めます。

市長（金子健次君）

私の見解ということでございますけれども、この記事が朝刊に出たときは、ショッキングなニュースでございまして、この中に柳川市はということで見ますと、やっぱり載ってまして、県南で載っていないのは大木町と筑後市ですね、そういうような状況でございました。

先ほども議員のほうが言われましたように、この記事における人口の試算というのは、将来人口の推計に当たって、地方から都市への人口の流出が現在のペースで続くものと試算を

されたというふうに思います。その根拠といたしましては、高齢化で都市では介護、医療等の雇用がふえ、地方から都市へ人口が流出するという一方で、特に、20代、30代の若い女性が都市部へ行くということになっているようにございます。これをそうじゃないと否定するわけではございませんけれども、柳川市では、都市に行くよりも柳川市のほうが暮らしやすいと働く世代を引きとめ、さらには引き入れていくようなまちづくりをしていかなければならないと決意を新たにしたところでもございます。

全国で人口がだんだん減る中で、人口流出がこれまでと同じペースで進むということは、加速度的に人口減少が進み、若い世代がいなくなって、高齢者だけが取り残されたような状況が想像されるところでございます。この試算を算出されました有識者会議では、こうした状況に陥らないよう、地方拠点都市に雇用の受け皿をつくり、周辺自治体が協力して人口減少対策を推進するよう提言をされております。つまり、今、手を打たなければ地方は崩壊しますよという警鐘を鳴らされたものと受けとめているところです。

さきの全国市長会の中でこのことが話題になりまして、現在、市町でも自治体が、市のほうが813自治体でございます。そういう中において、いろんな形で出てきた言葉は、あくまでもこのことについては警鐘。何もしなかったら柳川市は崩壊していくというふうに私も思います。議員が指摘されるような形の手を早期にやっぱり中期的にも長期的にも打たなければ非常に苦しい状態になるということを経験されたというふうに私は思っております。

そこで、そういうことにならないような形で手を打つためには、先ほど保健福祉部長のほうからいろいろな本市における取り組み等を答弁したような形でこれからもしていきたいと思っております。柳川に住んでよかった、子育てしやすかったと言っていたような若者が定住できるような雇用の受け皿をつくり、子育てのサポート体制の充実について、スピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

保育料の問題については、確かに大木町さんが突出したような形で安い料金でございます。柳川市の近隣自治体の額については、大体横並びというふうにとっていただいて結構だと思います。ただ、子育てしやすい環境をいろんな形でやっぱり努力をして、柳川にはこれがあるんだと、柳川に住みたいなということを経験されたというふうに対策として講じていかなければならないという感じを私も持っております。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

答弁ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

それでは、2番目の省エネ対策についてに移ります。

その中のLED及び太陽光の推進はでございます。

まず、既存の施設の中で、第1次及び第2次に指定されている避難所で照明のLED及び太陽光発電の設置済みの施設はそれぞれ何カ所あるか、お尋ねいたします。

安全安心課長（田尻主範君）

まず、市が指定している第1次避難所施設とは、住民の皆さんが自主的に避難する際に利用できる施設でございます。市民会館や大和・三橋公民館及びコミュニティセンターの17カ所がございます。

これらの施設の中で、柳川地区の7つのコミュニティセンターにおきましては、平成25年5月に有明まほろばセンター、同年6月に柳川農村環境改善センター、就業改善センター及び蒲池農村環境改善センターを、それから、平成26年3月に城内コミュニティ防災センターと矢留うぶすな館及び柳河ふれあいセンターなどをそれぞれリニューアルし、照明を全てLEDにしております。これによりまして、電気の節電になるのとあわせて、以前より増して照明が明るくなり、市民の皆さんに喜ばれているところでございます。

また、大和・三橋地区におきましては、平成25年3月に垂見コミュニティセンターの完成を皮切りに、平成26年4月に大和、六合、矢ヶ部及び二ツ河コミュニティセンターと中山集会所・中山コミュニティセンターの6施設が完成しております。また、中島校区や大和漁村センターは改修されまして、平成26年4月にリニューアルをしております。これらの施設につきましては、照明を全てLEDにしております。

これによりまして、既存の施設の中でLEDにしている施設は14施設となります。また、市民会館はロビーや事務所などを一部LEDにしております。

次に、現在、太陽光発電を設置している施設はということですが、設置はありません。ただ、今年度に2カ所について太陽光発電を設置する予定でございます。

また、市が指定している第2次避難所の施設とは、大規模災害時など災害が発生したとき、または発生しようとしているときに開設される施設でございます。小・中学校など28施設ございます。

これらの施設の中で照明をLEDとしている施設は、平成26年3月に校舎改築しました大和中学校及び垂見小学校の2施設、また、平成23年3月に校舎改築しました城内小学校は校舎の吹き抜け部分につきましてLEDにしております。

次に、太陽光発電の設置済みの施設は、校舎改築しました大和中学校、城内小学校及び垂見小学校の3施設となっております。また、今年度に校舎改築の2施設もありますので、LEDと太陽光発電の設置を行う予定であります。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

諸藤です。ありがとうございます。

次に、今月1日に出ました柳川市の広報を見てみますと、10年間、市県民税の均等割を500円ずつ引き上げとなっております。これは地方公共団体で行われる緊急防災・減災事業の財源を確保するために地方税の臨時特例法が制定されたためとなっております。

市税分につきましては、1年間でどの程度の増収になるか、教えてください。

市民部長（石橋眞剛君）

平成26年度におきます均等割500円引き上げの増収額はどれほどかという御質問にお答えしたいと思います。

平成26年度におきます均等割の課税対象者は約3万人いらっしゃいます。その中で、500円の引き上げに対する増収額は15,000千円となります。

以上でございます。

11番（諸藤哲男君）

ありがとうございます。

災害が起こりますと、市が指定しております第1次や第2次避難所が停電することが想定されます。施設が停電すれば、皆さんも御承知のとおり、照明もつかない、災害状況などの情報源としてのテレビも使えなくなります。今のままでは避難所として適切な施設ではないと考えております。

そのためにも、第1次避難所に指定されているコミセンに先ほどの15,000千円の財源を使って太陽光発電を設置する考えはございますでしょうか。

総務部長（大坪正明君）

避難所に指定されているコミセンに15,000千円の財源を使って太陽光発電を設置したらどうかというお考えでございますけれども、これにつきましては、今年度、県の全額補助を受けまして、2カ所に太陽光発電を設置することにいたしております。これにつきましては、11キロワットの太陽光発電のシステム、それと、太陽光発電は夜が発電しませんので、バッテリーをあわせて整備することにいたしております。この整備費用が1カ所で19,000千円の事業費となります。

ちなみに、この太陽光発電の能力としては、照明とかテレビとか、そういった余り大きな電力を使わないものを想定しているものでございます。

議員のほうが先ほど言われました市税分の財源でございます。1年間で15,000千円程度の増収となる見込みでございますけれども、これについては、緊急防災・減災事業に使う財源ということで、太陽光発電の設置だけに活用するのはなかなか難しい面があると思います。先ほど言いましたように、1カ所分の事業費にも満たない財源でございます。

このため、当面はそれぞれの避難所に900ワット程度の小型の発電機を設置するように検討いたしております。この発電機によりまして、照明等については賄えるものというふうに思っておりますので、当面、そういった形でやっていきたいというふうを考えております。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。2カ所、今度設置されると。これは防災訓練とか、そういう形をした中で、

2階建て以上という基準があるということでちょっとお聞きしておりましたけど、普通のコミセンは余り2階建てはないんですよ。そういう中で、今度、ガスでということですが、いずれ太陽光発電を設置していただいて、そういう形でしていきますと、経費の削減という形にもつながりますので、よろしく願いしておきまして、次に移ります。

また、東日本大震災以降、既存のつり天井を撤去の上、国の示す基準に適合した軽量天井等の再設置などの対策工事が必要となっております。

本市も今年度中に小・中学校のつり天井の体育館改修の設計が予定されていると思いますが、何カ所計画されているのか、また、その中で、何といたしますか、水銀灯ですかね、そのLED化の計画はされておるか、お尋ねいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

今年度設計を行っておりますつり天井につきましては、小学校が8校、中学校が4校となっております。

改修内容につきましては、既存の天井を撤去してしまいますと防音、防熱効果が減少してしまいます。また、撤去後に新たに防音、防熱対策を講じるとなりますと費用がかさんでしまいます。そのため、既存の天井が床に直接落下しないよう、防止のためのネット設置工事を予定しております。

電灯についてはさわりませんので、今回、電灯のLED化の工事につきましては計画をしておりません。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。

工事の内容はネットとかいろいろなことで出ましたけど、その工事のときは足場は組まれるんですかね。

学校教育課長（松藤敏彦君）

足場については、組むことになると思います。まだ設計が終わっておりませんので、全面組むかどうかについてはわかりませんが、一部組むと思います。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。

足場を組まれるということは、今まで体育館とか、そういうところの水銀灯、電球が切れておるところもございますね。そういうのもかえるんですか、かえないんですか、それは。

学校教育課長（松藤敏彦君）

電灯につきましては、現在、電球が切れた場合は上から自動でおりてくるように設計がされておりますので、足場を組んで電球をかえるということは現在行っておりません。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。

ちょっとお尋ねしますが、全部の体育館がそんなふうになっていますか。一部、スイッチを押すと上からおりてくるようになっている施設もございます。体育館の全部、そういう施設になっておりますでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

今回工事をいたします体育館については、天井がある施設が、建設年次が新しいものが天井をつくっている施設が多うございます。そのために、こういった施設については自動でおりてくるというような形になっております。

11番（諸藤哲男君）

そうすると、今度の小学校8カ所、中学校4カ所ですね、設計監理委託料12,000千円組んでありますけど、この中には足場を組んで交換するところはないということでもいいんですね。

学校教育課長（松藤敏彦君）

はい、そういうふうに認識しております。

11番（諸藤哲男君）

じゃ、そういうことではございますけど、もう1つちょっとお尋ねいたします。

今、足場を、体育館なんかで、中学校がそういう形になっておるかどうかわかりませんが、入学式、卒業式で中学校に行きますと、天井を見上げるんですよ。幾つも切れておるんですよ、ばらばらと。年に1回ぐらい交換はしてあると思うんですけど、そういうときに足場代は今までどれぐらいかかっておるんですかね。足場と交換費用まで含めて。

学校教育課長（松藤敏彦君）

大和中学校の体育館については、電灯自体がおりてくるようになっておりますので、足場を組んで交換する必要はございません。ですので、かえる電球代だけが必要になるという状況です。

11番（諸藤哲男君）

おりてくるようになっておって、何でいつも3カ所も4カ所も切れておるんですかね。管理が悪いんですか。どんなふうになっているんですか、その管理は。

学校教育課長（松藤敏彦君）

管理につきましては、学校のほうと教育委員会で話し合いをいたしまして、電球については学校のほうの管理備品の中で購入していただくようお願いをしているところです。

11番（諸藤哲男君）

では、予算がないということですかね、そんなにかえられないということは。

これはいいんですけど、私が一番言いたいのは、つり天井のあれはないとおっしゃいましたけど、では、今、既存の中で足場を組んで交換しておるところは何カ所ありますか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

済みません、詳しい資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとここでは回答できません。

11番（諸藤哲男君）

私が言わんとするところは、下がってくるにしろ何にしろ、今の水銀灯、下がってこないところは特になんですけど、足場を組んで交換するという形になると、どうしても1個切れたから足場を組むと、そういうことは大変だと思うんですね。そうなってくると、年に1回とかいう形になってくる。そうすると、やっぱり何個か切れておると。それが毎年のように足場を組んでという形になってくると思います。そうなってくると、ちょっと値段は高くなりますけど、今の水銀灯をLEDに交換していきますと、そういう年々の足場を組む費用が削減されてくると。電球代とか、そういうものはLEDのほうが高いと思います。ただ、耐用年数といいますかね、それが5倍近くありますので、そうなってくると、足場を組む回数も減るんじゃないかと。そんなふうなことから、LEDのことをちょっと突っ込んでお尋ねしたところでございます。

そういうことで、部長か教育長、後々そういう考えがあるかどうか、ちょっとお答えください。長くなりますので。

教育部長（石橋正次君）

諸藤議員のほうからLED化ということで御質問でございましたけれども、確かに今、世の中はLED化のほうに進んでいるということで、コミュニティセンターにつきましても、改修しているところ、そして、新しく新築をしたところについては全てLED化しているところでございます。

しかしながら、今回の学校に対する工事につきましては、非構造部材の耐震化工事ということで、国の補助事業を活用して工事をするといった計画になっているところでございます。それで、議員が御指摘いただいております体育館の照明、これにつきましては国の補助事業に該当しないということで、今回の工事からは外させていただいているところでございます。

それで、先ほど申し上げましたように、市の考えとしては、なるべくLED化をしていきたいというふうなことは思っているわけでございます。これまで学校施設の場合につきましては、改築の際には照明のLED化を実施しているわけでございます。今後、大規模な改造の工事を実施する際についても、議員御指摘のとおり、補助事業を活用しながら可能な限りLED化を図っていきたいと考えておりますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。以上です。

11番（諸藤哲男君）

今度の補助事業の中の補助対象に入っていないということは、私も知っております。ただ、

足場を組んでするという形で、そういうつり天井じゃない部分 つり天井というか、上からおりてくる部分がない施設があればということで、ちょっとお尋ねしたのでございます。

今後、そういう形を進めていただくということでございますので、よろしく願いしておきます。

次に、住宅用太陽光発電設置について国の補助が平成25年度で終了しております。柳川市では独自に平成26年度も住宅用太陽光発電について補助されていますが、今後は続けられるかどうか、お尋ねいたします。

市民部長（石橋眞剛君）

国の制度が廃止されたと、これに伴って市の制度も廃止されるのかという御質問でございます。

今回、国の助成制度が廃止されました一つの要因には、以前と比べまして太陽光発電設備の設置費用がかなり安価となったということが上げられると思います。

現在、本市では、議員も御存じのように、80千円を限度として、1キロワット当たり20千円の太陽光発電設備の補助を行っておりまして、その補助総額は約20,000千円に達している状況でございます。

しかし、本市では、資源に限りがある石炭、石油等の化石エネルギーから自然環境の中で無限に繰り返し利用できるクリーンな再生可能エネルギーへの転換、導入の普及促進を図るため、平成24年度からこの制度を設けているものでございます。

このため、今後ともこの太陽光発電設備の補助制度につきましては継続をしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

11番（諸藤哲男君）

諸藤です。

よろしく願いしておきます。

次に、行政区が管理している防犯灯のLED化についてお尋ねいたします。

ある行政区では、管理している防犯灯が約50灯あるという行政区がございます。蛍光灯や白熱灯の防犯灯の電気料金が高く、地元行政区運営費にかなりの負担となっていると聞いております。LED灯の電気料金は白熱灯に比べ半額以下となり、行政区運営費の負担軽減となります。電気料金が安く、ランプ寿命が長く、また、環境面によい省エネ対策としてLED灯を推進すべきじゃないかと思っております。

そこで、質問いたします。

まず、行政区管理の防犯灯の整備や取りかえ基準を教えてください。

安全安心課長（田尻主範君）

現在の防犯灯の整備について御説明させていただきます。

行政区への防犯灯補助につきましては、新規と取りかえ分がございまして、1灯当たり20

千円を上限に交付しております。取りかえ基準につきましては、故障による点灯不良、破損や腐食による落下のおそれがあるなど、新しいLED防犯灯に本体ごと取りかえていただくもので、電球や蛍光灯の玉切れなどの部品のみを取りかえるものは対象としておりません。

なお、集落間で電柱等がない道路では、取り付け支柱の設置費用まで含めた70千円を上限に交付しております。

ところで、平成22年度までは防犯灯の整備につきましては新規のみであり、1灯当たり20千円を上限に交付してありましたところ、平成22年度は118灯の約2,200千円を支出したところ です。

22年6月に諸藤議員からのLED推進の一般質問を契機に、平成23年度から要綱を見直し、取りかえを追加したところ、平成23年度は231灯の約4,600千円の支出、平成24年度は321灯の約6,300千円の支出、平成25年度は442灯の約9,000千円の支出と、増加となっているところでございます。

11番（諸藤哲男君）

では、今までの白熱灯とLED灯を比較して、電気料金はどれくらい削減できるのか、教えてください。

安全安心課長（田尻主範君）

LEDの防犯灯は従来高価でありましたが、最近は新製品等が出てきておりまして、価格も安くなっているところでございます。消費電力が少なく、40ワットの白熱灯相当の明るさがあるLED防犯灯は10ワット以下でございまして、電気料金も月額139円となり、年間で約1,700円となっております。また、40ワットの白熱灯の電気料金は月額288円となり、年間で約3,500円ですので、その差額は1,800円ほど安くなり、1灯当たりの年間の電気料は半額以下というふうになります。

さらに、ランプの寿命につきましてもLEDは約13年と長く、白熱灯が約1年弱、あるいは蛍光灯の約2年に比べても交換費用も削減されるところでございます。

11番（諸藤哲男君）

LED灯にかえれば、ランプ交換などの維持費も電気料金も削減されます。行政区運営費の負担軽減につながると考えておりますので、今現在の取りかえ基準の見直しを検討したらどうかと思いますけど、市長かどっちか。

市長（金子健次君）

議員のほうから見直しということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど課長が答弁いたしましたように、現在の取りかえ基準というのは、故障による点灯不良、破損や腐食による落下のおそれ等で、新しいLED防犯灯に本体ごと取りかえていただくものでございます。

基準を見直したらということで提言をいただいておりますけれども、安全安心課のほうにも何人かの区長さんからもそういう要望がっております。本市といたしましては、地球温暖化対策や電力の発電事情による節電に取り組んでいるところでございまして、環境面で見てみますと、二酸化炭素排出量は40ワットの白熱灯1台で年間約96キログラム、それに相当するLED灯は年間約16キログラムとされ、約80%の削減ができるということで伺っております。

このため、LED化を推進することにより消費電力の削減とCO₂排出量の削減を図り、地球環境保護に貢献できるものでございます。

また、本市では犯罪のない安全で安心できるまち柳川を推進しておりますが、残念ながら、ここ最近、柳川市におきまして不審者が出没している状況でございます。現在、市や警察及び市民の皆さんによりパトロールや見守り隊などの安全・安心活動を実施していただいているところでございます。さらに、防犯灯設置によりストリートを明るくすることは犯罪の抑止の手段の一つであるというように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、行政区管理の防犯灯のLED化への推進は行政区運営費の負担軽減と犯罪防止につながりますので、新年度より、来年度より、行政区が管理している防犯灯で道路を照らしているものであれば、防犯灯の新旧に関係なく、どの防犯灯でも取りかえられるように基準の見直しを図りたいというふうに考えております。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

ありがとうございます。

予算的には20,000千円以上ぐらい余計かかるとは思いますけど、これはずっと続くわけではございませんので、よろしく願いしておきます。

あと1つ、塩塚川対策で質問をつくっておりましたけど、時間が余りございませんので、通告ではいろいろ聞くようにしておりましたけど、時間を考えてカットしたいと思っておりますので、部長、よろしく願いしておきます。

地元のことでありますから、では、番所橋のところだけ行きますか。

では、高潮対策事業で塩塚川の堤防や橋梁が高くなると思われませんが、番所橋については現在の橋と比べてどれくらい高くなるのか、簡潔にお願いいたします。教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

番所橋について、現在、橋をかけかえ中でございます。このため、周辺の堤防整備は橋の完成に合わせて整備される予定です。

番所橋の計画高につきましては、現在の橋よりも約2メートル程度高くなる予定でございます。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

随分高くなるようでございます。

では、番所橋の完成時期を教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

番所橋の完成時期でございますけれども、番所橋全体の計画年度は27年度までの計画になっておりますが、用地取得や補助金等の関係によりまして少しおくられている状況でございます。あと数年は必要かと思われま。

現在、番所橋は河川中央部の橋脚の工事を実施中であり、今年度末に大和町側の橋台の工事を実施し、その後に橋梁の上部工の工事を実施する予定になっております。

新しい番所橋に限っては平成28年度に工事完成の予定ですが、その後に番所橋周辺の道路の工事や旧番所橋の撤去工事を行っていく予定となっております。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

11番諸藤です。

そうすると、番所橋は28年度に完成するけど、橋を供用開始といいますか、通行できるのは、それから1年か2年後、2年以上はかからないと思いますが、それぐらいの感覚でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、最後に移ります。

番所橋下流部の堤防道路に水たまりが多く見受けられております。補修計画はどのようにされているのか、お教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

現在の堤防整備は、暫定高で整備中でございます。高潮対策事業の計画高は、現在、暫定高で整備してある堤防より約1メートル程度高くなる予定となっております。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

済みません、これはちょっとカットしましたので、番所橋下流の堤防工事をされた後に、結局、パラペットと、何と申しますか、側溝ですか、その間が陥没して、どうしても水たまりが多くなっているんですね。その対策について教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

番所橋の下流の堤防上の道路の件かと思えます。

これについては、現在、調査を行いまして、水たまりのひどい部分については今年度から補修工事を予定しております。

以上です。

11番（諸藤哲男君）

どうもありがとうございます。

早期の完了をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、諸藤哲男議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、13番吉田勝也議員の発言を許します。

13番（吉田勝也君）（登壇）

13番吉田でございます。きょうは通告によりまして3つ質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、公法上の債権と私法上の債権につきまして、2つ目は、市街地の歩道整備につきまして、3番目には、常勤消防と非常勤消防のあり方につきまして、この3つにつきまして質問させていただきます。

自席において個々の質問をさせていただきますので、議長におかれましては取り計らいをよろしくお願いいたします。

13番（吉田勝也君）続

まず最初に、公法上の債権、それから、私法上の債権につきまして、ちょっと質問させていただきます。

日本国憲法では、納税の義務をうたっておりますが、これは日本人の規範としてあるわけでございますが、納税が滞りますと、法律、または地方自治法によって、その対処方法がいろいろ分かれるわけでございます。今、柳川市の一般会計では100億円以上の預貯金がありまして、借入金も80億円ぐらい、そして、財産があります。それから、一般会計は現金主義ですけど、水道会計、それから、下水道会計につきましては発生主義でございまして、今現在、帳簿上は黒字。でも、水道会計等につきましては、今現在、借入れ資産として処理されているんですが、一般企業におきましては、これは借入金ですから負債ですね。会計上、負債としてこれを処理しますと、多分、水道会計も下水道会計も赤字になるのかなということで、今、国のほうでどうするかと。企業化にすれば、それは当然負債として処理するわけですから、赤字会計。赤字会計ですと、借金をどうして払っていくのかなという問題があるようですが、これは先送りするとして、一般会計では現在100億円超す現金を所有し、そして、80億円ぐらいの借金、それから、柳川市としては資産をかなり持っているわけですね。

そこで、一つだけちょっと市長に確認をさせていただきたいのは、今現在、社会保障費の積立金が百何十兆円かあるようですが、柳川市も110億円ぐらいの預貯金がありますが、国はこれを株式で運用しようという話が出ているようでございます。今、柳川市では定期預金等で持っておりますが、市長はこれを株で運用するという気持ちがあるのかどうか、まず、最初にお聞きしたいと思います。

市長（金子健次君）

お答えしたいと思います。

現在、120億円ぐらいの預金等について、資金運用についてどう考えるかということで、株式の運用について問われていますけれども、リスクを伴うことについては、株式等については恐らく今までしたことないし、今後もやらないだろうという形を考えて考えると、というよりも、しないと思います。

それとあわせて、若干、利回りのいい安全なリスクを伴わないことについては、預け先については検討しなければならないというふうに考えております。

以上です。

13番（吉田勝也君）

それを聞きまして安心しているところでございます。柳川市が金があるからといって、そういうもので運用してもらおうとリスクが非常に大きいので、失敗したときが大変だなというふうに思っているところでございます。

公債権と私債権、打ち合わせておまして、しっかりとかういうふうに答えてくださいという紙をいただいておりますから、答弁のほうは間違えることはないかもしれませんが、私も昼、食事をしましてちょっと眠たくなっておまして、寝るかもしれませんので、その辺、御容赦いただきたいと思います。

まず、公債権、私債権の法的な市の考え方について、それから、滞納者につきましてどのように対応されているのか、それから、不納欠損、この3点につきましてお答えいただければと思います。

収税対策課長（野田栄作君）

吉田議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の公債権と私債権につきまして申し上げます。

公債権につきましては、行政の処分、つまり公法上の原因に基づいて発生する権利でありまして、時効期間を経過すれば債務者からの時効の援用、つまり時効の申し立てがなくとも、個別法、または地方自治法に基づき、原則2年、または5年で自動的に債権が消滅するものであります。

また、公債権は、債権の回収方法の違いにより強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。

強制徴収公債権は、裁判所の関与を一切必要とせず、市の差し押さえ通知により差し押さえや財産の換価、配当ができるものでありまして、市税や国民健康保険税、保育料、下水道使用料、後期高齢者医療保険料等がこれに該当します。

一方、非強制徴収公債権は、自力では差し押さえ等の強制執行ができず、裁判所に支払い督促や訴えの提起等を行い、その判決等を受けた上で裁判所への強制執行の申し立てを行う必要があります。水路使用料や公共施設の使用料等がこれに該当します。

次に、私債権につきましては、行政と住民との契約等の私法上の原因に基づいて発生する債権でありまして、公債権とは異なり、時効期間が経過しても一般的に民法上の規定により債務者が時効を援用するか、あるいは債権者である市が債権放棄しなければ債権は消滅しません。

また、債権回収に関しましては、非強制徴収公債権と同様、自力では差し押さえ等の執行ができず、裁判所に支払い督促や訴えの提起等を行い、その判決等を受けた上で裁判所への強制執行の申し立てを行う必要があります。住宅使用料や土地貸付料、住宅新築資金等貸付金がこれに該当します。

2点目の滞納者への対応についてであります。まず、催告書の送付、訪問徴収、直接面談し納税相談を行うなど、早期の自主納税をお願いしているところであります。それでも納付がない場合は、銀行などの金融機関や保険会社に対し資産調査を行い、納税する力があると認められる場合は、不動産や預貯金、保険、所得税の還付金の差し押さえ等の滞納処分や福岡県との共同徴収、会社勤めの方には勤め先の会社に給与照会を依頼し、法律に従い給与の一部差し押さえを行っております。また、捜索を行い、電化製品、陶器や絵画等の動産等の差し押さえも行い、合同公売会に出展し、滞納額の一部に充当しております。

3点目の不納欠損の状況についてであります。平成25年度決算で市税803件、40,594,045円、国民健康保険税368件、31,722,619円、合計で72,316,664円となっております。

なお、不納欠損につきましては、不動産や各種の債権など、差し押さえ可能な財産を持っている滞納者に対しては滞納処分を行い、時効を中断させることによって安易に納税義務者を消滅させないよう努め、会社が倒産して差し押さえるものがない場合、生活保護の適用を受け、支払い能力、財産がない場合など、真に納税する力がないと判断されるものだけを不納欠損として処理しております。

以上でございます。

13番（吉田勝也君）

収納に関しては市の職員の方は非常に頑張っておられて、なるだけ不納欠損にならないようにやってあることに関しましては、非常に敬意を表するところでございます。

今、公法上の債権、私法上の債権につきまして具体的にお答えいただきましたけど、不納欠損にならないように時効の援用をいたしまして、大体10年ぐらい追跡しているかと思うわ

けですけど、公法上の債権につきましては、市長の判断でこれができるところだろうと思います。

一方、私債権につきましては3つあるんですね。債務者が時効の援用をした場合、それから、地方公共団体の議会にて債務の放棄を議決した場合、議決、議会に諮らないといけないということですね。3番目に、債務者が無資力、またはこれに近い状態のため、履行延期の特約、または処分した債権について当初の履行期間から10年を経過した後において、なお同様の状況かつ弁済することができる見込みがない場合と認められたときに、地方公共団体の長が当該債権を免除すると、この3つ以外はできないことになっておるわけですね。

それで、一番ここで判断が分かれるところが、市営住宅の料金ですね。これが公営住宅の家賃を公の施設の使用料と理解した場合は公法上の債権とすると、賃貸契約という形をとると私法上の債権とするというので、地方自治体それぞれ判断が分かれているようですが、柳川市はどちらのほうをとってあるんですかね。

建設部長（野田 彰君）

住宅使用料の債権はどちらをとっているかという質問でございます。

本市においては、市の公の施設を使っておりますけど、この住宅使用料というのは、市と個人間の賃貸借契約、お互いの合意に基づいて契約しているわけです。したがって、民法、あるいは借家法の適用を採用いたしまして、市といたしましては、過去の裁判所の判例等、また、顧問弁護士等の指導等に基づきまして、私法上の債権で処理しております。

以上です。

13番（吉田勝也君）

私法上の債権という形をとりますと、条例では規定はしていないと思うんですが、地方によっては滞納整理事務マニュアル等を使って対応している自治体もあるようですが、柳川市としてはそういった対応マニュアルはつくっていらっしゃいますか。

建設部長（野田 彰君）

柳川市は滞納者への対応についてどうしているかという質問かと思えます。

平成23年8月に柳川市営住宅使用料等滞納整理事務処理要領を定めて、この要領に基づきまして、先ほど収税対策課長が言いましたように、督促、あるいは催告、必要に応じて電話、訪問等、そういうことをやりまして滞納整理を行っております。

以上です。

13番（吉田勝也君）

ありがとうございました。なるべく不納欠損にならないように、収納に関しましては、行政一致団結して頑張りたいというふうに思っているところでございます。

次に、市街地の歩道の整備状況について伺います。

ちょうど私が帰ってきたころは道路の拡幅問題が京町通りでありましたが、その当時は非

常に交通が混雑しておりまして、バイパスをつくるのが先じゃないかという話がありまして、まず、警察署通りにバイパスができ、その後、今、市役所前の通りも道路整備がついて、いよいよ京町通りの舗道、それから、歩く歩道のほうの整備等も期待しているところでございます。

それで、大店舗法の緩和以前は個々の商店街も非常に力がありまして、駐車場の整備、前は市役所跡でしたけど、その後、商工会議所跡になりまして、柳川商店街が買い取って、今、市役所跡地を駐車場として使っております。それで、その後、市の力を得まして河川の両側をお譲りいただきまして、河川の上に駐車場を整備したわけです。

時代も流れまして、今は交通、駐車場というような問題ではなくて、大店舗法の緩和で商店街が空き店舗にどんどん変わりつつありまして、もう力がないと。その当時は商店街が歩道、歩くところの整備もある程度はやってきたんですが、今後はやっぱり行政の力を得ないとなかなかできない面が多いただろうというふうに思うところでございます。

市としては、今後、商店街の活性化、それから、基盤の整備、柳川商店街だけじゃなく、中島もありますし、沖端もあります。どのように今後考えていらっしゃるか、お聞かせをいただけますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

吉田議員の御質問にお答えいたします。

柳川商店街を通ります道路、三橋京町通り線の歩道につきましては、議員の御質問のとおり、商店街の皆様の努力により歩行空間は確保されておりますが、全てが歩きやすい状況ではございません。

また、この歩道整備につきましては、平成24年11月に柳川商店街振興組合さんからいただいております柳川商店街活性化に関する提言にもございますように、マルシヨク跡地の活用とあわせて、今後の商店街の活性化やあり方に強く影響するものであるため、十分に検討する必要があると考えております。

一方、市の平成26年度重点施策の一つでもあります水郷まち歩き観光の振興という観点から、観光資源や店舗が集まる柳川商店街周辺地域の町並みづくりを進めることは、まち歩き観光の全体的なボトムアップにつながると考えておるところでございます。

また、本市では景観形成推進事業を平成25年度から取り組んでおります。今年度の景観形成推進事業といたしまして、柳川商店街周辺地域の町並みづくりの方針検討を進める中で、町並み景観の構成要素の一つとして、また、町並みづくりを通じた地域活性化の一つとして、歩道の整備につきましても、そのあり方や安全な歩行空間等について、商店街を含む地域住民の皆様方や商工振興課等の関係課と協働して検討してまいりたいと考えております。

また、こうした良好な景観形成の取り組みを進めていくためには、地域の皆様方の合意形成が重要となりますので、十分に検討して進めてまいりたいというふうに考えているところ

でございます。

以上です。

13番（吉田勝也君）

私たちも今度は京町の通りがきれいになるんじゃないかなという期待をしております。前向きな答弁をいただきまして安心したところでございます。

次に、常勤消防と非常勤消防のあり方につきましてお伺いしたいと思います。

一度質問をさせてもらったことがあるんですが、柳川も高層ビルが非常に多くなってきて、はしご車の導入はどうするのかという質問をいたしました。私は当然、将来は必要だろうというふうに考えているところでございます。

私も消防団に10年ほど入っております、そのときに非常勤の機構改革がありまして、私、1分団にいたんですけど、そのころ4部ありまして、それが3部に減らされました。今後、消防につきましては、消防団に頼ることは当然ですが、それ以上に、やはり常勤消防を整備していかなくちゃいけないというふうに私は考えております。はしご車も導入しなくちゃいけないでしょうし、消防署員の人数も確保していかなくちゃいけないというふうに考えております。

非常勤の場合は約5名いないと、出勤しても意味がないわけですね。皆さんも御案内のとおり、訓練のときには5人で訓練をいたしております。今、柳川市の常勤の消防署、何人で出勤していますか。

消防本部警防課長（武田和時君）

常勤の消防、常備消防として説明させていただきます。

現在、常備消防、柳川消防署では、火災が発生した場合、複数の消防隊が出動することになります。その複数の消防隊に隊員を振り分けますと、3名から4名で出勤している現状でございます。

以上でございます。

13番（吉田勝也君）

今、お答えでは3名から4名。4名行けば大丈夫だと私は思うんですが、実態は3名ぐらいで出勤しているんじゃないでしょうかね。違いますか。

普通の消防団員の方たちが行かれる場合は5名で出勤しないと、水の確保につきまして邪魔になるんですね。それで、揚げる態勢もとれません。だから、私は非常勤消防というのは、学校の統廃合もありますが、地域によっては人がそろわなければ統廃合をしていく必要があるかと。その分、常勤の消防を充実させていく必要があるというふうに考えているところでございます。

地元の消防団の方は特に水利に詳しいですから、ここから水を揚げるとか、水利の確保についてはぜひ必要でございますし、今、非常勤の出動態勢について、御指導はされていますか。水の確保、それから、団員の確保、そういうことに対して、この人数そろわないと出勤

はちょっと待ってくださいとか、そういう指導はなされていますでしょうか。

消防本部総務課長（野田洋治君）

非常勤の出動態勢についてお答えをさせていただきます。

初めに、柳川市消防団の現況について話を少しさせていただきます。

現在、消防団員数につきましては、定数723人に対しまして708人でございまして、充足率は98%と高い状況でございます。

また、消防団員となります資格につきましては、市内に居住、または勤務する18歳以上の者となっております。議員も御心配のとおり、団員の確保というのが、やはり社会状況の変化によりまして避けられない状況にはなっております。

そこで、消防団の出動態勢でございますけれども、火災出動の場合は、団員は3名以上そろいましたら直ちに消防車両を発進させるというふうにしております。私ども消防団としましては、火災現場におきましては、3人そろいますと放水操作、放水消火活動ができるというふうを考えておりまして、まず直ちに車両を発進させまして、現場で消火活動を行うと。そして、そのほかの団員につきましては、次々と現場に到着次第、応援をするというふうを考えております。

また、消防団OBにつきましても、地元の火災につきましては駆けつけていただいております。状況でございます。現在、各分団の部におきましては、最低でも10人以上の団員がおりまして、出動態勢については、多いにこしたことはございませんけれども、まずは車両を出動し、現場に到着し、直ちに放水活動をするというふうを考えております。

以上でございます。

13番（吉田勝也君）

消防団につきまして、3名そろえば出動すると言われましたが、私は消防団で経験して、3名では対応はできません。筒先から、機関員から、ホースの延長、やはり素人がやるんですから最低5名ないと邪魔になります。それで、柳川、特に町なかの火災におきましては、水を揚げられないような消防車が来てもらうと非常に困るわけですね。今、消防車も非常に大型化しておりまして、にっちもさっちも動けない。それよりも、やはり現場で人数が5名そろってから出動できるような態勢をとってもらいたいというふうに私は思っております。

それから、最初のはしご車の導入については、まだお答えをいただけていないようですが、将来、地域間で広域的な消防防災活動というのは確かに必要ですが、柳川市としては導入はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

消防本部警防課長（武田和時君）

はしご車の件についてお答えいたします。

はしご自動車についてですが、御存じのとおり、現在、柳川消防署には配備はございません。

中高層建築物で火災が発生した場合、必要であるならば福岡県消防相互応援協定を活用し、はしご自動車の応援要請をすることによって対応してまいりたいと考えております。

また、中高層建築物の建築確認の際の消防同意、この事務におきまして、ベランダに避難用はしごの設置を指導し、そのはしごから住民が避難されたり、そこから消防隊が進入できるというような設備の指導をいたしております。

以上でございます。

13番（吉田勝也君）

一般会計におきまして資金がたくさんあるから言うわけじゃありませんが、そろそろ柳川市としてもはしご車の導入を考える必要があるんじゃないかなというふうに私は思っております。

それから、消防団も機構改革じゃありませんが、やはり統廃合を事前にやっていく必要があるかというふうに思います。現在でも統合の事例が出ているようでございますし、消防自動車1台購入するにしても何千万円とかかるわけですから、前は可搬式、それから、ポンプ車併合で用意しておりましたが、今はかなりポンプ車が多くなっております。1台減らすだけでも30,000千円ぐらい減りますし、その分、やはり常設の消防をこれからは重点的に整備していくというふうに私はなるべきだろうと。市が都市化していくと、だんだんそういう傾向になっていこうかと思えます。市長、その辺、将来的にどのようにお考えでしょうか。

消防長（橋本祐二郎君）

まず、はしご自動車の導入についてお答えします。

先ほど警防課長がお答えしましたが、中高層建築物で火災が発生し、はしご自動車が必要になる場合は福岡県消防相互応援協定を活用し、筑後市や大牟田市などからの応援要請を行うことにしております。

それとまた、先ほども言いましたように、中高層建築物の建設の際にはベランダに避難用はしご設置を指導し、住民の避難や消防隊が進入できるようにしています。現時点では、はしご自動車の導入計画はございません。

それと、先ほど各分団の統廃合とかの件につきましては、現在、昭代8分団の2部と3部、中島13分団、町部と二重部の格納庫の統廃合を進めておるところでございます。それらによりまして、経費節減の面もありますが、より迅速な出動と人員の確保が図られるものと考えております。

先ほど議員から言われたように、4名、5名消防団員がおったほうが理想的ですけど、現在では3名出て、その現場でまたOBとかの手伝いで4人、5人ということで消火活動に当たっております。

以上でございます。

13番（吉田勝也君）

はしご車の導入につきましては、まだ考えていないという御答弁でございましたし、今、消防団が3名。私はやはり5名そろってから出動するのが基本じゃないかなというふうに思っております。今後、改善をしていただければというふうに思っております。

以上をもちまして、質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、吉田勝也議員の質問を終了いたします。

第4順位、21番樽見哲也議員の発言を許します。

21番（樽見哲也君）（登壇）

21番樽見哲也でございます。議長の発言許可がありましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず最初に、小・中学校の教室の空調設備をとということでございます。

要点だけについて質問しますので、議長の申されましたように、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

2点目に、市職員の消防団の設置についてであります。

質問は自席で一問一答で行いますので、どうぞよろしく申し上げます。

21番（樽見哲也君）続

まず初めに、小・中学校の普通教室へのエアコンの設置についてであります。

この質問は、3名の方から質問が出ているようでございます。私は昨年6月にこの質問を行っています。その後、市のPTA連合会から何か要望書が出ていると聞いておりましたが、どうですか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員御案内のように、平成26年1月7日、柳川市教育委員会への柳川市立小中学校PTA連合会からの要望で、各学校からのアンケート結果で要望が一番多かったということで、最重要要望事項ということで、普通教室への空調設備の設置要望がございました。

21番（樽見哲也君）

わかりました。昨年、質問で、市長の答弁を申しますと、「児童・生徒の安全確保のため、危険校舎の改築を最優先して進めております。空調設備の導入につきましては、教育委員会としては、特別教室を優先して行っているようでございます。私としても、まずは児童・生徒の安全確保のため、校舎の改築や非構造部材の耐震化を先行して実施をさせていただきたいと思っております。その上で、普通教室へ空調設備の導入、経年劣化による、老朽化している校舎の大規模改造やプールの改修について優先度を精査して、教育環境の整備に進めてまいりたいというふうに思っております」という答弁がなされております。

それで、市長、こういう答弁でしたが、優先順位を変えていただいたというふうに思っているんですか。

市長（金子健次君）

昨年6月の答弁では、今言われるような形で回答させていただきました。その後、きょう、午前中の河村議員の質問の中で答弁いたしましたように、日本列島全体が、北海道では35度以上が 最近、37.5度だったと思いますけれども、そういうようなことで、猛暑になる日が、異常気象が日本列島全体で頻発しているというようなことと真夏日が増加をしているということですね。さらに、PM2.5対策では、注意喚起情報が出た場合には、その対応で30度Cを超える真夏日にかかわらず窓をあけられないと、そういう教育環境が出てきておりますので、依然そういう問題も含めまして、さらに、やっぱり今日の状況を鑑みますと、午前中に回答したように、今年度は、平成26年度につきましては改修工事を行っております二ツ河小学校、また、中山小学校については、さらに空調設備の実施をしたいというふうに考えております。

さらに、若年の小学校を中心として、27年度に小学校、28年度に中学校の空調設備を考えております。国のほうが3分の1の助成ということで、今日までよその市町村、自治体におきましては、地域の元気臨時交付金等で整備をいたしましたけど、本市におきましては、そういうことについては事業がきちんとした形で使っておりますので、3分の1の助成を受けながら2年間 3年間ですかね。26年度を入れますと、3年間にまたがりまして整備を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

21番（樽見哲也君）

ありがとうございました。

課長、普通教室は235教室あると前回答えていただきましたが、そのとおりですか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

昨年度の普通教室の数につきましては235教室あって、そのうち8教室は、皿垣小学校ですが、臭気対策等で設置をされているというお答えをしておったと思います。

21番（樽見哲也君）

市長の答弁に、27年度に小学校、28年度に中学校ということでございます。それで、その工事を一緒にするということが無理ですか。

市長（金子健次君）

27年度に一括して小・中学校やったらということでございますけれども、補助金については3分の1はほとんどつくと思いますが、財政的なことを担当と打ち合わせして、2年間ということをお願いをしたいというふうに考えて、小学生を先にということ考えております。

21番（樽見哲也君）

わかりました。近隣の状況、前回にみやま市、大木町、広川町、もろもろもあります。や

っぱり柳川は235で数が多いから同時にはできないということと財政面ということでございますが、近隣はどのようにされたのか、ちょっとわかれば教えてください。

学校教育課長（松藤敏彦君）

河村議員の答弁の際にお答えをしましたように、筑後市につきましては、本年度と来年度の2カ年でと。それと、大牟田市につきましては、本年度は特別支援学校のみ、28年度から3カ年程度かけて大牟田市は小・中学校を実施するという状況で、ほかのところは1年間で実施をしております。（「みやまも」と呼ぶ者あり）

みやま市は1年間で実施をしております。

21番（樽見哲也君）

はい、わかりました。市長が順番を変えて決断されたとは思っております。そういうことで、子供、父兄の方も大変喜ばれると思います。そういうことで、市長がいつも言っておられますように、子供は宝ということでございますので、本当にどうもありがとうございました。

これでこの質問は終わります。

次に、市職員の消防団の設置をということでございます。

最近、大刀洗町の町外の職員で町の消防団本部に分団を新設されたということです。消防団員のサラリーマン化が進み、町外へ勤務する団員が多い中、町外から役所に勤務する職員に日中の防災を委ねようという逆転の発想ということで、非常にいいことだと考えますが、本市及び近隣の消防団の状況はどうなっていますか。

消防長（橋本祐二郎君）

本市の消防団につきましては、本部及び20分団で構成されており、消防団員数は現在708名でございます。

平成17年の合併当初から、本部においては、旧大和町の団本部が町役場職員で構成されていたのを引き継ぎまして、現在、市職員11名と女性団員8名、正副団長で本部を構成しております。

近隣の状況につきましては、大刀洗町のほか、大木町、東八女黒木、うきは市の4つの消防団において職員による本部分団を構成しております。

また、福岡県におきましても、県職員の消防団への加入促進を今後図っていかれるようであります。

以上でございます。

21番（樽見哲也君）

はい、わかりました。大刀洗みたいに本部分団員を市職員でという提案をしようと思っておりましたが、合併当初から実施してあるということなので、今後、さらに職員の消防団への加入促進をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

消防長（橋本祐二郎君）

本部分団員は、現在、先ほど申し上げましたが、11名でございますが、本部以外の地域の20分団においても市職員が16名所属しておりまして、合計で27名の市職員が消防団に所属しております。

過去5年間を見ても、平成21年の20名から23年には23名、平成25年では25名と年々ふえておりまして、先ほど言いましたように、現在は27名の職員が活動しております。

今後も本部分団員及び地域の各分団の消防団員として、職員の加入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

21番（樽見哲也君）

市職員の方、27名が消防団で活動しているということはわかりましたが、消防団員の定数及び充足率はどうなっていますか。

消防長（橋本祐二郎君）

先ほど吉田議員の質問で消防本部総務課長が申し上げましたけど、消防団員の定数につきましては723名でありまして、それに対し、先ほど言いましたが、708名の団員がおりまして、充足率としては98%でございます。

なお、欠員補充につきましても、先ほども述べましたように、今後も市職員も含めまして地域住民の皆さんに消防団への加入促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

21番（樽見哲也君）

はい、わかりました。消防団員の方は昼夜を問わずに大変でしょうが、市民の皆様と一緒に柳川市の安全・安心の確保のために頑張っていただきたいというふうに思っております。

最後に、市長、何か一言ございますか。消防について。

市長（金子健次君）

時間が早く終わったようでございますけれども、消防長が答弁しましたように、中村団長以下、本当によくやっただいておるといふふうに思っております。充足率につきましても、他の市から見ても本当に高い数値ではないかというふうに思っておりますし、先日は小川知事が県の職員も消防団に加入するようという指示をいたしておりますということでございますし、100%になるような形を今後とも続けて、柳川の安全・安心のために努力していただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

21番（樽見哲也君）

これで終わります。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、樽見哲也議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時46分 休憩

午後 1 時56分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さん御苦労さまでございます。緒方寿光です。早速、質問通告に従いまして一般質問を行います。

質問の冒頭ですが、60分間という限られた貴重な質問時間をいただいております。まずは有意義な議論をぜひ行いたいと考えておりますので、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をよろしく願います。また、議長の取り計らいをお願いいたします。

さて、午前中に議論もされておりましたが、いよいよ人口減少時代を迎え、自治体の役割を抜本的に見直す契機が訪れております。簡単に一言で言いますと、人口減少社会で小さな自治体をどう実現するのか、そして、自治体の経営改革をどうするのかという、このことに尽きるのではないのでしょうか。

そこで、今回の私の質問は大きく 4 点であります。

最初に、柳川市の財政改革をどうするのか、質問します。

もっと突っ込んで言いますと、来年度からの普通交付税のカット、合計金額にして約14億円ですが、この対策をどうするのか。

さらには、柳川市の人口は現在およそ 6 万9,000人、毎年毎年およそ800人が減少しています。そのことで、今後の市の予算に大きな影響が必ず出てくると考えております。仮に5,000人が減れば、約 5 億円以上の収入減少になるのではないのでしょうか。そこで、この人口減少の影響で予算にどのような影響が具体的に出るのか、そして、その対策をどうするのか。

同時に、柳川市に財政健全化対策があるとすれば、その具体策とその効果額を明確にお答えください。

2 番目の質問は、市長の市民文化会館建設計画についてお聞きをいたします。

ずばり、現時点で現在の市民グラウンドに40億円をかけ市民文化会館の建設をする計画が上がっておりますが、このことについて率直に質問いたします。

3 点目の質問は、猛暑による小・中学校での熱中症対策についてでしたが、先ほどから 2 名の議員がエアコンの設置実現等々の要望を出しておられました。そして、答弁も前向きな答弁でございましたので、私自身はこの件については割愛をさせていただきます。

最後の質問は、市政全般の質問であります。

その内容は、私自身これまであらゆる機会に質問、また、提案をさせていただきました。そして、前向きな回答をいただいているものもたくさんございます。そこで、現時点でその件についてどうなっているのか、お聞きをいたします。

特に、企業誘致、市役所西側に向けての都市計画道路、定住人口対策、アンテナショップ及び特産品の直売所、そして、マルショク跡地活用計画についてであります。重複のないようなところで質問をいたします。

以上4点が今回の私の質問になります。

そこで、まず初めに、財政改革で、普通交付税カットに向けての財源の確保をどうするのか、まずは今後6年間の普通交付税のカットが年々どのようなようになるのか、そこをお聞きいたします。

これからあとの質問は自席より行います。まずは、簡潔明瞭な答弁をよろしく願います。

以上です。

財政課長（島添守男君）

普通交付税の合併算定がえによる減額の金額を各年度ごとにとということによろしいでしょうか。

これにつきましては、平成27年度に加算措置分の1割、28年度に3割、29年度に5割、30年度が7割、31年度に9割縮小されて、平成32年度にはその加算措置がなくなるということになります。

平成25年度の交付額を参考にしますと、金額とすると平成27年度に140,000千円、28年度に420,000千円、29年度に705,000千円、30年度に990,000千円、31年度には1,270,000千円減額となり、平成32年度には約14億円の減額になるものというふうに考えています。

なお、現在、この合併による優遇措置により、自治体の規模からすると約14億円多く交付されていると、こういう捉え方をしております。この優遇措置を活用して、新市の一体的な発展のために真に必要な事業や、あるいは老朽化した施設の改修などを実施しているものであります。したがって、平成32年度には合併後の柳川市が本来交付されるべき金額に戻ることであり、その年度の本市の財政運営に必要な交付税額は確保されるというふうに考えております。

したがって、32年度以降は、交付される金額をもとに収支のバランスや投資効果を見きわめた上で必要な事業に取り組んでいくことになると、このように考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

いずれにしても、普通交付税自体は14億円カットされるわけですし、交付税でそれが補填されるとか、それはそれでまた別問題としましてね、これから社会保障費の増大なんか

も考えますと、それはそれでこっちに置いておきまして、まずは平成22年5月に中期財政計画も出しておられますし、ここで財源の14億円をどうするのかという明確な数字も出ておりますので、まずはこのカットの14億円分をどういう対策をもってどういう効果額を出していくのか、そこをお尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

繰り返しになりますけれども、まず申し上げておきたいのは、普通交付税も含めて、合併の優遇措置というのは、合併後、一定の期間に新市として必要な事業を集中して行うために措置されたものであると、こういうことでございます。

したがいまして、減額分の確保という観点ではなく、歳入の確保と、こういうふうな観点からお答えしたいと思います。

本市では、ことしの2月にこの普通交付税の減額を踏まえた上での平成32年度までの財政収支のシミュレーションを行った中期財政計画、これを作成したところでございます。この中期財政計画を着実に実行していくことが必要であるというふうに考えておりますが、実行に当たっては、歳入の確保及び歳出の削減、この両面で積極的に取り組んでいく必要があると、このように考えております。

まず、歳入につきましては、市税収入の確保に取り組むことが最優先であると、このように考えておきまして、その市税収入を確保するためには、人口の減少をいかに抑えるかが大きな課題であり、このため、本年度の当初予算編成の大きな柱としまして、定住促進事業の推進を掲げております。

また、あわせて特産品を使った商品開発による6次産業化などの地域経済活性化のための産業振興策に取り組むこととしており、このことにより市民所得をふやして、結果的に税収の確保を図ることとしております。

そのほか、市税や保育料、各種使用料なども含めた市債権の収納率の維持向上に努めるほか、新たな雇用の創出や企業誘致、事業所の市外流出防止などに努めていく必要があると、このように考えております。

歳出につきましては、中期財政計画でも触れておりますが、事業の無駄を省き、事業の選択と集中を徹底的に行い事業費の削減を行っていくこと、公共施設の統合再編及び適正配置、受益者負担の適正化など、今まで以上にさらに踏み込んだ取り組みを行っていくことが必要であると考えております。

なお、本年度、現在の第2次行財政改革大綱を見直し、第3次の行財政改革大綱を作成することとしております。この第3次行財政改革大綱作成に当たりまして、このことを念頭に置きながら、さまざまな歳出抑制策を盛り込んでいく必要があると、このように考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そしたら、具体的に質問をいたしますが、先ほど人口動態の件でも話がありました。柳川市の平成25年度人口は6万9,000人ということでありまして、800人ずつの減少で、自然減400人、社会減400人ということになっています。多分このペースでいきますと、皆さん御存じのように、平成32年度にはおよそ6万4,000人以下になるというのは明確であります。そして、5,000人の人口が減るとなると、トータルで5億円以上の歳入の減少になると私は考えております。そしてさらに、このペースでいけば、生産年齢人口、つまりは15歳から64歳の人口ですが、現在が約4万人、このままいけば、6年後、32年度には3万7,000人ほどになります。

そこで、具体的に質問なんですけど、この財源も当然5億円以上なくなっていくわけがございますし、それに対して、今、歳入の対策を打ちますとか、歳出の対策を打ちますとか、そういうお話がありましたけど、そしたら、その問題について具体的に何をどうされようとしているのか、そこを明確にお尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

人口動態を分析した上での本市の今後の6年間の歳入歳出の収支予測ということでお答えしたいと思いますが、ことし2月に作成しました中期財政計画のシミュレーションでは、普通交付税の合併算定がえの段階的な削減策、この2分の1を上限としまして、平成31年度及び32年度に上限5億円の財政調整基金からの繰り入れを行うことによって黒字を保つというふうなことであります。

かつ人口減少と市税収入をどう予測するかということについてお答えしますが、この中期財政計画での市税収入につきまして、もし生産年齢人口がそのまま減少するだけで推計しますと、確かに税収は減っていくということになりますが、一切経済成長がないという前提でありまして、実際この中期財政計画を策定した11月ぐらいの数字で言いますと、1.5%の経済成長率が政府のほうでは見込まれていたと。既に今、アベノミクス等により国のほうでも経済対策を行っておりまして、実際ことしの四半期で見ますと、2.3%ぐらい経済成長も数値としては出ておるといことも含めまして、このような経済成長を見込んだところでいきますと、収支としましては、人口減少と経済成長率をあわせて加味すると、32年度も26年度とほぼ同額になるというふうに予測しているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、具体的な数字を上げて質問をいたします。

平成26年度の歳入、これは約320億円です。そして、歳出が315億円ですか。これに対しまして、6年後の平成32年度の歳入歳出の予算額、これは推定でどれぐらいの金額を予測されておりますか、お尋ねします。

財政課長（島添守男君）

中期財政計画に基づいてお答えいたしますが、32年度の歳入歳出額の予測ということで、あくまでも中期財政計画ですから、歳出がどれくらい見込まれるかというところから歳入をどう配分し、措置していくかということによって計画をつくっております。それによりますと、歳入としては26,570,000千円、歳出を26,520,000千円と、このように見込んでおるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

要は現在の予算はまだまだ歳入が8億円ぐらい上回っておるので、余裕がないとは言いませんけど、32年度はそういった意味では、今の予算の2割減ということになるわけでして、中期財政計画を見ますと、収支もとんとんのぎりぎりだと、歳入歳出ですね。そういうことで今のお話は理解していいということですかね。

財政課長（島添守男君）

収支を正確に見ようと思えば、やはり決算状況を見なければならぬと思います。あくまでも中期財政計画は計画期間内にどれだけの事業を予測しているか、その予測した事業に対してどれだけの歳入を確保していくか、そういうことで計画をつくっておりますので、そのような理解をお願いしたいと思います。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、財政改革について私の質問を一つまとめますが、簡単に言えば、来年度から柳川市の財政を取り巻く環境は、今年度と違いまして、要は厳しくなるというのは、これは当たり前のことなんですよ。その収入源であった普通交付税が総額で14億円カットと。そして2点目に、人口減少で6年後には大体6万4,000人ぐらいになるだろうと、それで歳入として5億円ぐらいカットになるのではないかと。そして3点目について、支出、この義務的経費、つまりは人件費、そして扶助費、そして公債費の合計金額でおよそ152億円ということが出ておりますが、6年後は161億円、推定で約10億円増加すると。そして4点目に、地方債残高は、現在、350億円なんですが、6年後、340億円と、ほぼ減らないと。そしてさらには、今から必ず必要な新しいクリーンセンターの建設や葬斎場の建設ということで普通建設事業がめじろ押しなんですが、果たして収支の均衡が保たれるのかということをお話はしたいと思っています。

最低でも、6年後、中期財政計画も見させてもらいましたし、平成22年5月に出された分も見ました。そうすると、大体6年後、今の財源は20億円ぐらい少なくなるということは僕は間違いないと、そんなふうに思っています。そこで、その財源をどうするのかと。だからこそ、今、歳入をふやす対策として具体的に何をどうするのか、そして、歳出をカットするために具体的に何をどうするのか、ここを真剣に議論して、来年からも既にカットが始まり

ますので、そういう実行が必要ではないかと私は言っておるわけでございます。

そこで、質問させてもらいますが、具体的な施策ですね。抽象的な施策ではなくて、具体的な施策、行革大綱を出されるとか、いろいろ話もされてありますが、具体的にどこをどうされようとしているのか、そこを明確にお答えください。既に平成22年5月には、これぐらいカットして、効果はこれぐらい出しますということで既に出された計画案があるじゃないですか。そこをどうされるのか、お尋ねをいたします。

財政課長（島添守男君）

まず、平成22年の中期財政計画のお話が少し出ますので、そこと少し背景が違うということとをまず御理解いただきたいのがありまして、22年度に出した中期財政計画から今回出した中期財政計画までの間に大きな環境の変化というか、それがあっております。

1つは、合併特例債の借り入れ期間が5年間延びたということ。したがって、合併特例債の借り入れ限度額、これを137億円から274億円までして、その274億円までふやした分の30%、これにつきましては、その相当額を減債基金に積み立てるとということで計画をつかったということでございまして、平成22年度につくりました中期財政計画とその背景が異なったから、新たに今回、中期財政計画をつくって収支をさらに分析したということで御理解いただきたいと思えます。

その上で、歳入を増加させるための具体策ということでございませけれども、これは繰り返し先ほどから申し上げましたとおり、人口減少をいかに抑えるかということで定住促進事業をふやすと。これは今、既に行っております新婚世帯の家賃補助とか、あるいは地域おこし協力隊による柳川のPRとか、そういったこともやっておりますし、それから、あとは産業振興策に取り組んで市民所得をふやすと、このようなことをやっております。

効果額ということでございませけれども、中期財政計画の市税総額でいいますと、先ほど申し上げましたとおり、生産年齢人口の減少はありますけれども、経済成長率を加味すると、ほぼ同額ということを見込んでおりますので、そのように御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

例えば、人件費の抑制についてなんですが、歳出のほうですね。具体的にこちらの手元にある数字なんですが、正規職員で平成23年度、人数で535名、人件費総額が42億円と。そして、26年度では、予算なんでしょうけれども、人数で508名、人件費総額4,140,000千円。ここ3年で27名減少はしておりますが、人件費総額では60,000千円の減額になります。そして、嘱託職員ですね、この数字は23年度で147名、報酬総額220,000千円、26年度で188名、報酬総額360,000千円、この3年で人数は41名増加と、報酬総額では140,000千円の増加と。臨時職員のほうは、23年度154名、賃金98,000千円、26年度の人数はわかりませんが、賃金とし

て94,000千円と上がっています。賃金総額の減額としては4,000千円ですかね。

そんなふうなことでまとめますと、確かに正職員はこの3年間で27名減額になっておりますが、人件費総額でも60,000千円は減っておるわけなんです、しかしながら、総額というんですかね、トータル、要は嘱託職員とか臨時職員も含めて、実は嘱託職員は41名ふえていて、140,000千円ふえている。トータルで3年間で人件費は80,000千円ふえていると。人件費と呼ぶのが正規職員なのか、報酬と呼ぶのが嘱託職員なのか、それは我々民間から見れば同じ人件費と捉えておるんですけどね。

ここを考えると、人件費の抑制ということで、これまでいろいろたわれてきたことについて、ちょっと余りにも抑制について甘いのではないかと、行革について甘いのではないかと、私はこの数字を見て率直に思うわけなんです、この人件費等々についての見解がありましたら、ぜひ御答弁をいただきたいと思っています。

人事秘書課長（平田敬介君）

市長の見解ということかもしれませんが、緒方議員の御質問では、決算と予算で比較をされたり、人数の細かい説明もありましたので、人事秘書課のほうから答弁をさせていただきます。

まず、正規職員の職員数の推移を申し上げますと、先ほどは23年度と26年度の比較で、26年度は508名と言われましたけど、実際は506名でございます、緒方議員には事前に22年度から26年度までの5年間分を差し上げておりましたので、ちょっと改めて皆様にわかるように、22年度以降について御説明を申し上げたいと思います。

正規職員数は、平成22年度が539人、23年度が535人、24年度が522人、25年度が516人、26年度が506人と推移しておりまして、この4年間で33人の削減となっております。

また、人件費を23年度の決算、それから26年度予算で比較をされておりましたけれども、決算は24年度までしか確定をしておりませんので、22年度と24年度の決算で比較をしますと54,230千円の削減となっております。職員の人件費分です。これは共済費などの負担率が年々上昇するような増加要因も含んだ上での決算額となっております。

それから、先ほど言われた嘱託職員の推移ですけれども、平成22年度は146人、23年度が147人、24年度が174人、25年度が188人、26年度が214人というふうに推移しておりまして、確かにこの4年間で68人がふえております。この4年間でふえた内訳を申し上げますと、特別支援教育支援員、教員を補助する人ですけれども、これが4年前の14人から35人へと21人ふえております。それから、学校図書館司書の図書館委員会というところで雇用されてあった方が定年退職を迎えますと、市の嘱託でその分を補充しておりまして、そういう切りかえで8人ふえております。それから、消費生活相談員、新規配置が2名、複式学級解消対策として講師を2名、それから、災害支援の嘱託員を1名、さらには、大きいのが地域包括支援センターが介護保険広域連合のほうで設置をしておりましたけれども、25年度に市のほうに移

行をされましたので、そこに雇われておった社会福祉士や介護支援専門員の嘱託員を市の任用に切りかえました。それが12名。それから、大和・三橋地区校区コミュニティセンターが完成しましたので、それに伴いまして校区公民館主事補をそれぞれ廃止したことで7名の増、それから、地域おこし協力隊員は今年度中に5名配置になるような予定です。

以上が主なものですが、嘱託職員の人数は確かに年々ふえておりまして、決算もふえてくると思います。ただ、これらは新たな行政サービスを実施するために対応したり量的な需要がふえたもの、それから、負担金や補助金を交付しておった団体、行政機関で任用していたものを市の任用に切りかえたもの、特に最後の部分は負担金で支出していたものを報酬という人件費のほうの支払いに置きかわったようなものですので、そういう意味合いでもふえております。

臨時職員の説明は割愛しますが、まとめて最後に緒方議員がおっしゃったとおり、職員の人件費と嘱託報酬と臨時職員の賃金の合計で比較をしてみますと、緒方議員は23年度の決算と26年度の予算で申されましたけれども、私のほうからは決算が確定している22年度と24年度の比較で説明させていただきます。そうしますと、正規職員、嘱託職員、臨時職員の人件費、賃金を合計しましても30,880千円の減となっております。

ただ、先ほど申し上げたような職種に見られるように、増加する需要やこれまでなかったサービスに対応していかなければなりません。正規職員については、定員適正化によってできる限り削減に努めてきておりますので、嘱託職員で対応が可能なものにつきましては嘱託職員を、それから、臨時職員で対応できるものは臨時職員を配置するなど、歳出の抑制を抑えながら増加する行政サービスに対応しているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

この人件費につきましては、私ども柳川市議会議員でさえ24名から22名、2名の減をしております、10月の選挙から22名の定数となるわけなんです、やはりここは人件費として正職員の人件費だけの減額云々ではなくて、やっぱり臨時職員、そして、嘱託職員全体の予算を考えて、今後、明確に抑制をしていくというようなことが求められると思いますし、特に、22年5月に出された分については、抑制をして4億円ぐらいの削減を目標に頑張りますというようなお話もいただいているわけでございますので、単に特例債の措置が延長になったからといって、そこで甘くなるのではなくて、やはり今後、6年後のことを考えますと、6年後以降のことも考えますと、厳しい運営になるのではないかと私は考えておりますので、ぜひ人件費の抑制についてはもう少し厳しい目で進めていただきたいと、そんなふうに思います。

ところで、物件費ですね、要は施設の維持管理費をどうするのかとか、その物件費についての削減と申しましょか、抑制と申しましょか、そこはどうなっておりますか。

財政課長（島添守男君）

同様に、中期財政計画による26年度と32年度の比較で御答弁させていただきたいと思いますが、物件費につきましては、公共施設への太陽光発電や電灯のLED化などの省エネルギー対策や職員への節電意識の徹底、そのほか、庁舎統合事業の効果などを考慮いたしまして、平成32年度は平成26年度と比較しまして550,000千円の削減となっております。

しかし、物件費につきましては、例えば、今年度を見ていただきますとわかりますとおり、消費税の増税対策による臨時福祉給付金事業などや経済対策の雇用対策基金事業など、このような臨時的な要素もありますから、経常的な物件費の削減幅というのはこれよりも少なくなるものではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これも平成22年度には4億円以上の効果を出すということで、明確に数字もうたっているわけですね。そういった意味では、今回出されたこの中期財政計画も、やはり当然ここまで踏み込んで数字を出すべきではないかと思っています。考え方によっては、行革大綱をつくりますから、それをまとめますよという考えもあるんでしょうけど、でも、失礼ですけどね、それは余りにもわかりにくい抽象的なもので終わっていますので、ここはやっぱり数字を上げてきちんと進めていただくべきだと僕は思っています。

仮に維持管理費にしますと 仮にですよ。直営で仮に100%としますと、これが、何と申しましょうか、指定管理者制度であれば大体全国的に見て85%ぐらいで済むと。経費もそれぐらいで済むんじゃないかというようなデータも出ておりますし、これが図書館だとか、ごみ焼却場の管理委託だとか、水の郷の指定管理だとか、それが指定管理者制度が合う合わないは別にしまして、やはりそういうところも検討、研究を今からやっていく必要も私はあるのではないかと考えておりますが、その件いかがですか。

財政課長（島添守男君）

第2次行財政改革大綱、今年度までですけれども、これにおきましても、民間の専門性や効率性が生かされる事務事業については、市民サービスへの影響などを考慮しつつ、費用対効果なども十分に検討し、指定管理者制度の活用も含め、民間委託を進めるということとしておりました。

今年度、第3次の行財政改革大綱を策定いたしますけれども、基本的に同様の考え方で進めていくことになるものと、このように考えておるところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ数字を上げて計画はつくっていただきたいと思っております。それがなければ何も議論をするテーブルに着けないわけですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

そうしますと、歳出のカットについて、もう1点なんです、普通建設事業の抑制ということで、これも7億円以上の効果を出していきたいというような話をされてありました。

このことについて、今、現時点で結構なんで、何をどうするおつもりなのか、お聞かせいただけますか。

財政課長（島添守男君）

普通建設事業の件ですけれども、今現在、中期財政計画の中で抱えております事業につきましては、先ほどから繰り返し申し上げておりますとおり、合併優遇措置の一つである合併特例債、これを使って、この活用期限が31年度までとなっておりますので、それにできるだけこの財政効率の高い地方債を活用することによって事業を集中的に行っておるといところでございます。

したがって、この合併特例債の活用期限の翌年度となります平成32年度、これにつきましては普通交付税の合併算定がえや合併特例債などの優遇措置が終了いたしますので、本来、合併後の柳川市が交付されるべき姿に戻るといところから、普通建設事業費としましては、昨年度つくりました中期財政計画でも23億円というふうになっておりますから、平成26年度の68億円と比較しても大幅な減額となっておりますというふうに理解していただきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

例えば、合併特例債、仮に300億円を活用するとなりますと、純粋に100億円は返済をしなければならぬんですよ。交付税措置がありますというようなお話がいつもあるんですが、これも今、現時点で国には莫大な借金もありますし、このままこの制度が10年も20年も続くということではないのではないかと私は思っています。そこら辺の器が崩れますと、結局、地方に一気にしわ寄せがばんと来るわけですし、ここも交付税措置があるからというお話だけで議論することではないのではないかと私は思っています。

午前中の諸藤議員の話にもありましたけれども、やはりどんどん人口減少するわけですので、これから何をどう捨てるのか、取捨選択というんですかね、これはやはり今のこの時点で検討、研究は当然されておくべきでしょうし、そして、効果額はどれくらい出さな、マイナス分をどうやって補っていかうかとか、そういうことは家庭でも一緒だと思うんですよ。車を買います、家を建てます、そんなら、どうやってローンを組んで、どうやって返していくのか、収入をどこから持ってくるのかというようなことも、やはり私は今のこの時点で必要ではないかと考えておりますが、総括でこの歳入の増、そして歳出のカット、これについて市長の具体的な何か施策がありましたら、ぜひ教えていただければと思っております。

市長（金子健次君）

総括的なお話として、私の考え方を述べさせていただきたいと思いますが、平成31年度までに、本市が自主財源が乏しい中で1市2町が合併して、約274億円を活用できる。これは唯一の補助金という捉え方を私はしております。そういう中において、後に、20年、30年後になぜあの合併特例債を使わなかったかということと言えないような形が、これは議会とも相談しながら、270億円は全て使うという形で事業費をしておりますけれども、30%については積み立てをします。あと後々に負担がないような形をやっていくということで、議会は了解を取りつけていただいたわけでございますので、今後ですね、今、課長が答弁しましたように、算定がえから今度変わってくる、その分については、それなりの身の丈に合うような形の予算規模、歳入歳出をこれからやっていきたいというふうに考えておりますので、大きな大型事業の火葬場にいたしましても、ごみ焼却にいたしましても、隣町のみやま市と一緒にやって取り組むという形ですね。これからのいろんな運営のあり方についても、指定管理者の問題等も出てきますけれども、そういうことも含めて検討して、なるべくかからないような形を私はやっていきたいと思います。

もう1つは、人件費の問題について今触れられておりましたけれども、人件費については、やっぱり正職員、臨時職員、嘱託職員、これは全て人件費という見方を私はしております。いろんな事業については、新たにやっぱり住民サービスのニーズに応えるような形で行政サービスが大きく広がっているという分については、なるべく市の職員でなくて、嘱託職員とか臨時職員で賄っていききたいと思います。法律によって60歳定年では切ることができなくなりまして、希望については再雇用しなければならないと。年金制度が年金が支払えないという形で、そういうことについて今回も10名近く雇用しておりますから、そういうことについての業務についても考えていき、また、あわせて採用の計画についてはやっていきたいと思いますが、合併した当初は602名の市の職員が今は500名ちょっと乗ったぐらいですけども、まだ私自身はそれも減員したいと、定員を落としていきたいという考え方を持っているところでもございます。

以上が大体、今を置いてないという考え方があるもので、私はこの時期に大きな事業をやっていきたいという考え方でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

この質問で最後なんですが、先ほど課長から行革大綱を出しますというお話がありましたですね。これはいつぐらいに、当然、数字を入れられたものになるんでしょうね。抽象的にあれやります、これやりますというようなことではないでしょうか。ちょっとそこだけ教えてもらえますか。

財政課長（島添守男君）

第3次の行財政改革大綱、今年度中につくるということで、企画課を主体としてつくって

いくことになると思います。その中で、いろいろな柱を、大綱の柱を何にするかということで議論をし、今、その柱に沿って目標を立てて、具体的に数値も出るかと思いますが、そういう流れで大綱を定めていきたいというように考えておりますので、今のところ、まだ途中ですので、何とも言えませんけれども、そういうことでつくっていききたいと、このように考えておるところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ本気で、やはり絵に描いた餅になるような計画案ではなくて、ずばりと本音でぜひその大綱はつくっていただきたいと思います。

次に、2点目の質問になります。

まず、今回、市長の市民文化会館建設計画についてお尋ねをするわけですが、まず初めに、現在の柳川の市民会館ですね、この利用者の確認なんですが、平成25年度で大ホールの利用者、件数で76件、利用人数3万850人ということなんですよ。1日に換算すれば大体84名ぐらいですかね。その他、5つの会議室なんかがあるんですが、その利用も年間1万3,000人前後ということで、合計、25年度の利用人数は約4万4,000人ということになっておるわけなんですが、この数字は間違いのないところなんでしょうかね。ちょっと確認です。

生涯学習課長（松尾 強君）

現在の市民会館の平成25年度の利用者数は、緒方議員が把握されてある数字に間違いございません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そしたら、続いて質問しますけど、維持管理費、これについて収支状況なんですが、維持管理でおよそ34,000千円、そして、施設の利用料が、収入ですね、11,200千円ということで聞いておりますが、これは間違いのないですか。

生涯学習課長（松尾 強君）

これも同じく間違いございません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そしたら、この数字で考えますと、柳川市の将来を当然見据えるわけなんですが、今回、40億円の税金を使って市民グラウンドに市民文化会館をつくらうという計画が今上がっておりますが、当然それを出されるときに、この議論はやっておかなければならないと私は考えておるんですね。どういう議論かと申しますと、5つなんですけど、先ほども申しましたが、人口はどんどん減って、6年後に6万4,000人になると。そして、交付税も14億円がカットされると。そして、年間利用者がトータルで、今の市民会館ですよ、4万4,000人前後だ

と。特にそれ以上に何か 新しくなれば少しはお客さんもふえるんでしょうけど、そんなら、稼働率を上げるだとか年間の利用者をふやすとか、そういう運営の予測も今まだ見えていない状況でございますし、そして、市民生活に密着したクリーンセンターの建設、葬祭場の建設、これはやらなくちゃいけないときなので、当然やらなくちゃいけない。今回、そういった中で市民文化会館の計画が上がっていると。

私が先ほど5点言いました件については当然執行部のほうで議論されて、今回、ここに予定しますというふうなことが出てきているんですかね。当然そうだと思うんですけど、ちょっとそこを聞かせてもらえませんか。

総務部長（大坪正明君）

まず、現時点での年間利用者数のシミュレーションというのは、まだ実施しておりませんが、一方で、現在の市民会館の大ホールの利用状況が非常に低迷しているということで先ほど議員のほうからもおっしゃいましたけれども、それは事実でございます。

ただ、この計画を、構想をつくる段階で市内の文化団体などのヒアリングを実施しております。この中で、現在の市民会館の大ホールとか、水の郷のホール、こういったところが非常に音響の性能が悪いということで、音楽系のイベントとか発表会、こういったものを市外のホール、例えば、筑後のサザンクス筑後とか、城島総合文化センターとか、そういったよそを市内の人が利用しているというのが非常に多いというのが明らかになっております。そのために、今回つくる市民文化会館ではそういった音響にすぐれたホールを整備することによって市外のホールの利用者が戻ってくるということも想定されるわけでございます。

それと、大きな事業として、先ほど言われましたクリーンセンターとか火葬場、そういった建設も控えていることは当然わかっていることでございますし、この市民文化会館の事業なども含めて中期財政計画の中に入れて、計画的に今後実施をしていくということで十分検討した上で、今回、議会への提案をしたということでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ずばりですね、なぜこれを私がこの場で質問するかといいますと、市民の方に何十人が話を聞かせてもらったんですけどね、現在の市民会館の利用者数も考えながら当然言われたんでしょうけど、市民文化会館を40億円かけてこの市民グラウンドに建設をする必要が実際あるのかと、ないんじゃないかと、ましてや市民グラウンドに建設することについて、そんなら、またグラウンドを別につくらなくちゃいけないじゃないかというような声が結構多くあるんですよ。

さらには、先ほど音響の話も出ましたが、市民会館の大ホールの音響を含めて、内壁もそうなんでしょうけど、これは率直な意見なんですけどね、別に座席も含めてリフォームすればいいじゃないかというふうな市民の方の考えもやっぱりあるわけですよ。そうすれば少

し金額も、40億円も当然かからないでしょうし、そして、これまでいんなでできなかったイベントもリフォームすることで音響もよくなるし、それもありではないのかというような本心に厳しい意見もいただいておりますね。

そういった中で、この意見いろいろあるんですけども、この件について何か市長の御見解等々ありましたら、ぜひ聞かせていただければと思います。

市長（金子健次君）

先ほど述べましたけれども、大きな3つのプロジェクトの中で、ごみと火葬場、そして、やっぱり1市2町が合併したシンボリックなことというのが、この市民文化会館という形を考えております。一つの大きな理由というのは、今の市民会館が四十数年たっていて、今、外壁が剥離していますけれども、建設の専門業者に言わせると、耐震面が危ないと。そういう面が非常に金がかかるということとあわせて、今、1,000名の収容人員ですけれども、中には1,500名とか1,300名と言われるけど、私はそんなにつくる必要はないという考え方です。仮にあそこをリニューアルしたとしても、700名から800名ですね。実際、狭いんですね、あそこの椅子の席が。そのこととあわせて、トイレが問題。バリアフリーを施していないということと、一番大きな要因は、古い建物でありますけど、駐車場がないと。市民会館で催しがあると、駐車場はどこにとめるとじゃろうかという形の意見がほとんど聞かれます。

確かに緒方議員にはそういう意見が聞かれるかもしれませんが、逆に、市民文化会館はいつごろできますかというふうに聞かれる市民の声も多いんですね。そういう形で、いろんな形で、場所の問題についてありましたけれども、最終的には議会に今提案しております市民グラウンドに建設をしたいということで、あそこには水の郷も重なる分があります。小ホールがあります。そういうことを含めて、これからどういう館にしていくかについては、40億円規模でやっていきたいという考え方です。そのことは、道路の整備も含めて、利便性がよくなるような形、それと、柳川市外からもたくさんおいでいただくような施設を、文化的な施設を交えたところで建設をしていきたいという考え方で、あの場所にという決定をしたところでもございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

仮に新しく建設をされるとした場合に、私は率直に申し上げますが、40億円かけて市民文化会館を市民グラウンドにというようなことは、私は実は反対なんです。なぜかといいますと、先ほど市長からも話がありましたが、当然、大型施設をつくることになりますと、やっぱり全ては場所だと僕は思うんです。利用者のアクセス、そして利便性、特に柳川駅、有明海沿岸道路、443号線、いろんなアクセスも物すごくよくなっていますしね、柳川市全体のことを考えますと、やっぱり柳川市のへそである土木事務所の周辺だとか、例えば、ゆめモールの周辺だとか、そういうところを選定の一つの候補地にしてもいいのではないかと私

は考えます。そこをやることによって、当然、大幅にいろんな企画もできるでしょうし、市外から来られるお客さんについても、マイカーだけではなくて、駅も近くにあるし、バスでも行ける、タクシーでもすぐだというようなことも当然考えられるわけでございますしね、私自身としては、なぜ市民グラウンドなのかなというところを非常に疑問視しているところでもあります。

そして、私が一番大事なのは、この道路等々ですね、集客も含めて、そういう周辺調査はどこでどんなふうな形で行われたのか、そこをかいつまんで結構なので、聞かせていただければと思っています。

総務部長（大坪正明君）

市民グラウンドという建設予定地につきましては、都市計画や観光、文化振興等で活躍をされております市外在住の有識者の皆様に、各分野の専門的な知見に基づいて、現地も見ていただきまして、客観的に検討、選定していただいたものでございます。その結果、市が示した6候補地の中から市民グラウンドが建設地として最もふさわしいということで提言を頂戴しております。

この提言を踏まえて、市のほうでも慎重に検討を行った結果、市民グラウンドが建設の適地であるという判断をいたして議会のほうに提案をしたというものでございます。

この市民グラウンドの周辺につきましては、御承知のとおり、温泉施設もありますし、季節ごとに行われるよかもんまつりを初め、各種イベントなどを目当てにして多くの市民に利用されている、にぎわいのある地域でございます。また、敷地の北側は、江戸時代までは旧柳川城の城堀として利用された外堀に面しております。この外堀を使って船乗り込み等ができれば、ほかの地域ではまねをすることができない全国に誇る柳川らしい取り組みができるんじゃないかというふうに思っております。委員の皆様も現地を見て、やはり同様のことを皆さん言っておられました。

それから、本市の観光の拠点であります沖端地区にも近いことから、市民文化会館で行うイベントなどの前後に柳川観光を楽しむことができるなど、柳川での滞在時間を延ばすことも可能性が高まるというふうに思っております。

それから、アクセスの関係でも、国道443号線バイパスを延伸、それから、現在進めております大牟田川副線の沖端川大橋、三橋筑紫橋線、こういった道路の整備が進みますと、非常にこの地域がアクセスの利便性の高いものになるというふうに考えております。そして、先ほどゆめモールの周辺とか県の合同庁舎の周辺がいいんじゃないかというようなお話もありましたけれども、確かに利便性は高い地域ではございます。しかしながら、市民会館建設には、先ほど中期財政計画では40億円ということで想定をしておりますけれども、大きな費用がかかります。このことから、有利な財源である合併特例債を使うことが前提といたしております。

議員御指摘の場所については、一団の民有地を取得する必要があります。何人もの地権者と用地交渉を行う必要があります。短期間での取得の見込みはなかなか立てられないというところがございます。結果として、合併特例債使用期限内での整備ができなくなる可能性がありますし、建設を断念せざるを得なくなるということにもつながりかねないというふうに思っております。

こういったことから、私どもとしましては建設地については一団の用地取得が不要な市有地を中心に協議を進めてまいりまして、この市民グラウンドが最も適した用地ということで考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

いろいろと御答弁いただいておりますが、私が一番考えるところは、まず、443号線の徳益からの延伸工事、これについては当然予定はされてあるわけなんです。今から手をつけられたにしても、私は3年とか4年とかでできる話ではないと思っていますので、よければ37年度ぐらいにしか完成しないのではないかと。市民文化会館に道路が隣接するというのも、まだ先の話ではないかと思っています。これがまず1点ですね。

もう1点は、具体的に言いますとね、市民グラウンドを建設地にした場合に、仮に市民文化会館をつくった周辺の間近の駐車場は専用駐車場311台。そのほかは、バス駐車場はかんぼの宿の東側に7台と。そして、臨時駐車場は観光物産公園に370台という計画をされているわけですが、水の郷のイベントなんかを僕は見ていると、案外、観光物産公園の道路側の駐車場だとか、北側の駐車場も結構満杯になっているんですね。仮にイベントがぶつかったときに苦慮するのではないかとということも考えますし、駐車場が分断されることで利用者もかなり不便を感じるのではないかと。私には考えるわけでありまして。

そして、先ほど民間の土地の買い上げの話も出ましたけれども、逆に、まだまだ用地は、失礼ですけれども、私は土木事務所周辺だとかはまだあるのではないかと。仮に市民グラウンドに建てたとしますと、その市民グラウンドはまた別に建設もされるわけでしょう。そこを考えますと、まだ私はこの建設地については検討の余地があるのではないかと、そう考えておりますが、済みません、市長の御見解をもう一回聞かせていただけないでしょうか。

市長（金子健次君）

緒方議員については、市民文化会館の場所については不適だということとあわせまして、市民グラウンドの代替地をつくらにゃいけないということで反対ということを表示されました。いろんな意見の中であると思っておりますけれども、全部の方が、100%の人が賛成するというのは非常に難しいなというふうに思っております。そういう意味では、今回の議会に提案している市民グラウンドについては、その考え方で今後ともやっていきたいと思っております。

先ほど部長が答弁いたしましたように、新たに民有地を購入することについては莫大な費

用もあるし、農業振興地域を潰さなければなりませんし、なかなか非常に難しい。そして、合併特例債の期限までにはこの建設が間に合わないという考え方を持っております。

また、道路問題については、今、福岡県に対しましても、できる限りそういうお話もしておりますし、お願いしたいということで、先日、大牟田の県土整備事務所長のほうに私は足を運んでお願いをしてきたところでございます。好意的でございまして、その分については努力をしたいということでございますので、ただ、今ここで言えるのは、そのときに間に合うかどうかについては言明できませんけれども、そういうふうに努力をしていただくということで感触を得ているところでもございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私はなぜくどいぐらいにこれを話すかと申しますと、全国にこういう大型施設がかなりいるんるところにたくさんありまして、仮につくりはしたんだけど、稼働率はなかなか上がらないと、利用率も悪いというような箱物施設も結構多くあるんですよ。私もいろいろ調べましたが、結構多くあります。これからの時代を考えると、これは私の考え方なんですけどね、土木事務所周辺に仮に建設をすれば、私はこういう考えを持っているんですけど、近隣自治体と共同で使うのもいいのではないかと、共同利用もいいんじゃないかと、そのためにも、やはり土木事務所周辺であれば、みやま市さんとの共同利用の話もできるでしょうし、逆に、私どもは道の駅も持っておりませんし、道の駅もちょっと共同運営させてもらえませんかとか、そういうお互いに共同で運営をしていく、金の使い方と申しましうか、こういうことも、これから人口も減っていくことですし、企画を打ってもなかなか集客がどこまでできるのか、私は疑問な点もありますので、やはりまずは、つくるとすれば場所ですし、この場所を間違うと、そういう共同利用もできませんし、これから先の将来的な利用率もなかなか上がらないということを私は考えたときに、この意見を出させていただいておりますしね、市民からもこういう声もありましたので、そういう意味で私のほうから御提案をさせていただいているわけでありまして。

最後になりますけれども、市政全般については、大変失礼ですけどね、時間が押ししましたので、次の議会にでもさせていただければと思っております。

私としては、市民文化会館の建設地は市民グラウンドではない柳川のへその地域がいいのではないかという要望なんですけどね、これで要望させていただいて、私の質問にさせていただきます。ありがとうございます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 2 時 55 分 休憩

午後 3 時 5 分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 6 順位、2 番荒巻英樹議員の発言を許します。

2 番（荒巻英樹君）（登壇）

2 番荒巻英樹でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、質問をいたします。6 人目ということで、想定外といたしますか、お疲れかと思っておりますが、わずか 3,600 秒ほどでございますので、おつき合いのほどよろしく願いいたします。

「人は答えを得たときではなく、答えを求めようとしたときに成長する」、これは福岡市の御出身で、1978 年からスペイン・バルセロナのサグラダ・ファミリア大聖堂の彫刻家を務めていらっしゃる外尾悦郎さんの講演の中で、とても印象に残った言葉であります。

さて、私は今回で 31 回目の質問の機会をいただいたわけですが、毎回この場に臨むに当たりましては、質問のための調査研究、そして、場合によっては現場に足を運ぶわけですが、質問の準備のたびにたくさんの方のことを学ばせていただいております、少しは成長させていただいているのではないかと考えているところでございます。これからも常に先ほどの外尾さんの言葉を忘れずに精進してまいりたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

本日は、1 つ、A E D の使用率を向上させるには。2 つ、市民文化会館について。これにつきましては、アドバイザー会議の件を中心にお尋ねいたします。3 つ、外国人旅行者の誘致についての 3 項目について質問をいたします。

1、A E D の使用率を向上させるには。

厚生労働省の「平成 26 年我が国の人口動態」によりますと、我が国の死亡原因は、男女とも 1 位はがん、2 位は心臓病、3 位は男性が肺炎、女性が脳卒中、4 位は先ほどの 3 位と逆で、男性が脳卒中、女性が肺炎となっております。

そこで、本日は、心臓病による死亡を少なくするための取り組みとして大変重要な役割を果たす A E D 設置の取り組みに関して伺いをいたします。

A E D とは、日本語では自動体外式除細動器と言い、平成 16 年より一般の方も取り扱いができるようになっております。厚生労働科学研究によりますと、平成 24 年 12 月現在、我が国の A E D 販売累計台数は 44 万 7,818 台で、その内訳は、医療機関が 8 万 3,417 台、消防機関が 1 万 2,314 台で、そのほかを公共施設など一般市民が使用できる A E D、これを P A D とも言うみたいですが、といたしますと、35 万 2,087 台になります。

そこで、伺いいたします。

まず、A E D というのが大体どれぐらいの価格、値段をするのか。そして、本市での設置

状況について、まず、1点目にお伺いいたします。

その他の質問及び再質問につきましては自席より行いますので、よろしくお願ひいたします。

消防本部警防課長（武田和時君）

荒巻議員の御質問に対してお答えします。

まず、A E Dについて荒巻議員も説明されたとおり、少し補足として説明させていただきますと、心臓がけいれんしている状態、いわゆる心室細動という不整脈に対し、内臓コンピューターが心室細動という不整脈を検知し、除細動と言われる電気ショックを与え、心臓のけいれんを取り除くものです。

荒巻議員の御質問にありましたA E Dの価格についてですが、現在、メーカー6社、18機種が販売されており、価格は300千円から500千円であると聞いております。

次に、本市でのA E Dの設置状況であります。消防本部が把握しております数は、柳川市が管理する施設に52カ所、県立、私立の高等学校に3カ所、医療機関に26カ所、民間の店舗及び事業所に35カ所、合計で116カ所となっております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

まず、市内に116カ所設置をされているということで理解いたしました。

それでは、2点目なんですが、まず、本当にこれは時間との勝負。スピードが、トラブルが発生したときに、いかに一分でも一秒でも速く対応するかによって大きな違いがあるというふうに聞き及んでいるところですが、それで、やはりA E Dというのは設置されているところ、ですから、スポーツ施設とか公民館とかにもあると思いますが、そういった人が多く利用するところに設置をされているというふうに理解しておりますけれども、やはりそういうときに救急よりも速く対応をとるところが必要だと理解しております。

それで、本市で救急が現場に到着するまでの平均時間と申しますか、時間、それとあわせて本市でのA E Dの使用状況、その2つをあわせてお尋ねいたします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

まず、本市で救急車が現場に到着するまでの平均所要時間でございしますが、過去3年を申し上げます。平成23年が6.6分、平成24年が7.4分、平成25年が6.2分となっております。

また、参考までに、総務省消防庁が出しております「救急・救助の現況」によりますと、全国平均は平成24年のデータで8.3分となっております。

続きまして、本市でのA E Dの使用状況でございます。

平成25年、心肺停止状態で救急搬送された件数は81件でありました。そのうち、救急隊が

到着する前に救急隊員以外の方がA E Dを使用したという件数が2件ありました。この2件に関しましては、除細動、いわゆる電気ショックの適用がないということで、使用されましたが、電気ショックは行われていないということであります。

参考までに、平成22年には救急隊員以外の方が救急隊到着前にA E Dを使用され、これは電気ショックの適用ということで電気ショックを実行し、社会復帰をされたという症例が1症例ございます。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

平成25年で81件、そのうち2件が救急隊到着前に一般の方がA E Dでの対応を試みられた。済みません、ちょっと確認ですが、これは言葉の言い方が適切かどうかあれですけど、実際は必要なかったのか、それとも、使ったけど有効に働かなかった、効果がなかった、ちょっとその辺がわかれば教えてください。

消防本部警防課長(武田和時君)

お答えいたします。

その2件に関しましては、いずれも心肺停止状態であったと聞いております。ですから、先ほど申し上げた心室細動という不整脈ではなかったために内蔵のコンピューターがそれを検知しなかった。ということは、機械の誤作動とか、そういうものではないと認識しております。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

済みません、ちょっとうまく理解できない。要は結局、じゃ、A E Dを使う対象じゃなかったということでもいいんですかね。ちょっとその辺、済みません。

消防本部警防課長(武田和時君)

お答えいたします。

対象ではなかったということです。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

平成22年ですから4年前ということで、ということは、それ以降は一般の方がA E Dを使用されたという報告例はないというふうに理解をしているところですが、やはりいついかなるときにそういう事例が発症するかというのはわからないというのは、もちろん皆さん御承知のことだと思います。

一応これは総務省の見解ですので、全国的なことになりますけれども、平成25年の総務省による「救急・救助の現況」によりますと、平成24年で目撃された心停止者数2万3,797名

に対して、市民がA E Dを使用した件数は881件、率にしてわずか3.7%、ですから、全国的にはこれぐらいの報告例があるということですね。

それで、心停止に対して3分以内にA E Dが使用できれば生存率は70%と言われておる。現在の日本では、救急車が到着するまでに要する平均時間は、ここでは7.9分という報告です。いろいろ調べてみますと、大体7分台後半から8分台前半ということで、8分前後が全国的な平均値かなというふうに理解しております。

戻りますが、本市の場合は6.6分、7.4分、6.2分ということで、平地でもありますし、そう大きくない面積ということで、やはり短いのかなというふうに理解しているところです。

それで、とにかく市民の方が適切にA E Dを使用できる環境を整えば、救える命は現状と比べても4倍にも5倍にもなるという試算があっているわけです。

それで、次にお尋ねしますけれども、使用率の向上に向けての対策というのがあればどうか、なさっているようなことがあればお尋ねいたします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

消防本部におきましては、ソフト面において一般市民の方及び事業所、またはお子さんを持つ保護者等を対象に応急手当講習を実施しております。平成25年の講習受講者は延べ2,501名となっております。

この講習では、A E Dの設置場所や使用方法を理解していただき、市民の方がスムーズかつ不安なくA E Dが使用できるよう啓発活動を行っております。また、10名以上の参加が見込まれるような行事等には、消防本部が所有しておりますA E Dを無償で貸し出すという貸し出し事業を行っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

昨年度で延べ2,501人の方が講習を受けられたということで、実は私、小学校PTAのボールの監視の件で講習を受けましたけど、私もこの中に入っているのかなと理解しているところですけれども、その前にも一度、総務委員会に所属しておりますときに消防本部からお越しただいて研修をさせていただきまして、別途、昨年は消防本部のほうにお伺いしまして研修を受けさせていただきました。やはりやったことがないときは、とても難しそうだということで非常に不安といたしますか、ありましたけれども、やってみるとといたしますか、要は向こうからこうしてください、ああしてくださいと教えてくれるわけですよ。ですから、慌てないでやれば誰でもやれると言ったら語弊がありますけれども、決して難しいことではないということが理解できた点は非常に良かったと思っております。

それで、本市の状況は先ほどお尋ねしました116カ所ですが、実は全国的な設置の状況を

調べてみましたら、県単位ですね、設置の台数といいますと、もちろん東京都が一番多いですけれども、設置の台数は福岡県も全国10位で、このデータは平成23年までなんで、福岡県内8,481台で全国10位なんですけど、人口10万人当たりの設置台数になりますと、1番が山梨県で353.4台で、ずっと行きますと福岡県は10万人当たり167.9台、全国1位の山梨県の半分以下なんです。これが全国何位かといいますと、全国47位なんです。要は最下位ということですね。先ほど10万人当たり167.9台で、本市7万人としますと、その167.9の7掛けすると117.何ぼ、本市の116台とほとんど、本市は本県の平均値ということで、全国的に見ても非常におくれているという表現はどうかと思いますが、全国で最下位並みということをお知らせ、御理解いただきたいと思っております。

それで、あと、設置していても、これがいつ何どきでも使えるかどうかというのが非常に大きな問題ではないかと思っております。そこで、ここに広報わかさ、福井県の若狭町の広報紙、2014年6月号ですから、まだほかほかですよ。ちょっと読ませていただきます。

「4月23日に京都で行われた「全国消防長会東近畿支部消防職員意見発表会」で、若狭消防組合上中分署の山下倫弘さんが最優秀賞を受賞」しました。「内容は、友人のお父さんが心肺停止となったとき、AEDの設置場所には鍵がかかっている使用することができなかったことから、誰もがいつでも使えるように、AEDを全国のコンビニに設置してはどうかというものでした」。「山下さんは「受賞したことによって、自分の思いが少しでも社会に伝わったことが嬉しい」と話していました。5月28日に仙台で開かれる全国大会には、東近畿代表として出場することになっています」で、その後の全国大会、全国752消防本部から選考会を勝ち抜いた9支部10名の発表者の中から見事、山下さんが最優秀賞を受賞されております。

内容をもう一度言います。もう一度といいますか、ちょっと御紹介しますと、現在の設置場所のほとんどが夜間、休日に閉鎖されてしまうことに、これは単純に計算すると年間200日はAEDが使えない状態です。私は幼なじみの友人として、住民の命を守る消防職員として、この現状をどうにかしていかなければならないという強い使命感に駆られましたということでした。

それで、同志の方がこういうことを発表されておりますけど、いかがでしょうか。感想と申しますか、よければお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

まず、感想ということではありますが、消防職員意見発表会というものは、若い職員が災害現場で苦労したことや業務の中で気づいた点、こうしたらいいんじゃないかという熱い思いを伝える場でございます。私も十数年前に参加したことがあります、出場したことがありますけれども、残念ながら予選落ちでございました。

先ほどの意見に対しましては、非常に立派な意見だと。若い消防士にとっては、とても立派な意見だと認識しております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

それで、次に私が言いたいことは皆さんおわかりになるかと思えますけれども、ぜひ本市でも24時間 コンビニが一番思い浮かびますけれども、それ以外、飲食店とか24時間営業のディスカウントストアとかもあるかと思えますけれども、まず、市内にそういった24時間、一般の方が取りに行けるといいますか、そういうところがどれくらいあるか、お尋ねいたします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

市内には、コンビニエンスストアが23店舗、その他24時間営業の店舗が5店舗、24時間営業のガソリンスタンド、これが3店舗、合計31店舗ございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、いろいろと調べてみましたら、私が調べた限りでは、一番の先進地が静岡県の三島市です。公共の施設に、市の施設に58カ所、これに関しては本市ともそう ちなみに、三島市の人口は11万人ほどのまちですけれども、市の施設に58カ所、そして、これは市の施設ですから、もちろん市のほうで設置いたします。そして、民間の事業所が112カ所ありまして、これは事業所さんに設置をお願いしますということでお願いされています。もちろん事業所さんの負担です。それと、24時間の営業店舗、先ほどおっしゃいましたコンビニとか24時間のスーパーとか、あとはファミレスとかそういったところ、それとガソリンスタンド等で42カ所、これは市のほうで費用負担して設置をされておりますが、ぜひ本市でもそういった24時間あいているところ、コンビニを中心に24時間あいているところにAEDの設置を、最初から全部ということじゃなくて、全部にこしたことはないんですが、1つでも2つでもそういったところから始めて、とにかく試みてみられたらどうかという御提案でございますが、いかがでしょうか。

消防長（橋本祐二郎君）

AEDの設置についてお答えします。

AEDの設置箇所をふやすことは、ハード面においてAED使用率向上につながるものであると考えます。市内の24時間営業の店舗等にAEDの設置をお願いしていきたいと考えております。

また、コンビニエンスストアは全国に点在することから、市内だけでなく、一律に設置義務化ができないか、また、設置については、先ほどありましたように300千円から500千円とか費用がかかりますので、その設置費用についての補助ができないかどうかということを検討できないか、国及び県に要望してまいりたいと考えています。

先ほど荒巻議員が言われました全国消防長会、仙台で5月28日にありましたけど、実際、私はそれに出ておりまして、この話を聞いておりまして、例えば、公民館とか学校とか閉鎖している場所については使用できないから、いつでも使えるようにコンビニとかそういうところにつけておけばいいんじゃないかということを思いました。

それと、この後、最後のほうに発表でありましたけど、この人は福井ですけど、福井県内の店舗にぜひAEDを設置したいと、あるコンビニの責任者から連絡があったということをお話しておられました。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、あとは費用負担に関してなんですが、まず、コンビニ等をお願いしていただくということで、ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

それで、購入すれば300千円から500千円ということで、プラス、やはりメンテナンス関係も定期的に必要だというふうにメーカーさんのホームページでは見ているところです。先ほど御紹介しました三島市さん、それと、ことしから市内全部のコンビニエンスストア29カ所に設置を進められていますのが、愛知県の尾張旭市さんというところです。

済みません、戻ります。三島市さんのほうはリースで、ちょっと具体的な数字は済みません、あれですけど、4千円台の前半でリースをされているみたいなんですが、尾張旭市さんは、やはり愛知県内でそういった取り組みが初めてだということで、メーカーさんから非常に積極的なアプローチがありまして、1カ月のリース代は3千円台の前半でリースをされておりまして、もちろんメンテ等も込みでということですので、購入がいいのか、リースがいいのか、それに関しては私が結論を出すことじゃありませんが、そういった事例等もございまして、ぜひ御検討いただければと思っております。

話がずれますが、コンビニエンスストアとの連携というのは、今、観光のガイドマップを置いていただいたりいろいろありますが、やはりコンビニとの関係というのはこれから強くはなれ、弱くなることはないと思いますので、ぜひほかにもコンビニエンスストアと行政との連携、提携というのがまたいろんな形で展開していくこともあるかと思っておりますので、ぜひ皆さんのほうも御検討いただければと思っております。

それでは、AEDに関しては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、市民文化会館についてのお尋ねをいたします。

まず1点目、先ほどの緒方議員の質問ともちょっと重なる部分もあるかと思いますが、なるべく重ならないようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず冒頭、私の見解を申し上げたいと思います。私は新築には賛成です。場所につきましては市民グラウンドということで、私はベストではないが、ベターだというふうに認識しております。いみじくも先ほどの総務部長のお言葉をそのままおかりしますと、適地という表現をなさいましたけれども、済みません、言葉尻を捉えるわけじゃないですが、最適地ではないと。私のほうはですね、適地だけ、最適地じゃないというふうに考えております。まず、私の見解を申し上げます。

それで、質問ですが、候補地を市有地だけに絞った理由、用地の確保に関して、やはり市有地以外は時間がかかるということでしたけれども、済みません、いま一度お願いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

市有地の検討について、私有地を考えなかったかという御質問だと思います。

市民文化会館の建設に当たりましては、施設規模に見合う一定の敷地が必要になります。あわせて、集客施設となることから、利便性が高い場所を選定する必要がございました。

そのため、利便性の高い私有地の取得についても候補地選定の段階で一定考えたわけですが、財源として予定しております合併特例債の使用期限が平成31年度までであることから、複数の地権者への用地交渉を伴う一団の用地取得はスケジュール的に困難というふうに判断しております。また、用地買収費をできるだけ抑えるということもありまして、市有地を中心に候補地を選定したものでございます。

なお、候補地の選定に当たりましては、市有地の中で幹線道路からのアクセスや公共交通など、比較的市民の利便性が高いと思われる場所を基本に検討し、結果として6カ所を候補地として選定しまして有識者に提示したものでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

市有地から、先ほどの企画課長の御答弁に関しては理解できますが、ただ、市民グラウンドに決まった場合に、また、市民グラウンドのかわりの土地を求めるということになると、市有地に絞った条件といたしますか、理由がちょっと崩れてしまうのかなと、そこがちょっとひっかかっているところです。

それで、基本構想策定アドバイザーについてお尋ねいたします。

この選任の基準といたしますか、ちょっとこれはまとめてお尋ねします。

まず、5人というのが決定的に私は少なかったというふうに思っております。やはりいろいろと何とか検討委員会とか立ち上げられたときは、私の認識では15人、20人だと理解して

おりましたけれども、5人というのは決定的に少なかったと私は思っております。それと、5人の方の居住地、お住まいのところ。ざっくり福岡市とか久留米市とか、そういう単位で結構です。それと、市内在住者をどうして入れられなかったのか。そして、5人の選任の基準と申しますか、その大きく3つについてお尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

それでは、荒巻議員のまず選任の基準はということについてお答えをさせていただきます。

アドバイザーの選定に当たりましては、文化振興や市民の利便性、交通、観光、地域づくり、そして、施設建築、景観の分野で専門的な知見から市民文化会館整備に関する方針や建設場所について御意見をいただける方々5名としまして、市外在住の有識者をアドバイザーとして委嘱をいたしております。

5人では少なかったのではないかと御質問でございます。

確かに荒巻議員が言われるように、通常、委員会等では10人、20人近くの方がいらっしゃることもございます。今回、構想策定に当たりましては、事前に市民団体のヒアリング調査や庁内関係部署で組織しましたプロジェクトチームで協議の上、アドバイザーに会議で諮り、意見をいただきながら考え方の取りまとめを行ってきております。

専門的な有識者が多過ぎても意見をまとめるのが非常に難しい面もございますので、今回は市民文化会館の建築に大きくかかわる、先ほど言いました5つの分野の方に絞らせていただいで決めさせていただいたところでございます。

それと、5人の居住地及び市内在住者を入れなかった理由はということでございます。

アドバイザーの居住地は、福岡市から2名です。それと、春日市が1名、久留米市から1名、筑後市から1名というふうになっております。

なお、市内在住者を加えなかった理由でございますが、建設場所の選定に関しては、みずから住む地域の近くに建ててもらいたいという心理が働く可能性が高く、市民参加による協議では文化振興や市民の利便性などに基づく候補地の選定が難しいというふうに考えておりました。

そのため、市外在住の有識者をアドバイザーとして委嘱しまして、客観的な観点で御検討いただき、建設予定地の選定を進めてきたものでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

5人の方が、福岡市がお二人、春日市がお一人、ですから、福岡都市圏が3名ということですよ。それと、久留米市お一人、筑後市お一人ということ。それで、事前に市民団体のヒアリングとかあった。そして、された。それで、余り数が多いとまとめ切れない。でも、ほかの委員会では10人、15人の委員でされているとおっしゃいましたけれども、そうい

うところでも最終的には意見を集約されているかと思しますので、数が多いとまとめ切れないというのは説得力に欠けるのではないかと私は思っております。

それで、この5人の方がどういった方かということと別に、市内在住者を入れられなかったということで、やはり9つの項目をチェックされているということですが、どう考えたって、市内の方じゃないと正確にわからないということが複数あると思うんですよね。ですから、大学の先生とかが多くいらっしゃいますが、法的制限とか市上位計画との整合性、文化振興への影響とか、そういったやつは市外の方、市内の方、特段関係はないといいますが、そんな影響は少ないと思いますが、アクセス条件、それと、市内の人の流れとの関連性とかですかね、やはり市内の方がいないと正確に意見が集約できないことが、項目が複数あると私は思っております。それと、5人が決定的に少なかったということを繰り返し言っておりますけれども、例えばどうかあれですけど、例えば、スキージャンプ競技、距離点と飛型点とありますでしょう。飛型点というのは、5人のジャッジが採点しますよね。やはり跳ぶ選手と同じ国の審判員もいますよね。とにかく5人が飛型点を出して一番高い点と一番低い点はカットして、残りの3つの平均点が飛型点となるというのは御存じかと思っております。ですから、どこにするかというのが一番のポイントというのは、これは皆さん認識は一緒だと思うんですけれども、ですから、いろんな地域から、それが中学校区単位なのか、小学校区単位なのかはあれですけども、やはりいろんな地域の方から御意見を伺うべきだったと私は今でも思っておりますけれども、いかがでしょうか、もう一度お尋ねします。

総務部長（大坪正明君）

今回のアドバイザー会議ということで、市長が選挙のときにも第三者の意見を聞いて検討したいということでおっしゃっております。そのことで市長が信任を得て当選をされておられるということもありますし、その後もそういう第三者で検討しますということは所信表明等の中でも市長が言われていることだろうと思っております。

そういうことで、地域性というのが非常にありますので、できるだけそれを公平な立場で見ただけの方を選ぼうということで市外のそういうそれぞれの専門の方に入っていております。

そして、福岡都市圏が3人、あと久留米と筑後ということですが、それぞれの先生方が柳川にいろんなかかわりを持ってある方です。全く柳川に初めてという方ではありません。都市計画とかまちづくりとか、いろんな形で柳川のいろんな計画とかそういうのにかかわり合いを持ってある方を選ばせていただいておりますので、十分その辺は理解をいただいている方だということですので、御理解をよろしく願いいたします。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。

私も数名の方はどういった方かというのは承知しておりますし、柳川へよくというか、頻

繁にお越しいただいている方がいらっしゃることは承知しております。ただ、住んでいる人と来たことがある人は決定的な違いがあると私は思います。このことに関しては今後は、ですから、ぜひ多くの方、一人でも多くの方といえますが、普通なさっているように10名、15名、20名、やはり5人というのは、どう考えたって少ないですよ。やはりいろんな多様な意見をまとめるのが皆さんがやっていただくことじゃないかなと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それで、あと検討結果の比較ということで9項目を丸、三角、バツで示されております。その総合評価が高かったのが柳川市民グラウンドだということだと思っておりますが、この丸、三角、バツをどのようにして決定されたのか。例えば、5人いらっしゃって、手を挙げた方が4人か5人だったら丸、3人か2人だったら三角、1人か誰もいらっしゃらなかったらバツ、それは勝手に私がこういうこともあるのかなと想像しているだけですけれども、実際どのような形で丸、三角、バツが決定されたのかをお尋ねします。

企画課長（椋島謙治君）

検討結果の一覧のことをおっしゃっているというふうに思います。この協議結果をお示しするに当たりましては、文章では詳しく説明いたしておりますが、候補地の比較検討をする際、一目でわかりやすいように結果を記号化したほうがよいのではないかとというアドバイザーの御提案に基づき、丸、三角、バツの3段階表示とさせていただいたものでございます。実際はアドバイザーの委員のほうに丸、三角、バツを記入いただいて、それを事務局で調整をいたしまして再度アドバイザーの方に確認いただきながら、この結果になったということでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

先ほど5人のアドバイザーの方に丸、三角、バツを記入いただいたとおっしゃいましたよね。ですから、それが最終的にこの結果、私たちに示された丸、三角、バツになった基準をお尋ねします。

企画課長（椋島謙治君）

基準ということでございますけど、検討結果については、丸が良好、それと、三角が一部問題あり、バツが問題ありというような基準で丸、三角、バツをつけていただいております。（発言する者あり）

2番（荒巻英樹君）

私はこうかなと思って先ほどお尋ねしたじゃないですか。5人のうち、4人以上、丸を出されたら最終的に丸で、丸を出されたのが3人か4人だったから三角で、お一人かゼロだったらバツと。だから、どういうふうにしてその評価をまとめるか。実際、丸、三角、バツを書いてもらったとおっしゃったじゃないですか。それを最終的に事務局で判断というか、ア

ドバイザーでどういう最終的な選考でこの丸、三角、バツになったのかをお尋ねしております。

総務部長（大坪正明君）

丸、三角、バツの最終的にどうしてそうなったかということですが、これについては、先ほど企画課長が申しあげましたように、それぞれの委員から出してもらったものを取りまとめて、一番多いようなところでこれを出して、委員にそれぞれ見ていただいて、そして、全員の合意のもとに、これはこうだろうということで合意のもとに皆さんで議論していただいて決定したということでございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そしたら、私が言ったのとは違うみたいですが、そしたら、どうなんですか、丸、三角、バツで一番多かったのが結論になったということですか。ちょっとその辺をもう一度お尋ねします。

総務部長（大坪正明君）

先ほど言いましたように、それぞれ委員に書いてもらって、それを企画課のほうで取りまとめて、丸が一番多いなら丸と、三角が多いなら三角というような形で一応一覧表に取りまとめて、それを委員さんたちでまた見てもらって、全部一つ一つチェックをしていただいて、それでいいだろうというような形で決めております。

2番（荒巻英樹君）

今の部長の御説明は理解できます。そしたら、丸、三角、バツで一番多かったのを事務局で取りまとめてアドバイザーの方にお返しされたけれども、その結果が変わったこともありますか。

総務部長（大坪正明君）

実際に変わったものもございませう。これは委員の中でいろいろ議論をしていただいて、やっぱりここはこうじゃないかという議論の中で変わってきたものもございませう。

2番（荒巻英樹君）

非常にわかりました。ありがとうございます。

ただ、そうは言いながらも、この結果に関して、やっぱり市民として理解できないところは複数あるわけですね。

柳川らしさの演出、現柳川市民会館、三角、柳川警察署横も三角、それぞれ柳川らしさの演出はしにくい。ピアス跡地も三角で、柳川らしさの演出はしにくい。柳川らしさの演出というところで、現市民会館、警察署横、それから物産公園、ピアス跡地が同じというのはどうなのかな。市民グラウンドだけ丸。

それと、駐車台数の確保に関しては、ピアス跡地は間違いなく丸ですね。市民グラウン

ド跡地、ざっくり半分が会館の周りでとれて、残りの半分は臨時駐車場ということですがけれども、市民グラウンドのところも丸ですよ。私はこれは三角ではないかなというふうに判断しておりますので、これはもう結論は出ておりますけれども、非常にその結果としていかなものかというのが目につきましたので、それは指摘をさせていただきたいと思っております。

それから、次に移りますけれども、この会議の内容はもちろんのこと、アドバイザーの方々のお名前を非公表になさった理由につきましてお尋ねします。（発言する者あり）

議長（浦 博宣君）

いいですか、執行部のほう。

企画課長（椛島謙治君）

名前の非公開というのは、審議中の話でございますかね。

審議中に非公開にした理由ということですが、今回、市民文化会館の建設地に関する議論となりましたので、非常にデリケートな問題がございました。この協議を公開の場で実施した場合には、自分のお住まい近くに建設してもらいたいというような市民感情がぶつかり合い、市民間に要らぬあつれきを生むのではないかというようなことを危惧いたしておりました。

そのため、市民の利便性や効果的な文化振興の実現等を踏まえ、建設地としてふさわしい場所を専門的な見地から客観的に選定いただくために、あえて非公開として協議を進めたものでございます。

現在においては、もう御承知のとおり、名前は公開をしておるところです。

また、アドバイザー名につきましては、直接の働きかけを防ぎ、関係者からの情報などに惑わされることなく、専門的な知見や市外在住者としての客観的な視点により議論を進めていただくために、あえて非公開とさせていただいたものでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

私はもちろん非公開に対しては大反対ですが、おっしゃっていることは理解いたします。

ただ、1つお尋ねしますけど、非公開だということをこの5人のアドバイザーの方に事前に申し伝えられておりましたか。その確認です。公開ですよということは普通言われなと思いますけれども、私と思うに、この5人の方は非公開になっているということは御存じなかったんじゃないかなと私は思っているところです。ですから、それを5人の方々に結論が出るまでは非公開にしておりますということを事前にお伝え、確認なされたかどうかをお尋ねします。

総務部長（大坪正明君）

このことについては、第1回目の会議のときに委員の皆様にお諮りして決めております。そして、そもそも非公開にしようということになったのは、委員の1人の方が今まで委員をした中でいろんな陳情があつたりして困ったことがあつたということで、特に今回の場合は非常に政治的な問題が含まれておりますので、心配しておられました。そういったことで非公開にしようということで事務局のほうから提案して、委員の皆さんの御了解を得て、そのような形でしたということでございます。

2番（荒巻英樹君）

12月13日の委員会の席では職員でこのようなことを考えられたというふうにお聞きしたと記憶しておりますが、この件に関してこれ以上のことはありませんが、委員の方からそういった御意見があつたということですね。個人的には非常に残念ですけれども、やはりそれを乗り越えるというか、やはりそういう役割を担った方々にはそれを乗り越える気持ちを持っていただきたかったと私は思っているところでございます。なおかつ、もっと人が多ければ、そういった1人当たりの影響も少なくなるのではないかなと重ね重ね思っているところでございます。

それで、非公開に関して、委員会でもお尋ねいたしました、名簿を出してほしいという理由を逆にお尋ねしたい、どういう理由で委員の名前が必要なのかと執行部のほうから逆に尋ねられましたけれども、そのことに関して、石橋副市長、いかが思われますか。

副市長（石橋義浩君）

いろいろ先ほどから非公開の理由について述べさせていただいたかと思っておりますけれども、それを懸念してそういった発言になったのかなと思っております。

以上です。

総務部長（大坪正明君）

それは私の発言をとって言われていると思っておりますけれども、そのときは事前に企画課のほうからも、あるいは生涯学習課のほうから、そして私からも、非公開にする、委員の名前も出せない理由というのは御説明をしておいたと思っております。それにもかかわらず、さらに言われましたので、どうしてですかということでお尋ねしたということでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

私はどなたがおっしゃったとは言っていないんですけども、どうですか、本来公表すべきことでしょうか。それを非公開にされたというのは、それはいたし方ないとしても、お尋ねした相手に対して、これは執行部と議会は両輪、もちろん対等ですよ。純粹に聞いてきた相手に対して いや、もちろん事情は先ほどもこの場でも確認しておりますよ。委員会でもこうこの理由でということは聞いておりますよ。でも、私は納得がいけないからお尋ねしたわけですよ。それを何で名簿を出してほしいという理由を逆にお尋ねしたい、どういう

理由で委員の名前が必要なのですか。私は理解ができませんけれども、いかがでしょうか。これは市長の見解をお尋ねします。

市長（金子健次君）

名簿を出せないというよりも、会議の委員の中から会議の内容を非公開にしてもらいたいということを知っていましたし、そのことについて、私自身も平成24年12月議会で白谷議員の御質問の中にピアス問題で御質問があって、構想としてその気持ちは変わらないかということで、基本構想についてはそういうことで考えておりますというお話をいたしました。その後、選挙がありまして、その期間中に市民からいろんな形で、どこにつくるのかということでありまして、それについては公約の中でも申し上げましたように、第三者を入れて場所を決めたほうがいいんじゃないかというようなこと等でお話をして、公開討論会もしましたし、その中ではそういうお話もしてきました。

そういうようなことで、場所の綱引きについては非常にデリケートな問題でもありましたし、そのことについて、部長が答弁したような形なるべく　これは決定されれば会議の内容については公開いたしますけれども、非常にデリケートな部分があったということで決定をして、今、荒巻議員が最大のベストではないけど、ベターという形の自分なりの考え方を言われました。また、先ほどの質問の中では緒方議員が自分は反対だということで、24人の議員の中にはいろいろ、私はこの定例会が終わった後に全員協議会の開催を求めて場所についてを決定していきたいというふうに思っておりますけれども、いろいろな方があると思います。その中においても、私自身はあの場所でぜひ決めてもらいたいということとあわせて、やっぱり期日までには、平成31年度までに完成をさせたいという気持ちがありますので、そういうことで私の経験を踏まえて、いろんな形で非常にあつれきがありましたので、そのことについて第三者でいろんな形であつれきがないように配慮していったということが主な理由であります。

2番（荒巻英樹君）

市長のお考え、ちょっと私が聞いていない部分もお答えいただきましたけれども、総務部長の発言に対してどのように思われるかというのをお尋ねしましたので、再度お願いします。

市長（金子健次君）

部長の発言の中で、なぜ聞かれるんですかということについては、私はそういうことじゃなくて、その名簿を出せませんということで終わるべきじゃなかったかというふうに思っております。

2番（荒巻英樹君）

やはりお互いの信頼関係が築ける発言をお願いしたいと思っております。

それで、いずれにしても、冒頭申し上げましたように新築に関しては賛成ですので、ぜひ市民の皆さんが喜ばれて、有効活用ができる施設の建設に向けて御尽力いただきたいと

思います。

それで、瀬高町のほうに建設される火葬場が、御説明によりますと、現在の瀬高町の敷地を拡張して向かい側に建てて、古いのを取り壊したら公園にされてということで、それで半永久的にそれをずっと続けるという御説明を受けたと思いますけれども、やはり今度新しく建てても、また40年後、50年後の執行部の皆さん、そして、40年後、50年度の執行部、議会がまた新しい次の市民文化会館でうまくスムーズにできるように、ぜひ将来も見据えて検討、御尽力いただきたいということをお願いいたしまして、3番目の項目につきましては、済みません、また改めさせていただくということで、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時7分 延会

平成26年6月17日（火曜日）

柳川市議会第3回定例会会議録

平成26年6月17日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	崎	祐	二
建	設	野	田		彰
産	業	安	藤	和	彦
経	済	石	橋	正	次
部	長	橋	本	祐	二
兼	大	平	田	敬	郎
大	和	白	谷	通	介
庁	舎	椀	島	謙	孝
舎	長	島	添	守	治
消	防	木	下		男
人	事	樽	見	孝	隆
秘	書	原		忠	則
課	長	松	藤	敏	昭
総	務	松	尾		彦
課	長	中	村	敬	強
企	画	成	清	博	二
課	長	松	永	泰	郎
財	政	大	石	涼	茂
課	長	松	嶋	眞	治
税	務	袖	崎	朋	子
課	長	大	淵	洋	一
健	康	中	村	正	洋
づ	く				祐
り	課				光
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
子	育				
て	支				
援	課				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
柳	川				
プ	ラ				
ン	ド				
推	進				
室	長				
ま	ち				
づ	く				
り	課				
課	長				
水	産				
振	興				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
係	長	亀	崎	公	徳				
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
末	勇	人							

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	3番 熊井三千代	1. 子育て支援の推進について (1) 学童保育利用の拡充を (2) 長期休暇時の子どもの居場所づくりを (3) 電子母子保健手帳サービス導入について 2. 雨水利用推進について	市長 "
2	4番 白谷義隆	1. 市民会館の建替えについて 2. 学童保育について	市長 "
3	7番 立花純	1. 柳川市合併後の人口推移における傾向と対策について問う	市長
4	22番 伊藤法博	1. 道の駅について 2. 沖端地区密集住宅市街地整備について 3. 市民グラウンド代替用地について	市長 " "
5	15番 矢ヶ部広巳	1. 385号佐賀線跡道路の開通の見通しは 2. 空き家バンク制度の成果は 3. 有明海ノリの不漁 4. 土曜授業の導入 5. 覚せい剤の危険性の学校教育	市長 " " 教育長 "

午前10時 開議

議長(浦博宣君)

おはようございます。本日の出席議員22名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、今月8日に宜仁親王殿下が薨去され、本日御葬儀がとり行われます。ここに謹んで哀悼の意を表します。

日程第1 一般質問について

議長(浦博宣君)

日程1. 一般質問について。

一般質問は、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

3番(熊井三千代君)(登壇)

皆さんおはようございます。3番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順次質問させていただきます。

まず初めに、子育て支援の推進についてでございます。

厚生労働省は6月4日、2013年の人口動態統計で合計特殊出生率が1.43となり、前年から0.02ポイント上昇したと発表いたしました。しかし、合計特殊出生率は上昇したものの、出生数は7,431人減の102万9,800人で、統計をとり始めた明治32年以降、最少を更新しています。死亡数を見ると高齢化により、戦後最多の126万8,432人となり、7年連続で出生数を上回り、人口の自然減が23万8,632人と過去最大幅となっています。我が国は、もはや人口減少は避けられない状況です。人口減少が急激に進むと、さまざまなところにひずみが生じます。自治体がサービスを提供するには、ある程度の人口が保たれていることが必要です。政府は、現状を危惧し、6月下旬に閣議決定する経済財政運営の基本方針、骨太の方針にデフレ脱却、経済成長、次に、乗り越えなければいけない最大のハードルとして、人口減の克服を位置づけたことが明らかになっています。

政府が骨太の方針で人口減対策に本格的に取り組むのは初めてであり、50年後も1億人の人口を保つための対策として、抜本的な少子化対策を進め、女性が子供を産み育てやすい環境を整えるなど、子育て支援の拡充の方向で検討が進められているようでございます。子供を産み育てるのか、女性が社会進出を選ぶのか、二者択一ではなく、無理なく両方を選択できる環境整備ができるよう、国の手腕に期待いたしております。

本市においても、これまで女性の社会進出の促進や、若者の流出抑制、子育て世代の転入促進に対する施策を実施され、安心して子供を産み育てやすいまちづくりに取り組んできておられると思いますが、本市も国の人口動態と変わらず、毎年約700人弱の人口減が続いております。これからも若者に魅力のある地域拠点まちづくりとともに、子育て支援のさらなる拡充が必要ではないでしょうか。

そこで、伺いたいします。まずは、学童保育利用の拡充についてでございますが、昨日質問に立たれた諸藤議員の質問と重複する部分もあるかと思いますが、御了承お願いいたします。

本市は就学後、放課後の子供の居場所づくりとして、学童保育の設置を進められていますが、学童保育の設置状況、入所児童の状況、利用可能な年齢、利用申し込みの条件と申しますか、理由についてお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わります。2回目からの質問は自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

初めに、学童保育の設置状況ですが、26年4月に大和小校区、有明小校区、中山小校区の3カ所で、ミーティングルーム等を借用し、新規開設しており、現在、市内19小学校校区のうち、18小学校校区に学童保育所を設置しております。

入所児童数でございますが、541名の児童が入所しています。利用可能年齢ですが、原則、

小学校1年生から3年生の児童を対象としています。ただし、入所人数に余裕があれば、4年生以上を受け入れている学童保育所もございます。

利用申し込みの条件でございますが、父母が働いている家庭、長期にわたり疾病等の状態にある同居親族を常時介護している家庭の児童、昼間、保護者が家庭にいない児童等が条件でございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

利用実態の中身をもう少しお聞きいたしたいと思うんですけれども、資料をお持ちでなかったら、わかる範囲で構いませんので、お答えいただきたいと思います。

今、18カ所に学童保育が設置してあるということですがけれども、各教室の利用状況がわかりましたら教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

先ほどの利用人数541名の内訳でございますけれども、蒲池学童が56名、ここは2クラスでございます。柳河学童35名、東宮永学童30名、昭代第1学童35名、昭代第2学童37名、豊原学童22名、藤吉学童46名、ここは2クラスでございます。垂見学童34名、六合学童19名、矢留学童31名、二ツ河学童29名、城内学童34名、矢ヶ部学童31名、両開学童38名、中島学童22名、有明学童10名、中山学童10名、また、大和学童22名、計の541名でございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

各教室の利用可能定員と申しますか、この定員を決める基準がありましたら、教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

基準につきましては、現在、1クラス30名程度ということで学童保育所のほう、運営をしていただいておりますけれども、面積に応じまして、入所基準が1人1.65平米ということが定められておりますので、そこを基準として、それぞれ運営委員会のほうで入所のほうを決定していただいている状況でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ということは、定員数は地域によって異なるということですね。（発言する者あり）ありがとうございました。

各学校に1カ所の学童保育所設置という目標で進められている事業は、順調に設置が進められていると思いますが、運営についてですが、地域においては、毎年入所者数が固定され

ているわけではないので、流動的であるため、指導員や地域の役員の方はいろいろな面で苦勞されているようです。特に、利用申し込みが定員数を上回ったり、利用者の選別といいますが、利用可能か、ちょっと控えていただくかという、そういう選別をするのに大変苦勞されているようです。

両親が共働きであり、父母が家におられる家庭であっても、いろいろなケースがあって、例えば、父母もお仕事をされてあったり、寝たつきりではないけれども、病弱であったりと、家庭の事情が異なり、利用可能な児童と利用を控えていただく児童を判別するのは難しいという声がよく聞かれます。

また、新入生の利用希望が多く、本来利用できる、利用したい3年生が利用できなかったりしています。クラスをふやすにも空き教室がないなど、諸問題が生じているようです。利用を希望する児童に対して、地域差なく、ひとしくサービスが受けられるような環境整備が必要だと思いますが、いかがでございましょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

本市における学童保育所につきましては、まず、全小学校区に学童保育所を設置することを目指して取り組んでまいりました。その中で、校区における実情に合わせて、できるだけ経費を抑えるために、余裕教室の転用や公共施設の借用等を行いながら、現在18校区で学童保育所が設置できたところでございます。

議員の御指摘されている入所児童の決定につきましては、運営委員会のほうでお願いをしている部分ではありますが、入所希望が年々増加し、仕方なく上級生の方からお断りするというケースもあることは承知しているところでございます。

もちろん、必要とされる家庭に対してサービスを提供することが基本であると考えているところではございますが、そのためには入所人数に応じた施設の広さと指導員の確保が必要となってきます。これから学童保育に対する社会的要請は、年々高まってくることは十分承知しているところでありまして、そのための環境整備も今後必要となってくると考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

しっかり実情はわかっておいでになるようですし、考えていくということですけど、今はもう考えているときじゃなくて、ちょっと行動を始めていただきたい時期に来ているんじゃないかなと思います。

ちょっと先ほどの質問と重複するかとは思いますが、来年度から導入される子ども・子育て新システムでは、学童保育のさらなる量的拡大と質的向上を図るとされています。対象者も今は小学校3年生、余裕があったら4年生までやっているということなんですけど、

小学校に就学している児童、つまり6年生までに拡大されているようです。

本市も子ども・子育て会議が開催されていると思うんですけども、子ども・子育て会議の中で、本市がどのように対応されるように決まっているのか。また、ある地域では、利用定員数に余裕があるので、4年生まで、6年生まで利用できる。こちらは教室に余裕がないので、利用できないと、サービスに格差なく統一された取り組みを再度要望いたしますが、いかがでございましょうか。

保健福祉部長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

平成27年度から実施が予定されております子ども・子育て新制度につきましては、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、それから、保育の量的拡大、確保、保育の質的改善、それから、地域子ども・子育て支援事業の充実を柱として推進されることになっております。

その中で、学童保育所にありますのは、先ほど述べました3つの柱のうちの地域子ども・子育て支援事業の充実という柱のもとに事業の充実を図ることとなっております。これを受けまして、新制度におきましては、対象児童が現行制度ではおおむね10歳未満の留守家庭の小学生、それから、小学校6年生までの留守家庭の小学生が対象であることが示されております。

したがって、市では、対象児童や運営の基準等は現在は要綱で定めておるところでございまして、さらに設備や運営の基準等を国から示された指針を受けまして、あわせて子ども・子育て会議での審議もお願いしながら、柳川市としての事業の方向性を決めていきたいと考えているところです。

また、地域間において格差がないよう、既存施設の有効活用も含めまして、環境整備等にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

なかなか難しい問題で、もうちょっと具体的な取り組みの答えが欲しかったんですけど、そうも言っていられない現状というのわかるんですけど、学童保育は、子ども・子育て新システムでは、市町村が行う、先ほど部長が答弁してくださったように、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられるようになっていきます。そのため、学童保育に関する今までのような国の補助金、特定財源が廃止されるので、廃止されて、子ども・子育て交付金が充てられるようになるようです。財政面においても、市町村の負担がとて大きくなるのではないかと心配している面もありますが、学童保育に子供たちが入所して、安心した生活が送れることで、親も仕事が続けられますし、学童保育には、親の働く権利と家族の生活を守る役割

があると思っております。地域の現状をもう一回よく把握していただいて、しっかり対応をしていただきたいと思います。これは要望ですので、早く行っていただきたいと思います。

次に、長期休暇時の子どもの居場所づくりに移らせていただきます。

小1の壁に加えて、小4の壁と言われる、現在では一般的に学童保育利用対象終了後の小学4年生からの預け先とか、通常は学童保育の利用はしていない低学年も含め、長期休暇、夏休みとかの預け先に苦慮されている両親も少なくないようです。長期休暇の居場所づくりを求める声も多く聞かれております。対応はどのように考えてあるのでしょうか。

また、先ほども言いましたように、子ども・子育て会議開催に当たって、子育て世代を中心にアンケート調査が行われていると思うんですけれども、この長期休み時の要望はあったのかどうなのか、そこら辺も聞かせていただきたいと思います。

子育て支援課長（大石涼子君）

議員の御質問にありますように、長期休暇中の学童利用希望は少なからずございます。学期中は何とかできるけれども、長期休暇中は子供を長時間留守番させるのは不安だという家庭からの要望があるものと理解しているところでございます。

お尋ねのアンケート調査でございますが、子ども・子育て支援に関するニーズ調査においても質問をつくり、長期休暇中の学童の利用意向を伺っています。ニーズ調査においては、小学校低学年の保護者に対し、質問しているところでございますが、現在、学童を利用していない家庭において、長期休暇期間中に学童を利用したいと答えた家庭は49.1%となっております。

また、4年生以上になったときの放課後の過ごし方の質問では、学童を利用したいと答えた家庭は23.1%で、そのうちの94.3%が長期休暇中に学童保育所を利用したいとの回答でございました。

現在でも長期休暇のみの児童を受け入れている学童保育所はありますが、既に定員いっぱいであるなど、受け入れることのできないところが多く、やはり環境整備が必要となってくる課題でございます。

また、長期休暇中の子供の居場所づくりについては、学童保育所ばかりでなく、ほかのいろいろな事業を組み合わせ、子供たちに魅力あるものになるよう取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

ほかのいろいろな事業の組み合わせ方を聞きたいところではございますが、長期休暇時の居場所づくりは、柳川市の次世代育成支援後期行動計画の中でも、放課後児童健全育成事業

の中に含まれております。アンケート調査の中でも、必要と回答されている数字は大きいものと思います。子供たちの安全・安心な生活を守るために、本格的に取り組む時期に来ていると思うんですけど、もう一度答弁をお願いいたします。

保健福祉部長（高崎祐二君）

長期休暇中の子供の居場所づくりにつきましては、留守家庭における児童以外の家庭においてもニーズがあるというふうに考えております。学童保育所のみでの取り組みでは、全てのニーズには応えられないというふうにも考えております。

国のほうの待機児童解消加速化プランというもののの中に学童期の放課後対策がまだ手薄とされ、小学校と放課後児童クラブの連携による教育と福祉の連続性を担保とともに、指導員の研修の整備、地域の人々が積極的にかかわり、支援していく体制の構築などが必要というふうにうたわれております。

それで、やっぱり先ほどいろいろな事業との組み合わせということで課長のほうが答弁しておりますが、いろんな形でやっぱり教育委員会あたりとの一緒の関連性を図りながら、連携を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

部長もおっしゃられるように、これは子育て支援課だけで解決できる問題ではないと思います。しっかり学校教育のほうとかも、生涯学習のほうとかも連携をとっていただき、早く解消していただくように進めていただきたいと思います。

本市においては、これまで子育て支援に対し、あらゆる面から施策を実施していただいております。状況を見ながら、できる部分からサービスの拡充も取り組んでいただいておりますので、評価はさせていただいております。長期休暇中の居場所づくりの環境整備は、問題が多いとは思っておりますが、最近ぐあいよく各校区にコミセンができておりますので、コミセンの利用ができないかなと、ふと考えることもあります。とにかく、今求められている案件でございますので、ぜひよりよい方向に進めていただきたいと思います。強く要望して、この質問は終わらせていただきます。

次に、電子母子健康手帳サービスの導入についてお伺いいたします。

近年のスマートフォンの急速な普及に合わせて、利用者に子供の健康管理や子供の月齢に合わせた健康診査、または予防接種などのお知らせが届くよう、母子健康手帳アプリのシステム開発に乗り出している自治体があります。従来の冊子型の健康手帳と併用する形で、子供の日々の体重を登録するとグラフが表示されるなど、成長の様子が一目でわかるようになっています。日記や写真なども記録できるようになっています。母子健康手帳交付の際に窓口で申請者にダウンロードで案内を発信し、利用を進め、アプリを起動していただき、初期

設定をすると使えるようになるようです。

子育て世代にはアプリの利用がきっとあると、子育てに関する詳しい情報もアプリ内で確認できると、市長の強いリードのもとで子育て支援策として取り組んである地域もあります。

また、県組織で取り組んであるところもあります。全国的な少子化、人口減少の進行を食いとめる少子化対策の取り組みの一つとして、父親が積極的に子育てに取り組んでいく必要があるとして、子育てに関するノウハウ、ポイントなどを説明している母子健康手帳をまず作成されています。手のひらサイズのサイズA 6判40ページ、同じように内容のアプリも開発されているようです。担当課はどうやってあるかということ、父親の当事者としての自覚とスキルアップを目指してこれをつくりましたと。お父さんたちの子育ての手助けができればという思いですと。父親がいつでも手軽にスマートフォンで確認することができるように工夫したと話されておりまして。まだまだほかの地域でも子育て支援、少子化対策へのいろいろな取り組みがされているようです。本市の電子母子健康手帳導入についてのお考えをお聞かせください。

健康づくり課長（樽見孝則君）

健康づくり課からお答えいたします。

熊井議員には、スマートフォンを利用した母子健康手帳の先進自治体での取り組みについてお聞かせいただきましてありがとうございます。

全国スマートフォンユーザー調査による年代別のスマートフォンの保有率は、15歳から19歳が87.3%、20歳から29歳が82%、30歳から39歳が64%となっております。ちょうど結婚、妊娠、子育て世代にとりましては、スマートフォンは非常に身近な情報源であり、熊井議員がおっしゃいますように、子育て支援のツールになり得るのではないかと考えております。

また、スマートフォンから母子健康手帳アプリをダウンロードし、例えば、妊娠中の体重の管理や子供さんの成長の記録を入力し、グラフ化して見るができるようになれば、若い世代にとりまして、抵抗なく受け入れやすいものと考えられます。

ただ、現在、スマートフォンの母子健康手帳アプリの多くが、出産、育児に関する一般的な情報を求めたり、記録を入力したりするものとして用いられているもののようにございます。自治体が情報を発信したり、情報を共有したりできるようなアプリは、開発費用もかかり、まだ少ないと聞いております。本市としては、今後、先進自治体の情報などをもとに、導入できるか研究してまいりたいと考えます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

本市の電子母子健康手帳の導入についてのお考えをお聞きいたしました。導入については、今後、各メーカーがまだまだ技術開発されてくると思いますので、しっかり調査研究を進め

ていつていただきたいと思います。

私はこのシステムの情報発信技術に強く興味を持ちました。情報を欲しいお母さん、必要なお母さんに提供者が求められる情報を発信し、しかも、その情報は確実に求められる方の手に届き、目にする確率が高いというところで、すごく興味を持ちました。答弁のとおり、今はまだまだ情報の交換をするシステムを開発するには、私が調べたところでは15,000千円かかるとか言われております。市単独では開発は困難かもしれませんが、先進事例もありますので、県に開発を申し入れるのも一つの方法かなと私は思いました。最も進んでいる地域では、アプリの内容を充実させて、市と民間が連携し、保健師や栄養士とコミュニケーションができるシステムを開発されている地域もあります。

また、最近では、スマートフォンじゃないんですけども、東京では妊婦や3歳未満の乳幼児の保護者を対象に、育児に役立つ情報をタイムリーに知らせる「こんにちは赤ちゃんメール」というのが進んでいるようでございます。保護者の子育てに対する不安の解消とか、孤立化の防止を目的として、このメール事業を始めてあります。保護者が登録すると、出産予定日、誕生日をもとに、自分の子供の成長過程に合わせた情報が来るそうです。健診日とか予防接種、月齢に合わせた情報が来るようになっているそうです。妊娠時期は毎日、それから、2歳までは週に2回、2歳から3歳までは月に2回というふうに、メールでしっかりと発信され、これは質問があったら答えてくれるようになっているシステムもあるようでございます。

今後、市民にとって、よりよい子育て支援に対するアイデアをしっかりと出し合いながら、子育て支援が柳川市のブランドになるよう、推進に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。雨水利用推進の取り組みについてでございます。

水資源の有効利用を促す雨水利用推進法と水資源の保全を目的とする水環境基本法が、ここの3月27日に衆院本会議で全会一致して可決成立しております。雨水利用推進法は、雨水を貯留する施設を家庭や事業所、公共施設に設置して、トイレの水や散水などに有効利用すると同時に、洪水を抑制することが狙いです。

また、湯水時は、水確保、防災、防火、水道料の節約など、多くの普及効果が期待されているようです。この推進法には、国と独立法人の建物には雨水貯留施設の設置目標が定められておりますし、地方自治体の建設物には努力義務が設定されています。

国は、雨水貯留タンクを設置する家庭などを対象に、地方自治体が実施する助成制度に対し、国が助成支援するほか、調査研究の推進や、技術者の育成にも努めるということが盛り込まれてありました。現在、先進地でも雨水貯留浸透施設設置に対し、助成金を設けてあり、雨水の有効利用、水資源の回復、雨水の流出抑制の取り組みをされている地域があります。雨水は流せば洪水となりますが、ためたり、地下への浸透を促すことによって、有効な資源

になると思います。

本市においても、国の法整備に基づき、雨水利用計画を進めるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

本市では、雨水利用の取り組みは行われているかという御質問についてお答えします。

本市が管理します公共施設を調査しましたところ、雨水利用のための貯留施設を設置した施設はございません。また、浸透施設として、全部ではございませんが、透水性舗装を道路の歩道部に施工しております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

取り組みは、というふうですけれども、まだそこまでは行っていないみたいで、今の現状をお聞かせいただきました。

この雨水利用推進法の施行に伴う今後の取り組みについて、ちょっとお伺いしていきたいと思いますが、わかる部分でいいんですけれども、まず、自治体の役割についてどう思われているのか。

次に、柳川市は、どのような取り組みを考えておられるのか。できれば、公共と個人別に分けてお聞かせください。

それと、この雨水利用の事業を近隣地域で進めてある、先進的な取り組みをしているところがあったら教えてください。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいま議員から3点ほどの御質問がございましたので、1点ずつ御説明させていただきますと思います。

まず、雨水利用推進法施行に伴います今後の取り組みについて、まず、自治体の役割についてということでございますが、議員が言われますように、地方公共団体の責務としましては、雨水利用の推進に関する法律第4条第1項では、地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

また、第2項におきましては、地方公共団体及び地方独立行政法人は、みずからの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。

このために、今後、地球温暖化が進む中で、気候の急激な変動に伴う洪水、渇水対策、トイレの水や散水など、多方面における雨水の利用を検討する必要があると考えております。

次に、柳川市の取り組みについての考えでございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、本市では雨水利用に関する具体的な取り組みは行っておりません。このため、今後、

雨水利用に関する国の基本方針や県の方針が策定されると思いますので、その内容を十分精査し、本市の取り組みを検討していきたいと考えております。

3点目、近隣地域での先進的取り組みがあればという御質問にお答えいたします。

福岡県内においては、福岡市、飯塚市、筑紫野市の3市で雨水タンク設置に対する補助制度を設けております。

補助額につきましては、3市ともほぼ同様となっております。タンク容量が100リットルから500リットル未満で15千円、500リットル以上で30千円を上限としまして、タンク購入金額の2分の1を補助しております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

補助制度があるところまで調べていただいてありがとうございました。

まず、こういう補助制度とかではないんですけども、隣の大川市は、水資源の活用として、企業からリサイクルとしていただいた大小のドラム缶に色を塗って蛇口をつけるなど、ちょっとした工夫をしながら、庁舎に置き、庁舎には壁面緑化をしているので、その散水に利用されており、市民にも必要な方には申請があれば、このドラム缶を分けてあるようです。

このドラム缶は企業から譲り受けるものでありますので、定期的ではないんですけども、ドラム缶がたまったときには、同じように色を塗ったり、蛇口をつけたりして、市民の方に今も進呈されているようです。

進呈すると、進呈数より申し込み数が多いようです。こういうふうにならなくても水資源の活用をされているところがありますので、参考にさせていただきたいと思います。

本市でも、まず先ほど答弁いただきましたように、国、県の方針、施策が策定されていくと思いますので、おくれをとらないように本市も雨水利用計画をまとめていただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

生活環境課長（松嶋真一君）

ただいま本市の雨水利用計画をまとめてほしい旨の御質問でございますが、議員御承知のとおり、この法律は本年5月1日に施行されたものであります。このため、今後、国、県の基本方針策定の動向を注視しながら、本市の特性に即した雨水利用計画策定の検討を行っていきたくて考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

先ほどの大川市でちょっと言い忘れたのが、取り組みは平成20年から始まっているようでございます。参考にさせていただきたいと思います。

先ほど、同法に対する自治体の役割について、多方面における雨水対策を検討する必要があるという考えを述べていただきました。本市においては、今後、公共施設建設には積極的に水資源の活用を取り入れられ、雨水利用、雨水貯留浸透施設の設置を盛り込んだ建設計画を推進していただきたいと思います。

本市では、市民文化会館の建設が予定されているようですから、建設の際には、ぜひ雨水利用を推進した建設計画を強く要望いたします。

前後しますけど、先ほど柳川市の利用計画をまずまとめたらというふうに要望いたしましたけれども、計画をつくるのには時間がかかりましようから、計画策定前に建設が始まるといけませんので、あえて建設計画が盛り込まれるように要望したいと思えますけれども、いかがでございましょうか。

企画課長（椋島謙治君）

市民文化会館の建設計画に雨水利用に関する計画を盛り込んでほしいという御要望でございますが、先ほど答弁がありましたように、雨水の利用の推進に関する法律は、平成26年4月2日に公布されまして、5月1日に施行されたばかりでございます。今後、国のほうから雨水の利用推進を実施するための具体的な政策方針や、財政上の措置も示されてくるかとは思えます。そうした情報をつかみながら、また、先進事例等も調査しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

国の指針がまだ示されていないからというふうなお答えいただきました。しかしながら、どんどん進んでいる地域はあるんですね。だから、そういうふうな推進の先進地の検討もしっかりしていただき、ぜひ今回、いいチャンスだと思うので、盛り込んでいただきたいと思えます。公共施設には多くの人が集まり、利用され、当然、災害時には避難拠点にもなります。不測の事態に備え、また、市民の皆さんに雨水利用に対する啓発、周知をするのに大変役立つと思えますので、ぜひ市民文化会館設置の折には、雨水利用推進に適した建設計画を盛り込んでいただきたいというふうに強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時49分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、市民会館の建てかえについてお尋ねをします。この問題は、昨日、2人の方から質問がありましたので、重複するところもあると思いますが、よろしく願いをいたします。

市長は、かねてから市民会館の建てかえについてはピアス跡地を考えていると、議会、あるいは市民の皆さんにそう説明をされてきました。ところが、去る4月28日、議会全員協議会で市民会館の建てかえについては、上宮永町の柳川市民グラウンドに建設すると提案をされました。大和地区では、ほとんどの人が市民会館はピアス跡地に建設されるものと思っており、今回の提案に驚いています。

そこで、まずお尋ねしますが、建設候補地がピアス跡地から市民グラウンドに変わった理由をお聞かせください。

再質問及びほかの質問については自席より行いますので、よろしく願いをいたします。

市長（金子健次君）

白谷議員の一般質問にお答えをいたします。

市長に就任をいたしましたのが平成21年4月に就任いたしました。その中で懸案事項として、ピアス問題がずっと尾を引いておりましたので、それに精力を注ぎたいという考え方を常々思っていました、解決をいたしましたのが平成24年3月23日で、これは和解をした日でございます。私自身もピアスの本社に当時行きまして、いろんな形で話し合いをした結果、3年間費やしたところでもございます。そのときに、このピアスの跡地については、確かに白谷議員が言われるように、市民会館の建設地に構想としてはお話をいたしました。そのことは新聞にも載り、また、あらゆるところでもお話をし、大和の人たちの期待感もあったというふうに思っております。

それで、平成24年、時がまた9カ月後には12月の議会で、またさらに、白谷議員のほうから、それについての御質問があったことも、その中にまとめて再度、私も構想としては持っておりますということをお話をいたしました。

しかしながら、その後が大変だったんですね。市民のほうからいろんな意見が述べられまして、そして、柳川市長選挙がありました。もう1人の対立候補の方については、きのう緒方議員が言われたような形で、市民会館をリニューアルして建てかえるということでありました。私は移転という形で、それについての場所についていろんなことが問われました。場所については、私はきのうから申し上げておりますけれども、専門的な知見や知識から客観的に検討をいただくという形で第三者による用地選定という考え方を公約の中で示したとこ

るでもございます。市長選挙で市民の皆さんから私、信任を受けさせていただきました。そのことによって、あわせて市民会館の移転整備につきましては、市民に一定の理解をいただいたことと判断をいたしております。

これを受けまして、市長選挙中に御提示をした、約束をした、有識者による検討会議を昨年8月に立ち上げ、都市計画や建築、文化、観光等の外部有識者を5人選定いたしまして、それぞれの専門的見地から議論をしてきていただきました。その結果、柳川市民グラウンドを建設に最も適した用地として提言をいただきました。

その提言を受けまして、慎重に執行部で再度検討いたしまして、有識者から御提言いただきました柳川市民グラウンドがベストであると判断をいたしまして、4月28日の議員全員協議会で議会のほうに御提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

市民グラウンドになったという、なったというか、提言をされて、それを尊重されて提案をされたことはわかっております。

ただ、市長が変えられた理由ですね。先ほど市長は、きのうも部長のほうから、選挙のときに第三者機関で検討をすると、さっき市長も公約として第三者機関で検討するということを言ってきたと言われますけど、少なくとも大和町の中では、私も市長のいろんな会合に出てもいきましたけど、そういった記憶は余りないんですね。市民の皆さんも、さっきも言いましたけど、ピアスにできるものという考えがありましたので、そこら辺がちょっと私が考えているのと、市長は選挙戦の中で第三者機関の中で検討していくと言われますけどね、そこら辺がちょっと、少なくとも大和町の皆さんたちが受けとめられているとは少し違うような気がするんですけどね。ちょっとそこら辺のもう少し。

市長（金子健次君）

確かに白谷議員についても、市長になってお話を、選挙期間中はございませんでした。確かにそれ以前については、12月以降については、議会だよりも出ました。そのことについて、その後、1月以降については大変な反響がありまして、市民会館の建設地をピアスに持っていくとするならば、いろんな形で支持ができないという形もありましたし、大和町のほうから多くの賛同をいただいた部分もありました。それについては、地域性によっていろんな形の反響があったことも事実でございます。私も白谷議員と同じような形で、政治について信念があると、あらなければならないという気持ちを持っておりますけれども、市民の中で大多数がそういう動きがあり、その後に紹介議員を通じて請願が出ました。全く反対というような形の、ピアスについては反対という請願が出たところでございます。請願については不採択でございましたけれども、その後、私自身は、これはやっぱりきちんと、余り綱引きを政争の具にしたいくないという考えでございましたので、それについては、政治家としてはや

っぱり公正な形で場所を決めたほうがいいんじゃないかという助言をいただくために、そういうことを公約の中で専門家に委ねたいということで申した。

しかしながら、結果的にはそういう場所になりましたけど、もう一度、再度、結果をそれについては慎重に執行部で検討いたしまして、4月の段階で、平成31年度に間に合わなければなりませんので、そういうことで提案をしたところでもございます。確かに期待感があつたことについては申しわけないなというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

変更になった理由は、請願が出たり選挙期間中にいろんな意見があったから考え直したということによろしいんですね。

ただ、市民グラウンドに候補地を変えられたのは、それは人の判断ですからいいんでしょうけど、私は、ただ何点か、やっぱり市民グラウンドでは問題があるんじゃないかというふうに思っております。

まず1点目が、予定地には、ごらんとおり市民グラウンドとともに市民体育センターが含まれております。現に、新たにグラウンドとセンターを整備し直さなければならなくなりますよね。そのことについては、たしか市長も代替はつくるといような話をされたと思いますけどですね。そうすると、まさに二重投資になるんじゃないかと、税金の無駄遣いにか私には見えないんですね。そこで、市長の考えを、このことについてどう考えてあるのか。

それとまた、新たにグラウンドと市民体育センターを建てかえた場合、幾らぐらいの費用が要ると考えてあるのか、あわせてお聞かせください。

また、ごく最近、市民グラウンドの代替地については極力現在地付近でという陳情も出ているようですので、そのことも含めてお聞かせください。

生涯学習課長（松尾 強君）

市民体育センターは昭和49年建築で40年が経過しており、建てかえの時期でもありますし、新たにグラウンドを整備することとなった際もできるだけ財政的負担が少なくなるよう、市有地の活用も含め検討していきたいと考えております。

また、新たにグラウンドと体育センターを整備するための費用については、市有地の活用などさまざまな条件で変わりますので、金額の提示は控えさせていただきたいと思っております。

また、場所、代替地については、議会の陳情も出ておりますので、これもあわせて、含めて、今後、検討していきたいと思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

さっき課長は市民体育センターは建てかえの時期にあると言われましたけど、建てかえの計画はあったんですか。この市民会館の建てかえの話の前に、市民体育センターの建てかえ

の話はあったんですか。計画はされていたんですか。

生涯学習課長（松尾 強君）

これまでは計画ございませんでした。

4番（白谷義隆君）

要するに市民グラウンドのところに市民文化会館をつくるから、今そう言われたわけでしょう。後から取ってつけたような話ですよ、確かに。

それと、先ほども言われましたけど、グラウンドについては市有地を使うとかですね。そうすると、結局、今使っている市有地を潰して、グラウンドを潰して、またどっかに持っていくわけでしょう。また市有地を見つけるんですか。市有地の関係があるからち言われましたけどね。そしたら、最初から、もうこれは、その市民体育センターを、市民会館をつくれればいいんでしょうけどね。ただ、どうして潰して、また新たに市有地があるんですか。

市長（金子健次君）

市民体育センターについては、そういう計画はなかったと思います。

しかしながら、私も現場に行きまして、耐用年数等もありますけれども、修理が必要だということも実際見ていただくとわかると思います。

それとあわせて、今回、予定地の駐車場の問題がありました。駐車場につきましては、東側にゴルフの打ちっ放しがございます。先日、地権者の方に私は、議会のほうに今そのことについて、場所について御提案をいたしておりますと、市民文化会館を市民グラウンドに。そういうことで、決定したならば、土地を柳川に提供できないだろうかという御相談を先日いたしました。そしたら、それについてはぜひぜひというよりも喜んで、柳川のためになればということで内諾を得ているところでございます。それが駐車場のベースになると思います。

それとあわせて、今、県南女性センターの後のプールのところの駐車場ですね。それとあわせて体育センターでございますけれども、どうしても建てかえ時期にはもう間もなく来ると思います。そういう意味では、今回、あそこを駐車場にいたしまして、そして、駐車場を確保して、場所については移築をしなければならぬと、移転をしなければならぬというふうに考えているところでございます。

それとあわせて、市民グラウンドの用地については二重投資ではないかというお話でございまして、きのうから場所の問題については、緒方議員も警察の裏とかゆめモールのところのあそこら辺が適地ではないかと、いろんな形が出てきております。

ただ、今、平成31年度までに完成をしなければならぬという大きな課題がございまして、用地の購入、そしてまた、農地転用というのは非常に今現在難しくなっておりますし、多額の財政投資をしなければ、そのことは、土地は購入をできないという考え方であります。柳川市には、この幾つかの候補地の中では、私は今回、グラウンドについては、あそこが一番

適地ではないかということで、確かに、今の二重投資というよりも私の考え方としては、新たにつくるときには新たな市民会館の土地を購入する費用よりも安くなるんじゃないかという考え方を持っておりますので、そういうふうに御提案をさせていただいたところでもございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今、市長は新たに土地を求めると費用がかかると言われましたけど、いずれにしろ市民グラウンドの分は、市民グラウンドと市民体育センターの部分は、どこかに用地を求めないかんわけでしょう。これが、私はある人からというか、数人の方から言われたんですけど、そのグラウンドを利用されている方からですよ。その人が言われるには、もっともだと思っんですけどね。市長は、最初、市長に立候補したとき、総合運動公園をつくるという公約をされたんじゃないですかと。それを、なぜ今使っている市民グラウンドを潰すんですかと。そこに市民会館を建てられるなら、それはそれでいいですよと。ただ、市民会館をつくるために潰すなら、まず、今使っている市民グラウンドの代替をちゃんとつくってくださいよと、それが先じゃないですかと言われるんですよ。私もそうだと思うんですよ。なぜ市長は市民会館と市民グラウンドとてんびんにかけて、なぜ市民会館のほうが上になるんですか。同じはずじゃないですか。

市長（金子健次君）

1つは、市民会館の用地については、仮にあそこでなかった場合には用地を新たに購入しななければならないということについては、それなりの市有地は今ございません。恐らくピアスの跡地以外はないと思います。そのことについては、ピアスの跡地についてはやっぱりできなかったという、適地としてはできなかったという経過がございます。

それとあわせて、新たに市民文化会館を駐車場のスペースをとったような形の物すごく用地の面積が必要になります。新たに購入をしなければならない財政的な負担が伴います。

それで、私が考えたのは、市民会館を新たな土地を購入する分、あのグラウンドを使うか。グラウンドを、確かに新たな土地は求めなければなりません。その分の費用が私は安く上がるんじゃないかと、比較をした場合にですね。そういうことで考え合わせまして、あの場所を選定したわけです。

ただ、今、白谷議員が言われる、確かに私は1期目の冒頭に、1期目の公約の中に総合運動公園は言いました。そのことの経過については十分知ってあると思いますけれども、反対もありました。議会の中に、そのことについては、新たな旧施設を改善していく、グラウンドを整備する、いろんな施設をしていくということで了解をいただき、4億円か5億円の金を投じてきたわけです、今日まで了解していただいたということでございます。そういう意味については、あわせて並行してグラウンドについては用地を見つけながら、また、新たな

代替を考えていかなければならないという考え方は持っているわけでもございます。

4番（白谷義隆君）

それで、グラウンドを利用されている方からすれば、グラウンドを潰すなら、まずどこかにグラウンドをつくってくださいよちいう話なんですよ。当然な話だと思っんですよ。使っである方からすれば。そうすると、運動公園の話ですけど、それはもうあえて言うまでもありませんけどね、（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）途中ですけどね。運動公園の話は、市長はそういうふうにスポーツ施設を充実していきたいちいう精神じゃないですか。ですから、その後に、運動公園が実現しなかったときに、市長はその分を、既存の運動施設を改修して整備をし直すと言われたじゃないですか。運動公園そのものじゃなくて、市長が言うスポーツ施設の充実ちいう精神から外れるんじゃないかということを書いてあるんですよ。私もそう思っんですよ。どうぞ。

市長（金子健次君）

文化も体育もそういう形については、絶対そういうことについては、今、停滞したという、そういうことの白谷議員が言われるような形になっていないんですよ。私自身も充実しなければならぬという考え方は、以上にあるかもしれない。

ただ、市民グラウンドをどういふ人たちが使っであるのか。稼働日数がどのくらいなのかということもリサーチしました。使っであるのは朝のグラウンドゴルフですね。グラウンドゴルフの方。それと、ある私立高校のサッカー部が常時使っっているんですね。サッカー部。それと、あとイベントがあるときぐらいで、頻度数は少ないんですね。やっぱり77人ぐらいの人が使っであるということが、大体常時使っである分がそういう人たちです。実際は柳川高校が主ですね。もう言いますけれども、柳川高校サッカー部が使っであるということです。サッカー部の使っである、その分の土の整地とかしているんな形でグラウンド利用がありました。それが少ないからということじゃなくて、その代替措置についてはやっぱりつくらなければならぬという考え方を持っています。私がグラウンドをつくらぬというなら、白谷議員の言うことになると思っますが、それは代替措置はつくるといふ形と、財政的なことを考えて、比べて私はあそこに市民文化会館をつくって、グラウンドについては新たなところを求めたがいいんじゃないかということの考え方で、そのことを議会のほうに提案をしているということでございます。

4番（白谷義隆君）

市長と議論するとき、どうも市長は力が入り過ぎるような気がしますけどね、そうじゃなくて、つくるち、つくるのは当たり前じゃないですか。ただ、潰すなら、今現に使いよるわけだから、まず先につくってから潰してくださいよち話をしよるんですよ。70人ぐらいち言われまっですけどね、私に言われたのは、市長が今挙げられたとは違っますが、現に自分たちは使っであるち言いはるわけですよ。ですから、あそこがなければ困るちいう話なんです

よ。ですから、潰すなら、まず代替地、代替のグラウンドをつくってから、そこを潰してくださいよちいう話を申し上げておるわけで、つくるとか、つくらないとかちいう話をしているわけじゃないんですよ。

市長（金子健次君）

私は血圧が上がらないけど、言い方がちょっときつい部分があるからいろんな形で、あのときのような形になりますけれども、穏やかに話をしていきたいと思えますけれどもですね。いろんな形で、スクラップ・アンド・ビルドですかね。実際壊して、またつくる部分もあると思えますけれども、その考え方については、確かに、おまえは何かね、そこを潰すなら、ここにつくってから物を言えという形になるかもしれません。並行して、並行してやっぱり事業もやっていかなければならないというふうに思います。

それは、もう1つは、議会のほうでやっぱり、今議会の後に結論いただくというふうになっておりますけど、早く結論をしないと平成31年度までに完成をしないんですね。そういうこともありますし、決まれば、あそこでけんよという議会で、市民グラウンドでけんよとなれば、また変わってくるしですね。

ただ、その前にはいろんな形で、ゴルフ場についても相談しなければならない部分がありましたもので、並行してやらなきゃならないと、そういう考え方で、私は並行して進んでいきたいという考え方。今言われるように、おまえ、つくってから、市民会館をつくらんとでけんじゃっかいということよりも、同時に並行してやりたいという考え方を持っております。

4番（白谷義隆君）

そしたら、市民グラウンドは並行してつくられるんですね。

市長（金子健次君）

そのときに同時にできるかは別にして、これからの用地交渉からなんからあると思いますので、それはできるという断言はできません。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ただ、現実に困ってあるのは事実ですからね。ですから、結論が出てからと言われますけど、結論を出す前に代替のグラウンドをどうしますかちいう話は当然出てくる話じゃないですか。そこにつくるかつくらんかわからんとに、何で代替の話をするかちいう話は、それは違う話ですね。ですから、市民グラウンドのところ市民会館をつくれれば代替はどうしますよちいう話は、当然これは市のほうから（発言する者あり）提案すべき問題であって、もういいですよ、市長。

市長（金子健次君）

いや、ちょっと私が通じないんですけれども。七十数名のいろんな団体、2団体にはきちんとお話をし、相談をしたいというふうに私は思っております。

ただ、今、相談できないのは、場所が決定をしないから言っていないだけであって、決定すれば相談をして、どこに当分の間、できるまではどこどこにお願いしたいという話をしたいというふうに考えているところです。

以上です。

4番（白谷義隆君）

余りこの話ばかりしてもですね。ただ、そういうふうで、話をされるということですが、利用される方が非常に心配をされていたわけですね。ですから、話をしているわけで、ぜひ利用される方に説明をして、了承を得ていただいて、早急に代替地の分についてもしていただくようお願いをします。どうぞ。

市長（金子健次君）

そういう努力を怠らずにやりたいというふうに考えています。

以上です。

4番（白谷義隆君）

先ほど市長はゴルフ練習場の駐車場の話をされましたけど、アドバイザー会議の提案によると、新しい市民会館は500台の駐車場を必要としているということのようですが、計画されている箇所では、先ほど言われた隣接する民有地を購入しても、市の資料によれば300台分しかないんですね。あと200台は予定地から400メートルぐらい離れた観光物産公園を利用しなければなりません。きのうも出ましたけど、この観光物産公園は、現在、水の郷の駐車場として利用されております。今から新しく施設をつくらうとしているのに、なぜ利便性が、今の車社会を考えたとき、明らかに利便性は悪いと思うんですが、そこでもあえて利便性の悪いところにつくらうとされている市長の考えをお聞かせください。

総務部長（大坪正明君）

駐車場の御質問ですので、私のほうから答えさせていただきます。

駐車場の台数につきましては、基本構想の中で、大ホールの座席の半分程度ということで確保する必要があるというふうにしておりまして、350台から500台、その程度の駐車場が必要だというふうにいたしております。

議員御指摘のとおり、市民グラウンドと隣接した民地を合わせて約300台の駐車場が確保できるんじゃないかというふうに考えております。

しかしながら、年間を通して300台の駐車場が満杯になるかといえ、そうでない場合も多いだろうというふうに予測もしております。建物敷地内で350台なり500台なり、そういうマックスの駐車台数、それを全て賄うというのが、それは理想ではございます。しかしながら、通常ではいつもそういうふうに入るわけではございませんし、300台程度の駐車場があれば間に合うんじゃないかというふうに考えております。

大ホールを使用する際には、先ほども議員言われましたように水の郷と兼用ではございま

すけれども、臨時的駐車場として、近くの足湯の公園の駐車場、それから物産公園、柳川ホテルの跡地、これらの駐車場を合わせますと約700台の駐車スペースがございますので、十分に対応できるのではないかというふうに考えております。

また、利便性の面では、車ばかりじゃなくてバスも通っておりますので、そういったことも利用できますし、道路のアクセスもよくなってくると思いますので、こういったことで市民グラウンドは駐車場がマックスの500とかまではできませんけれども、そういった近隣の、近くの駐車場をあわせて利用することでできるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

常時300台は埋まらないだろうと言われますけど、今から施設をつくらうとするのに、大ホールが余り使わないんだと、それはちょっと、別に言葉尻とるつもりはありませんけど、今からつくるんですからね。ですから、いつでも、いつも皆さんから来ていただくように、そういった施設であるし、そういったイベントを企画しながらされていくわけでしょう。ですから、やはりつくるとすれば、少なくともアドバイザー会議が提案しておるように、500台はやはり敷地内ですと。いつか市長は、今の市民会館で何か落語か何かしたら、そのとき600台、周りに駐車場を確保しておったけど、それでも足らなかったと言われたことがありましたよね、前に。ですから、それでも600台でも足りないと言われたんですよ。ですから、私も、600台、いつも600台とは言いませんけど、それでもホールの半分ぐらいはやはり常時私は敷地内ですべきと思うんですよ。私は打ち合わせのときに企画課長とも話しましたけど、そこに311台と言われますけど、大型バスが入ってくるわけですからね。市長は、いつか駐車場に車どめをしなくて、大型バスが建物の横まで入れるようにすると言われますけど、結局大型バスが中に入れば、結局先に車がとまっておったりすれば、どうしても邪魔になるわけですから、311台とか計算のように私はならないと思う。結局市民プールの台数もやはり少ないんですね。わずかですけど、32台ちしてありますけど、私、見に行ったけど、いつも50台ぐらいとまっておるんですよ。ですから、やはりわずかですけど、250台ぐらいしかとまらないだろうと思うんですよ。

ですから、私は私、あえてピアス跡地、さっき市長はピアス跡地でできなくなったと言われましたけど、できなくなった理由がよくわかりませんが、私もあえてピアスとは言いませんけど、ただ、せっかく駐車場も利便性も道路もとって、駐車場も十分にとれる用地があるのに、なぜわざわざ駐車場も満足にとれないようなところにされるのかが、私自身よくわからないんですよ。

確かに柳川らしさとか言われますけど、何が柳川らしさやかと思うんですよ。大和町は柳川らしさはないんですかと言いたいんですよ。大和町も柳川ですよ。合併したわけですから

ね。それを、何かさも柳川らしさが旧柳川じゃないとできないような言い方をされますけど、それも私たち大和町の者から言わせれば非常におかしな話ですよ。

まず、施設は多くの方からどうやって利用していただくかでしょう。柳川らしさはいいですよ。ところが、施設をつくるたびに、使うたびに不便な思いをしてまで柳川らしさを求めていくんですか。まず施設をつくれば、いかにして皆さんから利用をしていただくのか、利用しやすいようにつくっていくかでしょう。私は、何でわざわざいろんな問題があるところ、グラウンドも使うとを潰してまで、駐車場も満足にとれない、400メートルぐらい行けばあると言われるんですけど、私、友達と話しよったら、「400メートルぐらい行かやん」ち言うたら、友達がこう言いました。「400メートル歩いてっちゃ行くのは、今、AKB48のコンサートやなかぎっとほかのもんは行かんばい」と言われたばってんですね。要するに400メートルも実際歩いていきますか。400メートルも普通歩かんでしょう。直線で歩こうと思えば、かなりありますよ。特に、高齢者にとっては一苦勞ですよ。何でわざわざ今からつくるのに、何でそういった不便なところにつくるのかですね。確かに、百歩譲って柳川らしさはないかもしれませんが、ちゃんとした駐車場もちゃんととれる、道路もついておる。何でそこにつくられないのか。さっきつくられないとなりましたと言われましてけどね。何で利便性のいいやつがあるのに、確かに請願は出たかもしれない、市長選挙のときにいろんな意見は出たかもしれない、それでも……（「議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってくださいよ。後から利用するのに利用しやすいところにつくる、これは当たり前のことだと思いますよ。はい、どうぞ。

市長（金子健次君）

1つは、仮に1,000人の大ホールをつくりますと、必ず1人1台じゃないんですね。それはわかるでしょう。1人1台で来られる方ちいうことないでしょう。やっぱり2人とか、中には4人こうして同乗して来られたりと思いますので、300台か350台確保すればできると思います。

それと、1,000人の大ホールつくりますと、常に満杯状態じゃないと思います。今、やっぱりどこの市民会館見ても、やっぱり7割とか6割とか、実際私たちのところでも半分ぐらいとかいうことあると思います。

今、確かに私は600人の高座のときに必要だったということは、それはある程度400メートル、500メートル以外のところも歩いてきて、高座には参加をしています。その駐車場も確保いたしました。しかしながら、確かにピアスにとれば500台も600台も駐車場はできるかもしれませんが。それについては余りにも遠過ぎるという形の市民の声ですね。あそこにできて柳川らしさはできると思いますけれども、できると思いますけれども、やっぱり遠い距離という形のほとんどの意見でございました。中心地に持ってきてもらいたいということがほとんどの意見でございました。

それは、白谷議員は大和町出身だからそういうことになると思いますけれども、それは大多数の意見として言われて、選挙でそのことを公約として掲げさせていただいて、私はその場所でもよかったと。それとあわせて、専門家の意見を踏まえて、私たちも討議をして、そのことを御提案いたしました。

白谷議員としては、何人かの議員は反対かもしれませんが、大多数の議員から私に聞こえてくるのは、あそこでいいじゃないかという声も上がってきております。今議会の中で後にお話を、それぞれの意見を私は聞かせてもらいたいなというふうに思っておりますけれども、それについては、私は駐車場についても確保できるという見通しを持っております。

そういうことで、今の市民会館でも400メートル、500メートル歩いてこられてもありますし、そげんさほど私は遠くはないというふうに思っておりますので、そういうことであそこに場所をお願いしたいという考え方でございます。

4番（白谷義隆君）

確かに我田引水のようになってしまうかもしれませんが、ただ、遠いと言われても車ですからね、皆さん。ほとんどの方が車ですよ、来られるのはですね。ですから、そこら辺のところもやはり十分考えていただきたい。私は、このことについて後で禍根を残すんじゃないかということに心配しております。もうこれ以上言うても余り先さん行きそうではありませんので、次の質問に移ります。

次に、学童保育についてお尋ねをいたします。

この問題も、実は昨日、きょうと質問がありました。重複するところがありますが、執行部におかれましては面倒ではあると思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。願わくば前の答弁より幾らかでも踏み込んだ回答をいただければと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

現在、柳川市では市内19小学校のうち18の小学校で学童保育が行われるなど、施設の整備が進んでいます。

しかし、一方で新たな課題もまた出てきています。その1つに保育時間の延長があります。保育時間の延長については、過去にも延長してきた経緯もありますが、さらなる延長を希望する声があるようですが、市の考え方をお聞かせください。

保健福祉部長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

柳川市の学童保育の開所時間につきましては、要綱で、学校がある日は放課後から午後6時まで、学校休業日については朝8時から午後6時までとなっております。以前は、朝は8時半から、夕方は5時半までとなっております。ただ、平成24年4月から現在のように変えさせていただいたところです。

当時、保護者に対してアンケートを実施いたしまして、午後6時までという希望が一番多

かったわけでございます。確かに午後6時半までの延長という希望をされる意見も、確かにございました。ただ、近隣自治体の多くが午後6時までであることなどから、30分の延長ということで決めさせていただいたというところでございます。

現在、柳川市のほうでも子ども・子育て会議を開催しております。子育て支援事業についても御審議をいただいております。この中で、学童保育所のあり方についても御意見等を伺っていきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

ただ、確かに延長もされてきた。ただ、私も、今回、ちょうど私たちの校区である大和地区で学童保育が新たに発足をしました。そのときに、指導員さんの方から、指導員さんの方がほかのところも見られて詳しくはたんですけど、話を聞きよる中で、どうしても時間の延長をという話はあったんですね。ですから、私も何力所か学童保育所、回ってみたんですよ。そして、いろいろ話を聞きました。そしたら、やはりどこでも同じような要望があるんですね。保育園は6時過ぎまでも預かってもらったとですね。ところが、学童保育は6時までと。どうしても仕事に支障が出るという声は、要望がどこでもあると言われたんですよ、私が回ったところは、その要望ありますち、皆さんからですね。ですから、確かに、そんなら時間の延長をどこまでするかという問題はあるかもしれませんが、やはり今のままでは、6時ではどうしても仕事に支障があるという声があるんですね。ですから、やっぱりそのところは何とかしていただきたいというのが市民の方の要望なんですね。

ですから、先ほども出ておりましたけど、熊井議員の質問で子育て支援の充実の話が出ておりましたけど、まさにやっぱり皆さんが、若い人たちが安心して産み育てられるような社会をつくるために、いかに子育て支援を充実していくのか。いろんな支援策あると思いますけど、差し当たって学童保育については何とかしてもらいたいという声がありましたので、実は今回、質問をさせていただいているんですけどね。もう一度、いいですか。

保健福祉部長（高崎祐二君）

今、お伺いしました要望につきまして、あわせて今、開催しております子ども・子育て会議のほうで検討なり意見をいただいきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

なかなか先ほど熊井議員の説明と余り変わらんごたるばってん、もう少し踏み込んで期待をしておりましたけどですね。

ただ、子育て何かで話をされるということですけど、市のほうでやはり主体性を持って、もう少し前向きにこれについては取り組んでいただきたらと思います。このところはよろ

しくお願いしておきます。部長、いいですか。

では次に、施設についてお尋ねをします。

ある校区では学童保育開設の要望に沿うように、取り急ぎ学校施設を利用して開設したところがあります。しかし、何分、学校との共用であり、運営に支障を来しているようです。もちろん急場しのぎの対応であり仕方がないことは理解をできますが、今後、こういった施設があるわけですけど、どのように考えてあるのか。具体的なことについては打ち合わせの中で課長にも説明はしてきました。ですから、そのことについてどういうことに考えてあるのか、ちょっとお尋ねします。

保健福祉部長（高崎祐二君）

午前中、昨日と、子育て支援課長のほうからお答えもしておるかと思いますが、まず、柳川市につきましては、全小学校区に学童保育所をつくっていくというのが一番の課題というふうに捉えて進めてきたところであります。

先ほどの施設の問題、私、先ほど熊井議員の回答の中では、待機児童解消加速化プランの中の一文ということで御紹介をさせていただきました。ところが、きのう午後5時過ぎなんですけど、この資料につきましては、市長なり教育委員会のほうにも全くまだ説明する場を持たなかったわけですけど、放課後対策の総合的な推進ということで厚労省のホームページにアップされていたものです。実は、あす18日に子ども・子育て支援新制度の説明会、県主催のものがあるようになっております。その前に、6月4日に国が都道府県向けに同じ説明をした中の資料になっているわけですけど、この中に、先ほど言いました放課後対策の総合的な推進というものが大きく出ております。この中にありますのは、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む」ということがうたわれております。

先ほど来、子ども・子育て会議でいろんな意見を伺いながらというお話もさせていただいたところですが、まだ国自体からいろんな情報なりいろんな方向性というのが、今現在、まだどんどん来ているような状況になっております。そういうものも含めて、柳川市でつくっております子ども・子育て会議で検討すべき事案かなというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

私がお尋ねしているのはそういった大枠の話じゃなくて、個別の事案で非常に困ってあるんですね。実は、学童保育を、さっきも言いましたけど、学校施設のミーティングルームを活用して行っているわけですね。ですから、学校施設を借りてしてあるわけですよ。借りた形に。ですから、学童保育が終わると、それまで出しておいた机を全部片づけないかんとですよ。そして、壁にいろんなことを書いてありますよね。ただいまと言いましょとか、何

を注意しましょうとかですね。ボードにいっぱい書いて張ってあります。学童保育の終わると、それも片づけないかとですよ、全部。ですから、ランドセルの棚もありませんから、棚をつくってもらっちゃ困るということですから、学校施設ですから。ですから、かごを用意して、かごに入れてもらって、子供が帰ればかごを全部片づけて、全部押し入れに直して、そして、個人のデータ、資料は、全部指導員さんが持ち帰るわけですよ、学校ですから。ですから、事務機器もないんですよ、学校施設ですから。よそを見に行ったら、コピーとか電話とかファクスとかあるじゃないですか。電話もファクスもない、コピーもないんですよ、事務機もないんですよ、学校施設ですから。

そういうふうに具体的に、そういうとをこのまま放っておくんですかち言いよるんですよ。具体的な話としてですよ。大卒の話じゃなくて、そういう施設がありますよと。確かに急場しのぎですから、私も、半年じゃい1年は仕方ないやろうと思いますよ。それでも、やはり、いや、将来はこうしますよ、1年後にはこういうふうにしますよという方針を出していただかないと、そこで仕事されている方は負担だけがある、負担だけがのしかかってきよるんですよ。ですから、資料は持って帰りますかち、私、言うんですよ。それこそ途中でなくしたらどうしますかちいうんですけどね。いや、これは学校施設ですから置いとかれませんち、私が持って帰らなできませんち。電話も固定電話ありませんので、携帯電話で対応する。ファクスもありませんので、ファクスも聞いたら、課長に聞いたら、いや、ファクスの必要なときは市役所に来てくださいち言われました。そういう状況の中で、本当の学童保育の充実ができるのかち具体的な話をしよるんですよ。これをそのまま放っておくんですかち、そういう実情があるから、そここのところをどう考えられますかちお尋ねしているわけですよ。

保健福祉部長（高崎祐二君）

先ほどのお話につきましては、課長のほうが一般質問の事前聴取の際にしっかりお聞きしてきておるかと思ます。そのとき、一番最初、私申し上げましたのは、やっぱり市の職員、子育て支援課の職員が、学童とその学校のほうと行って、どこにその使えないというか、いろんな原因を探して、少しでも使い勝手がよくなるような形をぜひうちのほうで進めてくれということで申し上げております。とりあえず一般質問終わりましたら、すぐに学校のほうへやりまして、そこら辺の学校との妥協点なりを探しつつ、何とか少しでも使い勝手のいいような形を考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

学校施設ですから、それは頑張っていたきたいと思うんですけど、ただ、私も校長先生にも話はしたんですけど、なかなか学校施設ちいうことでガードもかたいようでなかなか、ぜひ取り組んでいただいて、指導員さんたちが困らないような設備をしていただきたいと思います。ぜひこれは早急をお願いをして、そして結果についても、やはり指導員さんたちと

市のほうで話をして、十分詰めて、よりよい方向に持って行ってもらいたいと思います。お願いしておきます。

それと次に、対象児童の拡大について、小学校3年生までを6年生までにとということで質問を通告しておりましたけど、先ほど熊井議員の質問でも余り進んだ回答もありませんでしたし、それ以上の回答も無理かと思imasuので、これについてはもうやめていきます。

これで私の一般質問を終わります。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、7番立花純議員の発言を許します。

7番（立花 純君）（登壇）

皆様こんにちは。7番、柳誠クラブ、立花純でございます。

ただいま議長より発言の許可を受けましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回、私は3月議会に続きまして、2回目の一般質問をさせていただきます。

現在、私は子育て中の世代であります。仕事をしながら子育てをされておられる親御さんたちを取り巻く環境の整備、少子・高齢化が進む我が国の現状が社会問題となっております。本市も同様に、急速な少子・高齢化が進んでおります。

国が示す出生率とは、女性が出産可能とされる15歳から49歳までのそれぞれの出生率を出し、足し合わせることで人口構成の隔たりを排除し、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を公表しています。現在では未婚化、晩婚化が進み、晩産化、いわゆる高齢出産が常態化しております。その原因は、夫の収入が少なく、子育てをするには厳しい状況であったり、女性は以前よりも仕事をする事への意識が高まっているなどといったさまざまな要因があると思われまます。

総務省が発表した累計人口によりますと、15歳未満の子供の数は1,649万人となり、総人口に占める割合は12.9%となっております。また、高齢化とは、日本の総人口におけるおおむね65歳以上の人口が増大していくことであり、総務省が発表した累計人口によりますと、65歳以上の人口は3,186万人となり、総人口に占める割合は25%となり、4人に1人が高齢者となります。

今回、私は柳川市合併後の人口推移における傾向と対策につきまして一般質問をさせてい

ただきたく思います。

詳細質問は一問一答方式にて自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

7番（立花 純君）続

昨日の諸藤議員、緒方議員、本日の熊井議員の質問の内容と多少かぶる分もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

1市2町合併後の柳川市の人口推移について、お尋ねしたいと思います。

本市は来年で10年を迎えますが、合併当時から現在の人口推移をお教えてください。

まず、ゼロ歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口、75歳以上の後期老年人口別をお願いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

合併後の市の人口推移について、年齢層ごとにお答えいたします。

合併直後の平成17年3月末の住民基本台帳によりますと、人口は7万6,124人でございます。これを年齢構成ごとに見ますと、ゼロ歳から14歳まで、年少人口でございますが、1万536人でございます。15歳から64歳まで、生産年齢人口ですけど、4万7,581人。65歳以上の老年人口につきましては、1万8,007人です。うち75歳以上が8,480人となっております。

ことし3月末の住民基本台帳で申しますと、人口は6万9,846人と7万人を割り込んでおります。年齢構成ごとに見ますと、ゼロ歳から14歳までは8,738人、15歳から64歳までが4万777人、65歳以上が2万331人、うち75歳以上が1万639人というふうになっております。年少人口、生産年齢人口がともに減少をいたしております。老年人口が片方では増加しており、少子・高齢化が進んでいるということの状況になっております。

以上です。

7番（立花 純君）

ありがとうございました。

本市の人口は、合併当時、7万6,000人でありましたが、3月末現在で、今聞きましたとおり、6万9,846人となり、合併後8%以上もの人口が減っており、本市における少子・高齢化が物すごいスピードで進んでおります。

5年に一回、厚生労働省から発表される日本における出生率と出生数が今月発表になりました。平成23年度は、出生率がわずかに上昇したと報告されましたが、死亡数から出生数を引いた人口の自然減は過去最大となり、人口減の流れが加速したと報告をされております。

本市におきましても、人口減少に歯どめをかけることの重大さは市民全体で認識をしなければいけないと思います。

市長にお尋ねします。

なぜ本市はこのように人口減が進むのでしょうか。また、人口減がこのまま進むと、本市

はどのような影響が起これると思われますか。

市長（金子健次君）

立花議員の御質問にお答えしたいと思います。

人口減少の要因といたしまして、全国的な傾向でありますけれども、出生率の低下に伴う少子化と高齢者の増加に伴います出生者を死亡者が上回る自然減が挙げられております。さらに、本市には多くの雇用を生む大規模な事業所はないことなどから、若年層を中心に転出超過が続いているなど、転出者が転入者を上回る社会減の状態が続いております。これらの要因によりまして、人口減少が進んでいるというふうに私は考えているところです。

人口減少がそのまま進みますと、当然のことながら、住民税など市の税収も減少いたしまして、市の財政も厳しさを増すというふうに考えているところです。

将来にわたり現在の行政サービス水準を維持することが困難になってくるのではないかと危惧をいたしております。また、人口減少により、空き家や空き地がふえていくなど、新たな行政需要が発生する可能性が出てきておることも事実ではないかと思っております。

7番（立花 純君）

市長、御答弁ありがとうございました。

おっしゃるとおりで、少子・高齢化、市民の方、それぞれ一般の方も含めて、これではいけないというふうな思いが心の底にあると思っておりますが、私が今回なぜこういう一連の御質問をしたかといいますと、もう待ったなしなんです。もろもろ先輩議員からもいろいろ提言、一般質問ございましたが、この人口というものは何をしてもやはり活力になります。ですから、この柳川市が将来考えるさまざまな懸案を、この少子・高齢化という懸案をしっかり高所大所です早目早目に取り組んで、柳川市が今後どうやって生き残るかという大きな問題を議員さん、そして執行部、市民の皆さんと共有することが大切と思っております。

続きまして、消滅可能都市報道について、お尋ねします。

先輩議員からも御質問ありましたが、改めて私のほうからお伺いいたします。

国の推計では、2010年から2015年までの5年間に、地方から大都市に毎年6万人から8万人が流出すると言われております。この流れが2020年には落ちつくと思定し、26年後の2040年に20歳から39歳の女性が5割以上減る自治体を全国で373と公表されました。

新聞報道では、このたび、有識者でつくる民間の政策提言機関、日本創成会議の分科会で6万人から8万人の流出が将来も続くと仮定され、再計算した結果、2040年には20歳から39歳の女性人口が2010年の5割以下になると公表されております。

そして、全国1,800の市町村の49.8%に当たる896の自治体にも上ります。また、子供を産む中心世代である20歳代から30歳代の女性人口が半減するとも試算発表されました。このうち九州は125の市町村が該当し、これらの自治体は急激な人口減が避けられず、将来は行政機能維持が難しくなり、消滅する可能性があるという報告されました。

福岡県では現在、全60市町村ありますが、そのうち22に当たる自治体が該当し、私どもが住む県南地域においては、柳川市を初め複数の自治体が対象となっているようです。

私が特に気になるのは、今後も急激な人口減が続き、行政機能維持が難しくなるとした提言であり、どのような影響があるかであります。この試算結果を受け、執行長である金子市長に率直なお考えをお尋ねします。

市長（金子健次君）

きのうの一般質問の6名の中に、何名かの方について、この問題について御質問があり、また、市長はどういうふうに考えてあるかということで問われた分でございますけど、重複する部分があるかもしれませんが、お答えしたいというふうに思います。

確かにその中に柳川市も入っていたところでございます。これは、このまま手をこまねいていると人口減少が進んでいる地方都市は消滅してしまうという警鐘というふうに私は理解しておりますし、現在の東京を初めとした都市圏への一極集中に対する警告と受けとめております。

当然のことながら、本市における人口減少の状況をこのまま放置しておくつもりはございません。働く場を求めて市外へ転出する社会減については、効果的な定住施策の展開によりまして、抑制に向かう可能性を秘めていると考えております。

短期的には社会減を抑制する対策を講じながら、長期的には出生率を上げる施策の展開が定住人口の維持には欠かせないと考えているところです。

しかしながら、少子・高齢化の要因としました自然減の増加による人口減少は、国全体に当てはまるものでありまして、社会減への対応とあわせて、いずれも一自治体の取り組みだけでは限界があるのではないかと思います。

そのため、国を挙げて総合的に取り組んでいくように体制づくりについて、県や関係機関に要望しながら取り組んでまいります。

なお、6月末に国から示される見込みである骨太方針、きょうの成長戦略の素案が新聞では出ておりましたけど、少子化対策に重点を置きました国の方針が示されるとの情報を得ておりますし、その内容を注目していきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（立花 純君）

ありがとうございました。

今、市長のほうから言われましたとおり、今月の6月末に政府がまとめる経済財政運営の指針、いわゆる骨太方針の中に、少子・高齢化による人口減少を克服し、50年後も人口1億人程度を掲げる抜本的な少子化対策を講じ、特に第3子以降の出産、育児、教育への支援策を拡充すると方針が示されております。原案は急激な人口減や少子・高齢化社会への流れを、6年後の2020年をめどに変える必要があると指摘され、少子化対策に予算を重点配分するな

どして、出生率を高める方針を示しております。また、第3子以降の子供も産み育てやすい環境を整備し、女性の社会保障制度や配偶者控除などの税制の見直しにも取り組むと示されております。

今後、本市においても、国の指針を受け、少子・高齢化に対応した歯どめ策を講じなければならぬと思います。

今後は、いち早く柳川市における少子・高齢化の施策を策定し、市民と目標設定を共有し、長期にわたるこの少子・高齢化のビジョンを明確にする必要があると私は思います。

柳川市におけます少子・高齢化対策は、現在どのようなものがあるのか、御説明をお願いいたします。

保健福祉部長（高崎祐二君）

私のほうから、これまで柳川市において取り組んできました少子化対策を幾つか御紹介させていただきたいと思います。

まず、乳幼児の医療費を助成し、安心して医療機関を受診いただくための乳幼児医療費助成につきましては、県の補助対象の就学前の児童から、平成23年4月には入院について小学校3年生まで対象を拡大しております。

さらに、本年10月からは中学3年生まで入院にかかる医療費を助成しようとしておるところです。

さらに、少子化や核家族化が進む中、市内3カ所の保育園や柳城児童館のほうで子育て支援センターや集いの広場事業を実施いたしまして、子育て親子の交流の場の提供や子育てについての相談を受けたりしております。

また、生後4カ月までの全ての乳児を訪問する乳児全戸訪問、それや育児などのフォローが必要な家庭を訪問する養育支援訪問事業を実施し、養育の相談やアドバイスを行っておるところです。

そのほか、ショートステイ事業、ファミリーサポートセンター事業、また、市独自の事業といたしまして、多胎児の家庭にヘルパーを派遣するエンゼルサポーター事業、それから、第3子の保育料等の負担を軽減する第3子優遇事業等にも取り組んできております。

さらに、保育園を通じた事業といたしまして、一時預かり事業、それから延長保育事業、それから病気の回復期に当たる児童を専用スペース等において看護師が一時的に保育する病後児保育事業にも取り組んでおります。

これから国のほうでも地方と連携し、少子化対策を子育て支援、働き方改革、結婚、妊娠、出産支援の3本の矢で推進していくとのことですので、国の政策と協調しながら、今後さらに少子化対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

7番（立花 純君）

ありがとうございます。

今回の骨太で、要するに少子化対策に予算を重点配分すると明記されている以上は、当然、本市においてもいろんな施策、補助金なり交付金なりあるかと思しますので、子供たち、そして、未来をつかさどるこういう世代にしっかりとしたサポートをお願いしたいと思します。

私が一番思うのは、この少子化というのは、非常にもっと長期的に計画をやっぴり進めなきゃいけないと思しますね。だから、子育て世代の人たちのみならず、やはり市民全体で行政が指導しながら、やはり目標数値をきちっと定めて、やはり柳川の人口をふやす大きな力になりますので、ぜひそういう政策等、市長を初め執行部の皆様方には率先垂範でお願いします。

続きまして、人口減が進む柳川市における空き家について、質問させていただきたいと思します。

住み主のいないまま放置されている、いわゆる空き家が全国で増加傾向にあることが問題となっております。高齢化や人口減少などからも、今後も空き家が増加する一方、空き家の所有者の実に7割が特に何もしていないまま放置していると所管の国土交通省が調査結果を公表しています。人口減が進む本市でも同様な状況にあると思します。私も時々歩いて近所を回りますが、改めて空き家の多さには驚かされます。空き家を観察してみますと、ごみの不法投棄の場になったり、放火など犯罪の温床になるほか、災害などが起きた場合、倒壊して周辺住民の避難路の妨げになるといった問題等が考えられます。本市におきます空き家の件数並びに空き家がふえている理由をお教えてください。また、空き家対策を教えてくださいと思します。

企画課長（椋島謙治君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

空き家の件数でございますが、データは少々古くなりますが、平成20年度に実施されました住宅・土地統計調査によりますと、柳川市内の住宅戸数は2万5,950戸のうち、空き家が2,440戸、空き家率にしますと、9.4%となっております。全国平均の13.1%と比べますと、若干低くなっております。

なお、この空き家には賃貸用住宅960戸、別荘等の2次住宅が30戸、売却用住宅が60戸含まれていることから、これを差し引いた1,390戸が、人が住んでいないなど、俗に言う空き家と呼ばれる住宅に当たるといふふうに考えます。

空き家がふえる理由でございますが、若者世代の流出などによりまして、残された高齢者の死亡や病気による入院、施設入所などにより、家を守る管理者が不在となること、また、核家族化による分散型家族構成が要因の一つではないかと考えております。

また、空き家所有者の多くは、不動産業者等への仲介依頼などを行わないというふうに行われておりまして、所有権の異動等が行われにくい状況にあることも増加している要因の一

つというふうを考えております。

そういう状況の中で、空き家の管理に対する苦情等があった場合につきましては、所有者の調査を行い、判明した場合には所有者の責任で適切に管理するよう所管課より文書で通知をいたしております。

また、老朽危険家屋の解体促進のために、老朽危険家屋等除却促進事業を設けまして、家屋の解体費用の一部を補助しております。

住居として活用可能な物件につきましては、戸建ての住宅への居住を希望する者に対して、物件の紹介を行う空き家バンク制度を活用して利活用を図っていききたいというふうを考えております。

以上です。

7番（立花 純君）

ありがとうございます。

実は、移住者からの人気が高く、移住者促進に積極的な全国137の市町村を対象に、移住するための重要となる70項目のアンケートを集計したデータがあります。その結果、住みたい田舎総合ランキングで、九州勢、特に大分県が上位を占めております。第1位は大分県の宇佐市、第2位は佐賀県の武雄市、第3位は大分県の竹田市、同じく豊後高田市といった順位です。私なりにちょっといろいろ調べてみましたが、一言で申し上げますと、共通して言えることは行政が総力を挙げて、さまざまな定住化促進に取り組んでおられるようです。

例えば、宇佐市ですけれども、宇佐市移住安心ガイドという冊子をつくって、中身もかなり濃い冊子をつくっていらっしゃいます。武雄市では、移住に関して市から4人の移住相談員を配置し、古民家再生を行うNPOと協働で移住者を支援しています。竹田市は、言わずと知れた本市と姉妹都市ですが、移住相談窓口は土日も対応されており、昨年には東京に竹田市東京オフィスが開設され、東京にしながら移住についての相談を気軽に受けてもらえるようなことができています。また、豊後高田市は、移住支援や子育て、教育関係の充実度がトップクラス、住宅取得の補助金制度もさらに充実し、子育て世代に大変受けているようです。

とにかくこの支援制度などがそれぞれ各自治体でよく比較検討されて、充実していることがポイントに挙げられると思います。

このような事例を踏まえて、今後の本市の空き家対策の見解をお尋ねしたいと思います。

企画課長（椋島謙治君）

今後の空き家対策ということでございます。

空き家対策につきましては、先ほど言いました大きく2つの点があるというふうを考えております。管理不十分な老朽空き家に関しましては、所有者に対して適正管理を引き続き求めていききたいというふうを考えております。

また、活用可能な空き家につきましては、住民への周知等も行いながら、掘り起こしを行って、現在、運用しております空き家バンク制度を通じて、魅力ある物件情報の提供に努めていきたいというふうに考えております。

また、空き家取得の意思を持っている方、特に市外在住者に対しまして、周知方法等を検討しまして、市内移住促進の手段の一つとして、今後、活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（立花 純君）

今、いろいろ課長申し上げられましたが、私が感じたのはやっぱり平成20年のデータということ自体が、やっぱりちょっと意識が薄くられるのかなと端的に思いましたので、それ以上申し上げませんが、やはり定住化促進、人口をふやすためにも、いろいろ周りの自治体をよく比較検討して、今挙げたような自治体はやはりむらおこし、まちおこし、そして、人口をふやすためにという汗を流していますから、しっかりそういった観点をよく考えて取り組んでください。そして、空き家の認識、ニーズ、そして、注意喚起なども引き続き行政のほうで御指導いただきたいと思います。

私は大学卒業後、都会でサラリーマン時代を過ごしました。その後、ふるさと柳川に帰ってきた一人でもあります。帰ってきてまず感じましたことが、地方の若い人が都市部で能力を発揮したいと思うのは、ごく自然なことであると思います。重要なことは、大都市で教養や技能を身につけた若者が、ふるさと柳川に戻って能力を生かせる環境が整っていないということです。柳川市のこの行政、民間とのタイアップした環境整備が、今後、私は非常に重要だと思いますけれども、端的に御所見をお聞きします。

議長（浦 博宣君）

執行部のほうはどなたかお願いします。

企画課長（桜島謙治君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

若者にとって魅力的な移住とはどういうことかという御質問にお答えします。

地方での人口減少が進む一方で、都市部の若者のローカル志向が徐々にではありますが、出始めているのではないかというふうに考えております。

人口減少問題を研究している大学教授が書かれた記事の中に、身近に接している学生の中で、地域再生、地域活性化といったテーマに対する関心が高まってきており、衰退している地元を何とか再生させたいといった意思を持つ若者が明らかにふえているという内容が載っております。

実際に本市においても、総務省の制度である地域おこし協力隊制度を活用して、都市住民の受け入れを行っておりますが、昨年度採用した3名中2名は20代の若者でございます。報

酬は月額165千円と、待遇が決してよいとは言えない中で、地域おこしを通じた地域活性化の取り組みに興味を持ち、都市部の若者から多数応募をいただいたところでございます。

これらを踏まえますと、若者が魅力を感じる移住地の条件はさまざまあると思いますが、やはりみずからを求められる、必要とされる環境が整っていることではないかというふうに考えているところでございます。

自治体としても、これらの環境を整えていくことで、若者が魅力を感じる地域になるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

7番（立花 純君）

若者といっても、いろいろ皆さん見方があると思いますけれども、大体、今、都会にですね、地元から移り住まれている若い人たちによく聞くんですけど、一言で言ったら非常に現実主義なんですね。生まれたときはもうバブルはじけています。現実主義で、本当に我々が思う以上に先を見越してやられています。だから、夢もあるし、希望もある方もいますけど、現在、仕事にしても、プライベートにしても、非常に現実主義的な考え方を幼少期、やっぱり学校も含めて、過ごされていますので、非常に私どもが思う以上に現実的です。そこをしっかりとやはり踏まえていただきたいというのが一つポイントです。

本当に住みたくなる、また、住環境というのは見方もありますが、本市は非常に立派な方、出生されています。そして、立派な若者も、恐らく東京都心を中心とした福岡とか三大都市圏にいらっしゃると思います。

そこで、ちょっと市長、お尋ねしたいんですけど、若者世代に定住化を促進する上で、若者にとって魅力的な移住地とはどのようなことなんでしょうか。ちょっと市長にお話を聞きたいと思います。

市長（金子健次君）

まず、先ほど立花議員のほうから、大分県の豊後高田市とか、姉妹都市の竹田市とか、そういうところの東京都にも分所を設けて移住促進を図っていくということについても、今後十分調査をして、また検討していきたいというふうに考えております。

若者世代の定住促進の上での魅力的な居住地とは、どのような市長の考えかということでございます。

若者世代をつなぎとめる、あるいは呼び込むためには、若者が魅力を感じるまちづくりが必要になります。そのため、子育て中の若者世代をターゲットとした施策の重点化を図る必要があると考えております。

定住施策の重点化により、結婚や出産、子育てしやすい環境を総合的に整備し、その情報を整理した上でわかりやすく発信をしていく。先ほど申し上げたような形の、どうやって発信をしていくかというものがポイントになるかと思っております。市内に定住する若者世代の獲

得につなげていきたいというふうに考えております。

柳川市は、いろんな形で、山をお持ちの大分県のような、ないんですけども、柳川特有の観光資源、生活できるだけの魅力はあるというふうに思います。特に柳川市に日ごろ住んでいない人たち、柳川はすばらしいまちですねということも聞かれますし、そういうことをどうやって発信をしていくかということが重要で、また若者が魅力的に移住をしてくるかというポイントになるかというふうに考えております。

以上です。

7番（立花 純君）

ありがとうございます。

要するに、住みたくなくなるというものをやっぱりスローガンに、今後また検討していただきたいと思います。

私が思う魅力的な移住地の条件を申し上げたいと思います。まず、子育て支援の充実、企業誘致による雇用の創出、魅力ある商店街の整備、教育内容の充実、情報発信があり、コンパクトなまちの形成が私はよいと思います。今後は、具体的な目標値を定められ、先ほどの少子化の問題と一緒に。しっかり目標値をまず持っていただきたいと思います。そして、柳川市において、ストップ少子化、定住化促進などのスローガンを前面に掲げられて、若者が魅力を感じ、住みたくなくなるような施策をつくっていただきたいと思います。

本市に転入出の届けがあった若者世代の方々にアンケート調査に御協力いただきながら、本市の真の実態調査を行っていただき、将来の定住化促進と趣旨に沿ったわかりやすい、思い切った施策を打ち出していきたいというふうに思います。

そこで、若者の流出を防ぐために、本市独自の施策があれば、お教えいただきたいと思います。

企画課長（椋島謙治君）

昨日の答弁とも重なる部分がございますが、お答えさせていただきます。

市内への若者世代への定着化を図るということを目的としまして、新婚世帯に対して月額10千円を上限に家賃の一部を支援する新婚世帯家賃支援制度というのを実施しております。加えて、市内で住宅を取得する世帯を対象に、最大で1,000千円まで支援するマイホーム取得支援制度、これを平成24年度より実施しております。

また、先ほど申しました総務省の地域おこし協力隊制度、こちらも今年度につきましては、グリーンツーリズムや商工業の振興という担当に2名の隊員を採用予定としております。昨年度からの採用と合わせまして5名体制で柳川のまちおこしの活動に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

さらには、昨年度、市民の方から寄附を受けました空き家を国の補助を活用して整備いたしました「もえもん家（ハウス）」に、子育て中の若者世代を中心に短期間住まわせ、柳川

での生活暮らし体験をさせて、市内への移住につなげていく柳川暮らし体験事業についても取り組んでいくことにしております。これらを初め、その他、定住事業を総合的に展開して、若者に柳川での生活に関心を持ってもらう、魅力を持ってもらうような取り組みを今後とも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（立花 純君）

ちょっとお尋ねします。

地域おこし協力隊は、日常どういう動きをされているかというのは、我々はどういった観点で確認できるのでしょうか。ちょっと済みません、通告にありませんでしたけれども。

企画課長（椋島謙治君）

地域おこし協力隊の活動内容ということですかね。（「動きです」と呼ぶ者あり）

今現在3名おりまして、1人は観光課のほうにフィルムコミッションの担当ということで、CMとか映画のロケ等の誘致活動をやっております。

それと、柳川ブランド推進室に地場製品のPR担当ということで1名置いておりまして、柳川の物産等を市外のあちこちに紹介いたしまして、販売促進につなげているという役割をやっていただいております。

それともう1人は、企画課のほうに所管しておりますが、こちらにつきましては、若者の定住のためのきっかけづくりというようなことで、いろんな地域の、それとまた、市内の若者等に接触を行って、何が魅力を感じているかといった、そういった分析もあわせて、横の連携をつなぐような情報発信を現在しているところでございます。

以上です。

7番（立花 純君）

ありがとうございます。

私、例えばですね、親子3世代が同居する世帯の筆頭の世帯主に特別手当などとなる支給を施策として考えてはいかがでしょうか。目的は2つあります。1つは、現在の柳川には雇用の場が都会と比べて少なく、仕事の関係上、どうしても都会に移り住む若者世代が多いように見えます。また、子育て世代の親は共働きが多くて、毎日の子育てと家事で精いっぱいです。そこで、住むところだけは柳川の実家などで暮らしてもらい、おじいちゃん、おばあちゃんなどの高齢者に孫守をしていただき、日本古来から持つ家族のきずなの継承など、しっかりとした道徳心、教育を子供たちに指導いただくことなど、相乗効果が期待できる施策であると思います。

もう1つの理由は、現在、高齢化に従い、先ほども言われました空き家もふえております。そして、空き家寸前的高齢者もいらっしゃいます。市内在住の高齢者の多くには、核家族が多く見られ、現代社会との孤立化が進んで、さまざまな社会問題の原因などになっていると

私は思います。

孫世代との同居が、そういう人たちの生きる糧になるとも思いますので、一つの案でございますけど、柳川市独自のそういう定住化促進の施策なども御検討いただけないのかなというふうに思います。

今回、政府が打ち出しました骨太方針の重要課題である少子化対策において、仮に出生数がふえたと仮定しても、20年以上の月日を要します。そして、社会が好循環するまで長い年月を要します。例えば、高齢者の方々が受け取る公的年金は、我々働く世代が支払う保険料によって賄われています。保険料を支払っている世代の人口が急減し、年金を受け取る人口が急増すれば、いずれ公的年金制度は成り立たなくなります。重要な今後の対応策は、今後、急速に進む人口減少を前提とした柳川市独自のビジョンを明確にすることであり、受益者負担にわかる還元の明確化であると思います。これは柳川市の施策の発想を全面的に見直すことも必要となると思います。

16年後の2030年までに総人口が2割減るとも言われております。簡単に試算しますと、本市では5万6,000人となります。将来、全ての集落を維持することはできないことも十分に考慮し、財政の透明性、予見可能性向上に取り組む行財政運営の確立が必要と思います。

私が思いますこれからの柳川づくりで一番大切なことは、人口を維持するという発想ではなくて、柳川市民にとって将来必要とされる意欲、個性に応じて活躍できるような社会、制度、仕組みの構築が大切であると考えます。

また、柳川の活力を維持発揮するためには、少子・高齢化のもとにあっても、持続的成長を実現できる施策の策定が重要であり、その鍵を握るのは現在の15歳から64歳の生産年齢人口減に対する重点的取り組みにあると思います。

また、柳川市に埋もれているさまざまなポテンシャルを掘り起こし、基幹産業を中心とした雇用の創出と定住化の促進、そして、柳川市民の生活と収入が豊かになるような観点で行政を取り組んでいただきたいと思います。

今申した内容を勘案して、金子市長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

市長（金子健次君）

立花議員のほうからすばらしい、将来の柳川に向けた取り組みについて、御提言をいただきました。確かに人口減少につきましては、なかなか歯どめがきかないというのは十分私自身も承知をしております、30年後には1億二、三千万人の人口が八千万人とかいう形で言われていますので、そのことも柳川に置きかえると、非常に難しい状態じゃないかというふうに思っております。

そこで、市の行政サービスを再編していく上において、どうだったらいいかということを考えます。今、先ほど答弁いたしました地域ですね、地域をおこしている隊員につきましても、私はですね、今、3名おりますけれども、彼らがやっぱりコミッションとして活躍して

くれるし、映画の誘致とかコマーシャルの誘致をやってくれるのであります。そういう面については、若者のすばらしさを今感じておると同時に、先般、中国、台湾のほうから1,000名の方がおいでになりました。そのときに、坂田という隊員がですね、柳川地域おこし協力隊員が中国語をぺらぺらしゃべってしまして、非常に何かこう、頼りがいある男やなというふうに思ったんですけれども、さらに彼は職員を10名ぐらい集めまして、中国語講座を設けておりますし、そういう面でも今回の3名の職員については大変力を感じているところでもございます。

将来的なことを考えますと、庁内に司令塔的な部署を設けまして、人口減少対策に向けた総合調整と、進捗管理ができる体制を構築しなければならないというふうに思っております。

先ほど提言いただきました移住定住の促進にも今後つなげていき、組織の見直しを進める必要があるかというふうに思います。

現在、柳川市は大和町、また三橋町にコミュニティセンターをつくりました。そのコミュニティセンターについても、午前中に出ましたように、熊井議員からありましたけど、やっぱり何かの子育て支援に利用できるような形を、やっぱり本当フルに活用したほうがいいんじゃないかというふうに私も考えて、活性化の拠点づくり、若者たちがもっとそれを使えるような場を、使いやすいようなルールづくりをやっていかなければならないというふうに感じているところでございます。

市民間において、コミュニティ意識の希薄化や人口減少、高齢化による担い手不足などの課題もありますけれども、地域の課題というのは、地域の皆さんと一緒に解決できるような住民組織づくりもこれからコミュニティというのは非常に大切ではなからうかというふうに考えております。

ただいま立花議員のほうからいろんな形で、冒頭からいろんな御提言をいただきました。十分参考になる分があるかと思しますので、これからも御指導いただければというふうに思います。

以上、私の答弁といたします。

7番（立花 純君）

ありがとうございました。

最後に、金子市長が掲げておられますおもてなしの心日本一は、大変よいことだと私も思います。それを最大限実現するには、市民一人一人の心に宿るような施策を通して初めて、私は実現できると思います。今後も啓発活動を先頭に立たれてお願いしたいと思います。

それと同時に、人口の急減、超少子・超高齢化の流れを変えるためにも、老いにも若きにもバランスの整った目線を持たれ、改革、変革を断行していただき、将来の柳川市の育成のかじ取りをしっかりとお願いしたいと思います。

私はこれで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、立花純議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時48分 休憩

午後 1 時59分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

皆さんこんにちは。22番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

きょうは、まず第 1 番目に道の駅について、そして、2 番目に沖端地区密集住宅市街地整備について、3 つ目に市民グラウンド代替用地についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、道の駅についてお尋ねいたします。

みやま市の道の駅の現状を見てみますと、その繁盛ぶりには目を見張るものがあります。みやま市が道の駅をつくることによって直面した多くの課題、とりわけ道の駅の運営方法や入り込み客の確保、テナントの選択、農産物を中心とした商品の品そろえの維持確保、観光案内、イベントの計画など、困難なことを努力することによって克服し、経験を積み重ねてきて、今日のにぎわいがあるものと思われまます。

それに引きかえ、柳川市においては、みやま市に先行してつくることができた道の駅を、市議会の反対によってできなくなり、現在、みやま市が道の駅で行っている創意工夫や、努力とその成果を柳川市は共有できずにいます。

平成20年12月議会の柳川市議会の議事録を現在読み返してみますと、当時の議会の議論が取るに足らないことを殊さら大きく取り上げ、反対のための反対論議であったということが今になって殊さらよくわかります。

柳川市がみやま市に計画どおり先駆けて道の駅をつくっていたならば、みやま市は補助金を受けて道の駅はつくることはできませんでした。

当時、柳川市に計画どおりの道の駅ができていたならば、多くの市民の皆様の農産物や海産物、さげものや小物等の手芸品、弁当や加工食材、菓子やせんべい、ケーキ類の菓子類、練り製品など、個人や団体、企業の皆さんが各種多様な産物を出品できたのではないかと思います。

また、柳川ブランドを販売しているおいでめっせ柳川も、道の駅に併設して、もっと多くの柳川市内外のお客様にアピールできたのではないのでしょうか。

さて、有明海沿岸道路は現在、大牟田港から柳川徳益まで高架でつながっています。徳益

インターから柳川西インターまでは、平成29年度の開通予定になっています。そうすると、平成29年度末には三池港インターから大川東インターまで高架でつながることになります。有明海沿岸道路は、大牟田市から佐賀県鹿島市まで55キロメートルの地域高規格道路となっています。また、大牟田市から南進して熊本県熊本市の熊本 - 天草幹線道路まで延長する有明海沿岸道路（ 期）も候補路線に指定されています。

また、将来的には佐賀県鹿島市から長崎県島原市まで延びるとの話も伺っています。

そこで申し上げたいのは、有明海沿岸道路での道の駅設置の可能性についてです。例えば、徳益インター付近にあれば、国道208号にも近く、国道443号バイパスに接続し、将来的には上宮永徳益線とも接続することになり、交通の要衝になると思われま

す。沿岸道路での道の駅の可能性について、お尋ねをいたします。

あとの質問については自席より一問一答でお尋ねしますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

産業経済部長（安藤和彦君）

議員の御質問にお答えいたします。

この道の駅の整備に関しましては、過去の答弁において、本市に隣接しているみやま市と大木町に道の駅が整備されたことから、道の駅の整備は予定していないとお答えしてきたところでございます。

しかしながら、柳川市の魅力を発信し、全国からのお客様を呼び込み、本市の産業を活性化することは道の駅の有無にかかわらず、さまざまな手段や方法を酷使して、達成すべき課題であると捉えております。

このため、これまで本市で生産される農水産物を使った新たな特産品の開発や、新たな柳川の魅力を体験できる観光商品の開発を進めてまいりました。その結果が、柳川産大豆を使った柳川まめマヨの開発や、ブランド推進事業で取り組んでいる、うまかもんづくりぐっちょの実施や、春と秋に開催される水郷柳川ゆるり旅の商品化に結びつくなど、一定の成果が得られたものと考えております。

特に、柳川まめマヨにつきましては、日本農業新聞が行っております一品一村大賞の受賞をしてきたところでございます。

柳川を訪れるお客様の満足度を上げるためには、道の駅といったハードの整備も重要だとは考えておりますが、物づくりやサービスづくりといったソフト面をいかに充実させるかが重要であると考えております。まずは、物づくりやサービスづくりに意欲的な生産者や事業者の育成に力を入れてまいりたいと考えております。

道の駅の整備は、それらの方々のニーズを図りながら、可能性を探りたいと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

私がお尋ねしたのは、地域高規格有明海沿岸道路での国の補助金を使って道の駅の設置ができないかということをお尋ねしたところでございますので、その点の検討はなされたのか、お尋ねします。

産業経済部長（安藤和彦君）

伊藤議員言われました柳川徳益インター付近の道の駅の可能性については、先ほど答弁いたしましたように、道の駅につきましては、近隣市でありますみやま市と大木町に道の駅が既に整備をされているということもありますので、これは国などの補助を受けられず道路管理者が行います補助事業ですね、それでは10キロ圏内という一定の縛りがございます。それで駐車場とトイレの整備ができるということでございますので、そういうものについてが10キロ圏内という、そういう認定についてが非常に厳しいかと思っております。

そういうことから先ほど答弁いたしましたように、道の駅の整備の可能性につきましては、先ほど言いました柳川の特産物の開発や、そういう柳川の観光商品の開発、そういうものをまず力を入れた上で、道の駅の整備の可能性については探っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

いや、道の駅が10キロ以内では、同じルートではできないけど、別のルート、例えば、443号バイパスではできないけれども、それで高規格道路の有明海沿岸道路でできないかということをお尋ねしておるわけですよ。全国的な道の駅を見ますと、もう5キロぐらいしか離れていないところにあったり、そういったことが何カ所もあるわけですね。そういった意味で、国の補助を受けて、そして、道の駅をつくって、物産館とかフリーマーケットとかを併設するということがその後につながってくることだと思いますので、要は、休憩施設とかトイレとか、そういった施設が道路管理者と一緒にできないのかということをお尋ねしておったわけです。

産業経済部長（安藤和彦君）

確かに伊藤議員言われますように、同一ルート内での10キロということでございますけれども、これにつきましては、有明海沿岸道路の側道部分については県道ということになっております。沿岸道路そのものは立体構造の道路ですので、側道の管理者である福岡県と協議をして、そういう可能性については探っていきたいというふうに考えております。

22番（伊藤法博君）

いや、側道じゃなくて高架で徳益にインターができますから、だから、そういったところに休憩施設とか、そういったやつを平地でもいいですからできないかということをお尋ねしておったわけですので、それはまた後日お聞きをしていきたいと思っております。

みやま市の道の駅の概要について、お尋ねいたします。

平成20年当時、柳川市が計画した道の駅は、面積が1.5ヘクタールで、費用は約8億円とのことでした。みやま市の道の駅は具体的にどうなっているのか、また、補助金等の内容についてもお尋ねをいたします。

柳川ブランド推進室長（袖崎朋洋君）

道の駅みやまは、国道443号線バイパスに面しまして、敷地面積が1万4,699平方メートル、163台分の駐車場にあわせまして、トイレや特産品直売所、フードコート、体験農場を備えております。このうち道路管理者であります福岡県が駐車場とトイレの一部を整備いたしました。要しました費用ですが、総額で約550,000千円、このうち負担割合ですけれども、市が4億円、県が約150,000千円を負担しております。

ただ、市の4億円のうちに、その分の約310,000千円が国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金ということで、交付金という形で当てられたと伺っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

国道443バイパスの1日当たりの交通量はどれだけでしょうか。平成20年当時の予測では、1日1万7,000台との予測がなされていましたが、お答えをお願いします。

柳川ブランド推進室長（袖崎朋洋君）

現在の国道443号線バイパスの交通量ということでお伺いです。

平成24年10月に県が徳益インター付近で、交差点付近で行いました調査によりますと、1日当たりの交通量は7,700台ということで結果が出ておるといふふうに聞いております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

これは7,700台ていとは、片側の通行量、両方、ということですか、1日当たりの。

柳川ブランド推進室長（袖崎朋洋君）

これは上下線ということでございます。

22番（伊藤法博君）

みやま市の駅の経営状況について、お尋ねします。

平成25年度のみやま市の道の駅の入り込み客、売上高及び利益について、お尋ねします。

柳川ブランド推進室長（袖崎朋洋君）

平成25年度の道の駅みやまでの商品の購入客数と延べの人数ということで、人数につきましては約51万人、延べです、延べ51万人ということで聞いております。売り上げ額につきましては、720,000千円ありまして、純利益として約23,000千円が計上されたといふふうに聞いております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

道の駅からみやま市に何か50,000千円ぐらいのそういう剰余金を上納しておるといような話も伺っていますが、その点はわかりませんか。

柳川ブランド推進室長（袖崎朋洋君）

それは多分、15,000千円が寄附金という形で市に歳入されておるといことで聞いております。この15,000千円は農業振興のための基金ということで、基金に醸成されるというお話です。

以上です。

22番（伊藤法博君）

それでは次に、おいでめっせ柳川の入り込み客、売上高及び利益について、お尋ねをいたします。

柳川ブランド推進室長（袖崎朋洋君）

おいでめっせ柳川の平成25年度の商品の購入客数につきましては、約7,000人でございます。売上額は、約17,000千円ということでございます。損益計算書上の純利益につきましては、約1,000千円ということになっておりますが、ただ、これ市からの運営委託料6,000千円を収入に計上しておりますことから、利益が上がっているとは言いがたい状況であります。

ただ、おいでめっせ柳川の運営を通じまして、アンテナショップ本来の機能でありますところの市内外に向けた地元産品の情報発信の機能とか、納入業者同士が商品を見合っって切磋琢磨する場としての機能は確実に向上しているといことで思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

有明海沿岸道路の徳益インターに柳川市の道の駅をつくったならば、運営の仕方によっては、みやま市の道の駅以上の成果を上げることができると思います。

この点、市長の見解をちょっと求めたいと思いますが。

市長（金子健次君）

過去にいろいろあったといことで、柳川市のほうが道の駅を断念されたといことで伺っておりますし、あそこの交差点の結節点と申しますか、場所的には私はいいような感じがいたします。

ただ、クリアしなければならぬいろいろな課題があるようでございますし、問題は、私は生産者、農業関係の、JA柳川さんがどのくらい協力できるかということがポイントではなからうかというふうに思っております。

JA柳川さんそのものは市場に対する契約栽培みたいな形でやっていただいておりますので、その分が蒲池にありますふれ愛の里ですかね、あそこについてはいろんな農業の関係の奥様たちが出しておられるもののがかなりあると思うんですけれども、そこも1億円ぐらいの

売り上げが確かにあっております。その分については市場に出せない分という形で、安全で安心な農業生産品を出されておりますけど、売り上げとしては上がってきているというふう
に思っております。

ただ、道の駅をつくった場合に、ある程度の品と供給をですね、また需要の関係もあると思
いますけれども、そこを果たして、ちょっと話したときになかなか厳しいお話もいただ
いたもので、ちょっとそこら辺、憂慮する部分があるうかと思えます。

道の駅の中で、10キロ内外問題については、そこら辺についてはもう少し勉強しなければ
ならないというふうに思っておりますし、私は提言いただいた分については課題として十分
重要な点じゃなからうかというふうに考えているところでもございます。

ただ、有明海沿岸道路のそばにそれをつくることは、私はなかなか難しい問題ではなから
うかと。ああいう交差点、ちょっとしたところにそういうことができるとするならば、いろ
んな課題を克服しながら、やれないことはないかなと思えますけど、まだいろんな課題があ
ろうかというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

443バイパスの、24年10月で7,700台ということですが、これはあその徳益の高
架ができる前の調査で、現在の交通量からすると、ちょっと余りにも少ないような感じがし
ますので、よければ、徳益の高架、線路、西鉄電車の線路をまたいで、徳益につながった以
後の交通量の、やはり調査もまたぜひ調べておいていただきたいものと思えます。

平成20年当時、柳川市が計画した道の駅の議論では、443号バイパスの交通量の1日1万
7,000台は机上の空論であるとか、採算面での不安、地元産品の継続的供給に対する不安、
議案の提案の仕方が悪い、もっと時間をかけて検討すべき、時期が悪いというような議会の
恣意的な後ろ向きの意見が多く、前に進みませんでした。みやま市は、柳川市が道の駅に関
する提案を否定することを手をすけて待っていて、そのことを承知で多くの柳川市の議員が、
柳川市で道の駅建設に反対をしたわけでございます。そういった状況になったことは、柳川
市にとってまことに情けないことだと思っております。地域おこしを潰すような議会であっ
ては、私はならないと思えます。

次に、沖端地区密集住宅市街地整備について、お尋ねいたします。

現在、中島二重地区密集住宅市街地整備事業が行われています。この事業は、平成11年度
から平成27年度にかけて整備されるもので、地区面積11.5ヘクタール、これを総事業費約
25.7億円をかけ、整備内容として老朽建設物等除去34戸、道路整備1万1,089平方メートル、
給排水工事624平方メートル、ポケットパーク整備767平方メートル、防火水槽設置2カ所と
なっています。この事業は、計画どおり平成27年度で完了するものでしょうか、お尋ねをい
たします。

建設課長（中村敬二郎君）

中島地区密集住宅市街地整備事業は、平成11年度から事業に着手いたしまして、現在の事業計画では平成27年度までの計画となっております。しかし、矢部川の河川改修事業と合併施行をしている堤防下道路につきましては、国道208号線の浦島橋の整備と整合性を図るために、国道208号線の手前約80メートル区間については、平成24年度から事業を実施されております。

このために、現在の事業計画の平成27年度の完成は見込めない状況でございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

一応その一部の地区は残しているけれども、27年度で大体が終わるということでございますか。

建設課長（中村敬二郎君）

まだ用地買収等も完了しておりませんので、現在のところ、27年度の事業完成は見込めない状況でございます。

22番（伊藤法博君）

柳川市の沖端地区の一部は、中島二重地区と同じような漁師町で、木造家屋が密集し、狭い道路で空き地が少なく建てかえが進まず、老朽化し、多くの住民が外部に流出し、空き家が多くなっています。災害時に緊急車両の通行ができないなど、防災安全上、大きな課題を抱えています。

明治34年には、沖端大火と言われるような惨事も起こっています。地区内の狭い道路により、生活の利便性が悪く、子供の遊び場、住民の憩いの場、災害時の緊急避難場所としての公園的機能が数的にも量的にも不足しているのが現実です。どれだけの範囲で、どれだけの期間、どれだけの経費がかかるかわかりませんが、沖端地区の密集住宅市街地整備について検討する時期に来ているのではないかと思います。この件についての見解を求めます。

建設課長（中村敬二郎君）

沖端地区について、中島二重地区のように密集住宅市街地整備事業を検討されているかとの質問でございますけれども、現在のところ、沖端地区につきましては、密集住宅市街地整備事業の計画はない状況でございます。

密集住宅市街地整備事業の目的は、建物密度を減少させて、ポケットパーク等の休憩施設や4メートル以上の道路の整備による住環境の整備が主な目的でございます。広範囲な幹線道路の整備につきましては、国や県の道路予算を活用した整備は適していると考えられますし、公園や公民館などの拠点整備についてはそれぞれの予算を活用されるべきだと思われま

す。

密集住宅市街地整備事業の目的の一つであります建物密度を減少させるためには、現在の

建物を地区外に移転させなければなりません。このような整備手法は、沖端地区に適しているのか。財政的にも、もっと含めて熟慮が必要ではないかと思われま

以上です。

22番（伊藤法博君）

沖端地区の密集住宅市街地整備に関係することとして、水産橋かけかえ工事との関連でお聞きしたいことがあります。

それは、現在予定されているアクセスでの水産橋かけかえ工事で、十数億円の経費を使って14メートルの立派な橋をつくる必然性があったかは甚だ疑問に思っているところであります。

しかし、筑紫町から水産橋を通過して矢留町を南に突き抜けるルートが計画されるならば、十分にその価値は高まるものと思われま

水産橋から矢留町を南に突き抜けるルートの道路整備と、矢留町一帯の密集住宅市街地整備を並行して行う価値は十二分にあると思いま

まちづくり課長（大淵洋祐君）

水産橋につきましては、議員御承知のとおり、市道の木橋でありました旧水産橋が老朽化したために、福岡県をお願いいたしまして、県道として平成25年度にかけかえを行っていただいたものでございま

水産橋は、県道大牟田川副線と接続いたしておりまして、水産橋から昭代方面へつながることとなり、現在、災害対策として三明橋のかけかえ事業に取り組んでいただいているところでございま

水産橋から矢留町を南に突き抜けるルートについてお尋ねでございますが、現在のところ、そのような計画はございま

以上です。

22番（伊藤法博君）

せっかく水産橋に立派な橋をつくったら、その水産橋のアクセスといいますが、南に通じる道路の整備をやはりしないことには、せっかく十数億円かけてつくった橋の建設した意義が半減されているんじゃないかと私は思っております。

水産橋をめぐって議論してきましたが、その中で、水産橋を含めた長期的な政策として、現在考えておられる主要な幹線道路のアクセスについて、お尋ねしま

ことしの6月議会で市道認定された上宮永徳益線は決まりましたが、それより西に向かう路線が未確定です。この件については、どのように考えておられるのか、お尋ねいたしま

まちづくり課長（大淵洋祐君）

都市計画道路南徳益上宮永町線から昭代方面への路線は、平成21年3月策定の柳川市都市計画マスタープランにおきまして、市内の拠点を結び、市民相互の交流を促進するとともに、

広域拠点内の混雑緩和や安全確保のため、広域拠点を通過する交通の迂回路や災害時の代替ルートとなる市街地環状道路網整備を掲げており、南徳益上宮永町線から昭代方面へのこの道路の必要性は十分に市として認識しているところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

必要性は認識しているけれども、まだそういった路線の方向性というのはまだ決まっていないということですか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

はい。必要性は認識しておりますけれども、路線についてはまだ未確定というところでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

次に、市民グラウンド代替用地について、お尋ねしたいと思います。

柳川市民文化会館、これは仮称ですが、建設予定地選定については、ことしの2月26日の議員全員協議会で、柳川市民文化会館基本構想策定アドバイザー会議で市が提示した6カ所の候補地を検討した結果、柳川市民グラウンドが第一候補として選定された旨の報告がありました。

さらに、4月28日の全員協議会の席上、金子市長も柳川市民グラウンドに柳川市民文化会館の建設に強い意欲をお示しになりました。

そこで、柳川市民文化会館建設に当たっての問題は、現在、柳川市民グラウンドを活用されている多くの市民の皆様の活動に極力支障がないように配慮する必要があると思います。

現在、柳川市民グラウンドを活用されている市民の皆様はどのようなグループの方々に、どのような種類の利用の仕方をされているのか、その利用回数は月にどれだけで、月の利用者総数はどのようになるか、お尋ねをいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

市民グラウンドの現在の定期的な利用者は、グラウンドゴルフのサークルが週6回、市内私立高校のサッカー部が週7回、市内専門学校の体育の授業で週1回と、3団体が定期的に利用されております。

そのほか、不定期には野球の練習や試合、公民館の活動等に利用されております。

利用人数は、延べ人数で昨年度が約2万2,600人、月平均で1,900人となっておりますが、そのうち約9割程度がグラウンドゴルフとサッカー部の約70人で占められており、一部の利用者に限られている状況にあります。

以上です。

22番（伊藤法博君）

問題の第一は、代替用地の確保ではないかと思います。市民文化会館建設工事が始まる前に、代替用地の確保並びにグラウンドの整備を終えることが必要になります。その見通しについて、お示しを願いたいと思います。

生涯学習課長（松尾 強君）

市民文化会館の建設地が市民グラウンドに決定した際には、代替地について検討し、できるだけ早く整備したいと考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

では、市民グラウンドの現在そういう市民文化会館の建設の予定地が確定していないという段階で、そういったところまではっていないというのが現状であると。ということで、恐らく市民グラウンド利用者との話し合いもまだ現在のところ持たれていないわけでしょうか。

生涯学習課長（松尾 強君）

まだ持っておりません。

22番（伊藤法博君）

ぜひ利用者の市民グラウンドの利用者との協議の場を設けて、もしも決まれば、十分に協議をして納得のいく形でそういう代替用地の選定をしていただきたいと思います。

現在、柳川市民グラウンドで早朝に毎日30名でグラウンドゴルフを楽しんでいる70歳を中心としたグループの方々から要望を受けています。できることなら、今のままの市民グラウンドを利用させていただきたいと。やむを得ないならば、当面、市民グラウンド近くでグラウンドゴルフができる用地を確保してほしい。腰が悪い、膝が痛い、足が痛いと言いながら、スティックをつえがわりにして練習を楽しんでいるので、まがりなりにも健康を維持しているとのことで、今の近くでのプレーすることの要望を強く感じられました。

この件に関して、お考えをお尋ねしたいと思います。

生涯学習課長（松尾 強君）

代替地についても、議会への陳情も出ておりますので、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そういったことで、私は代替用地の取得はやはり短期間に速やかに行い、市民グラウンド利用者に利用の中断がないよう取り計らうべきだと思います。また、このことを強く申し上げておきたいと思います。

きのうの質問で、市民文化会館での新たな用地取得は、合併特例債の適用期限内での市民文化会館の建設は困難性が伴うため、市有地を優先した旨の答弁がありましたが、代替用地

の取得は、利用者の中断がないようにするのであれば、もっと短期的に速やかに代替用地の取得が必要になってきます。

答弁を聞いていると、市民文化会館の建設用地の取得及び建設は平成31年までに完成しなければならないが、市民グラウンドの代替用地はおくれてもよいのではないかというようなニュアンスが含まれているような印象を受けました。その点、その懸念はないのでしょうか、お尋ねいたします。

教育部長（石橋正次君）

市民グラウンドの代替地ということでございますけれども、市民文化会館がそこに建つというふうに決定したならば、速やかに対応いたしまして、建設用地になる前には代替地については決定するように努力をしたいと考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

市民グラウンドの市民会館が建つその200メートルか300メートルの距離に、用途地域といえますか、数百台分の駐車が可能ぐらい、それ以上の農地はまだ残っております。だから、もしも今、きょうの一般質問でも駐車場用地が足りないんじゃないかと、また遠いんじゃないかというような御意見がありましたけれども、そういった用地をやはり私も地元の一人として、市のほうに協力できれば協力したいと思っておりますし、また、そういった駐車場を、特にグラウンドゴルフであれば、2反余りの土地があれば、だから、その2反余りの土地を、駐車場を早朝に使うグラウンドゴルフの用地として兼用で使っていただくようにすれば、恐らく今現在、市民グラウンドを利用されているグラウンドゴルフのメンバーの方も、それほど大きな不満を持たれることはないだろうと私は思っておりますので、どうかその点、利用者の意向を尊重して、金子市長には尽力をしていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

地元の議員としていろんなことで御提言をいただきました。いずれにいたしましても、先ほどの白谷議員の中で駐車場の確保の問題については、いろんなことを御議論いただきました。

1つは、市民会館を利用される主催者側というのは、スタッフ側の駐車場には私自身は遠くても構わないと。と申しますのも、団地が今度できますので、その余剰地がございます。そういう面での近くにありますので、それをスタッフの駐車場にしたいという考え方もございます。また、いろんな田んぼの、田の転用等についても、非常に厳しい面がございますけれども、伊藤議員とかなんかもいろんな形で協力していいよということでございますので、いろんなことで鋭意検討しながら、この事業に決定をしたならば着手していきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

最後に、昨日からの一般質問をお聞きしていると、小・中学校の普通教室のエアコン設置や、市民文化会館の建設、それに伴う代替用地の取得、校区公民館の建設、それに伴う維持管理費など、財政支出増大要因と合併優遇措置の解除、並びに人口減に伴う普通交付税の削減による収入減の議論を踏まえ、10年後、20年後の柳川市の財政を考えると、安易に箱物をつくることに不安を覚えるのは私だけではないと思います。

中島地区の密集住宅市街地整備は、平成27年度で終わる予定であります、まだ少し時間がかかるといってございまして、柳川駅東部土地区画整理事業は、平成29年度で事業完了となっていました、また新たな都市計画道路の建設や、必要な事業がめじろ押しに控えています。将来を見据えた事業計画、事業着手の選択と集中は今まで以上に厳しく行われる必要があると思われま。これから特に小・中学校の統廃合の先延ばしや、ばらまきの箱物建設には厳に慎まなければならないと思っておりますので、最後に申し添えて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時43分 休憩

午後 2 時54分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

それにしても、物騒な世の中になりました。御記憶の方もおられると思いますが、昨年7月22日には蒲船津の沖端川河川敷で男性の変死体が発見をされました。それからまだ1年もたたずに、今度は、きのうからテレビや新聞で大きく報道されております筑後市の夫婦による殺人事件、被害者は数人に上ると言われております。一日も早く全面解決し、安全で安心できる生活に戻ることを願うものであります。

さて、私は今回の一般質問では、最初に国道385号バイパス並びに佐賀線跡道路の開通の見通しについて通告をいたしております。

貴重な税金でつくられている道路が、いつまでも塩漬け状態にされたままとなっている。これがお役所仕事と言ってしまうればそれまででしょうが、少なくとも関連住民に対して、なぜ遅くなっているか、なぜ進まないのか、きちっとした説明があつてしかるべきだと思いま

す。やれ個人情報だ、やれ何だと、理由にならない理由だけでは、税金の無駄遣いとやゆされてもしょうがないのではないのでしょうか、私はそう思うのであります。

2つ目に空き家バンク制度の成果、3つ目に有明海ノリの不良・不作、4つ目に土曜授業の導入、最後に覚醒剤の危険性の学校教育にいかにして対応されておられるかについて、質問をさせていただきます。

あとは自席にて質問しますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

385号佐賀線跡道路の開通の見通しについて伺います。

まず最初に、国道385号について地元住民の皆さんから、「一体どうなっているの」「全くとまっておるようだ」との声を聞きますが、開通の見通しはどうなっているのか、伺います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

国道385号バイパスの開通見通しについてお答えいたします。

このバイパスの整備につきましては、議員御承知のとおり、大川市区間は整備済みで供用が開始されているところでございます。柳川市区間におきましては、一部の区間が未整備のままです。

現在、事業主体であります福岡県は、平成27年度の供用開始に向けて事業に取り組んでいるというふうに伺っているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

開通を、地元住民だけでなく、大川市、久留米市民の皆さんが心待ちにされております。このままでは柳川市の経済の発展にもかなりの損失ではないかと思いますが、どう思われますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

この国道385号バイパス道路の整備につきましては、着工から長い年月がたっており、柳川市でとまっている状況であります。

現在、大型の観光バスや貨物トラックは、大川市内で国道208号線へ迂回し、柳川へ入ってきている状況でございます。また、議員御承知のとおり、旧道は通勤・通学の往来が激しく大変危険であり、物流、観光、地域間交流面で大変不便を来している状況でございます。

しかし、先ほど答弁いたしましたように、県は平成27年度に全線がつながるよう準備を進めているとのことですので、全線開通後は飛躍的に交通の利便性が向上し、県南地域の経済発展に寄与するものと考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、課長が報告されたように、大川市内から向こうはオーケーだと、柳川市内の一部でとまっているということですが、大体とまってから何年くらいこのままの状態に今なるとるんですか、当市では。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

道路建設につきましては、用地の確保が一番肝要でございます。用地の買収に不測の時間を要したということございまして、事業が始まりまして用地買収が、現在、国道385号線の開通に向けて、先ほど27年度の供用を目指して取り組んでいるというふうにお答えいたしました。用地買収につきましては完了したというふうに聞いておりまして、その間がこれまでの間、停滞しておったというようなことでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

つまり、用地買収で今までとまっていたけれども、用地買収は見通しがついた。したがって、平成27年度から開通オーケーで、今、県も努力をしておりますということは、もう平成27年度まで、あとそう時間はないですが、平成27年度のスタートからの開通になるのか、その途中の開通になるのか、もしわかつたらお知らせをお願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

27年度中の開通を県は目指しているということを知っているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、幅は1年あるわけですね。27年度中ということは、27年4月1日でも、あるいは28年3月31日でもということですが、いずれにしても、27年度には開通するということが間違いはないですかね、さらに確認をさせてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

27年度の開通を目指しておるということを知っているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

大変ありがたいことであります。これによって、こちらから福岡に行くにしても、福岡のほうから柳川に来るにしても、かなり便利になって、交通アクセスがよくなって、柳川の商業発展にもかなりプラスになると期待をいたしております。

次に、佐賀線跡の道路について伺いますが、先日、矢ヶ部小学校で校区民会議がありました。それには、区長さんを初めとする矢ヶ部小学校区の団体の幹部の皆さんがほとんど出席をされておりました。

その中で、この佐賀線跡地道路が話題になりまして、ちょっと険悪なムードになりました。この道路をつくることについて、最初のいきさつを教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

この佐賀線跡の道路の整備につきましては、昭和62年に旧国鉄佐賀線が廃止されたことにより、当地区の主な道路であります国道208号、国道443号が交通渋滞や交通事故を誘発し、地域の生活や経済活動を阻害してきたということで、そのために関係市町であった当時の瀬高町、三橋町、旧柳川市、大川市で期成会を設立いたしましたして、跡地を利用した幹線道路の整備促進を関係機関に要望してきたところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、期成会を結成されて、その佐賀線跡地道路の活用についてはやってきたんだということでもありますね。そしてもう、今、現に工事をされておりますが、磯島から入ってきておりますが、工事を始めるに当たって、磯島部分の有明海沿岸道路と交差する入り口部分の地区の皆さんにだけ説明をして、そして、肝心かなめの出口部分の、つまり県道23号線と交差をする地区の皆さんには何ら説明をされていないというので、非常にその不満が、矢ヶ部校区の校区民会議で、いさかいと申しますか、そういうのが現実にあります。

そのことで、出口地区の皆さんの不信、不満は、そう簡単にこれはおさまりそうでないというのが私の正直な感想でございました。県、市は現在のところ、いかなる対処をされているのか、伺います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

この佐賀線跡地の道路整備は、県道柳川筑後線として三橋町の中山校区から西へ整備を進めてまいり、平成21年に有明海沿岸道路に接道いたしました。

これから西への矢ヶ部校区の整備につきましては、平成21年6月に矢ヶ部校区の全区長8名に事業の説明をいたしております。その後、測量設計を実施いたしまして、平成23年11月に、直接、工事で御迷惑をかける南矢ヶ部行政区の関係者の皆様に説明会を開催し、工事を着手いたしておるところでございます。

出口部分につきましては、平成24年7月に、関係する紺屋町、橋本の区長さんに佐賀線跡地を県道久留米柳川線にタッチするルート計画を説明し、ボーリング調査に入ったところでございます。その後、出口地区の方から地元説明会をするようにとの申し出があり、平成24年9月に橋本公民館で事業計画を説明いたしたところでございます。

実際には工事に入る前に説明会を行うわけでございますけれども、調査の段階でございましたので、区長様だけにしか説明を行っていないという状況でございました。今後も関係機関と協議を重ねまして、地元への説明会を開催し、一日も早い供用開始に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今おっしゃったように、ボタンのかけ違いは、出口部分ではまだ地質調査の段階やったから区長さんだけしか説明していなかったと。そこがやっぱり出口部分の地元住民が、自分たちは聞いていなかったという不満があると思うですよ。

問題は、YOU・遊の森公園からその西のほうですね、枝光の皆さんも、早くこちらのほうが解決しないことには、自分たちのほうの道路も早く推進をしていただきたいと願っておりますから、そう私は簡単にはいかないと思いますけど、やっぱり出口部分の皆さんたちと早く話をしてですね、そういう努力をしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども答弁いたしました、今後とも関係機関であります福岡県と協議を重ねまして、地元への説明会を開催して、一日も早い供用開始に向けて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

もう本当に大変だと思いますよ。それはお互い、やっぱりいさかいがあっての解決、いろんな苦難の道があると思いますけれども、よろしく願いをいたしまして、この問題を閉じたいと思います。

次に、空き家バンク制度の成果はについてお伺いをいたします。

これは先ほど立花純議員が質問をした関係で、幾らかかぶる面もあると思いますが、その辺は御容赦のほどをお願いいたします。

まず最初に、福岡市の中心部である天神からわずか45分の柳川市をキャッチフレーズに、柳川市への定住促進と地域の活性化を図ることを目的に、この空き家などの賃貸や売却を希望する所有者に物件登録してもらい、始められたこの空き家バンク制度であります、24年の登録者数はどうなっていますか、お尋ねをいたします。

企画課長（椋島謙治君）

空き家バンクの登録者数ということでございます。

お尋ねは24年度ということでございますが、25年度の集計が終わりましたので、そちらのほうの数字でお答えをさせていただきたいと思います。

25年度末現在で、空き家につきましては15件、空き地につきましては20件、合わせまして35件の物件を登録いただいております。また、この空き家バンク制度の利用希望者として、市内外から53名の方に登録をいただいております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

家のほうが15件、土地のほうが20件、そして人数にして53名と。地域別には、大体、東西南北ぐらい分けてやったら わからんならいいですが、どうでしょう。例えば、蒲池地区がどれだけ、両開地区が幾らとか、あるいは旧柳川市はどのくらい、旧大和町はどのくらい、旧三橋町はどれくらいという、これの具体的な数がわかれば教えてください。

企画課長（椋島謙治君）

この物件の所在地の分類だと思いますけど、分類はできてはおりますけれども、ちょっと今、資料を持ってきておりませんので、申しわけありませんが、御報告できません。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。別にそれは通告していなかったからですね。申しわけありません。

確かに空き家が多くなっていることは、先ほどの立花純議員のあれでもわかっていることではありますが、また、空き家を解体されて更地となったところも、近年、多く見られるようになりました。どちらも何となくわびしいものであります。

柳川市の空き家について把握してあるか、お尋ねします。大まかな数でも結構ですから、よろしく願いいたします。

企画課長（椋島謙治君）

空き家、空き地の件数ということでございます。

先ほど立花議員にお答えしました住宅・土地統計調査の報告と重なりますが、報告をさせていただきます。

なお、この統計調査が5年に一回ということで、平成25年度に実施しておりますけど、まだ速報値がございませんので、20年度の数字で報告をさせていただきます。

柳川市内の住宅総数は2万5,950戸となっております。そのうち空き家が2,440戸。この空き家の中には賃貸用住宅が960戸、別荘等の2次住宅が30戸、売却用の住宅が60戸ございますので、これを差し引きますと1,390戸、これが俗に言う空き家という数字になるかと思えます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

再確認をいたしますと、空き家が2,440戸ありますよと。そして、その中には、例えば営業用のマンションとか、アパートとかもありますから、差し引きをいたしますと1,390戸が柳川市全体の空き家ですよということですよとございますかね。

企画課長（椋島謙治君）

そのとおりでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、1,390戸の純粹の空き家が柳川市にはありますよということでございます。

この空き家は不良のたまり場となって、学生の喫煙場所となったり、シンナーの吸引場所

となって、防犯上もいいことはありません。空き家バンク制度は、私は理にかなった大変によい制度であると思います。市民への教宣不足の解消にも力を入れてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

お答えします。

平成24年度の空き家バンク制度開始から丸2年が経過しております。その間、空き家で9件、空き地が1件、計10件の契約が成立しております。

しかしながら、先ほど言いました数字からしますと、空き家の利活用という観点で考えた場合、まだ十分な成果があるというふうには言えないと思っております。

今後はまた、市報等を通じて市民への周知を図りながら、活用可能な空き地を掘り起こして、魅力ある物件情報の提供に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

市長に伺いますが、ちょっと僭越でございますが、この柳川市も含めまして近隣ではどこも人口は減っております。ところが、この辺で1カ所ふえたところがありますが、どこか御存じでございますでしょうか。この四、五年の間に人口がふえている市町村。

市長（金子健次君）

30代、40代の人口の問題で、女性の人口の問題で、大木町と筑後市が載っていなかったんですね。筑後市におきましては若干微増という形、横ばい状態になっているような感じでございます。

それで、中村市長に、どうやってそういうふうになっているかということで、いつもお聞きしとるんですけど、大木町と筑後市についてはそういう形になっているかと思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。本当に筑後市と大木町がふえとります。

大木町を例にとりますと、4年前の平成22年3月31日は1万4,546人でした。そして、4年後のこし3月31日には1人ふえて、4年間のうち1万4,547名ということで、外国人がその中に68人の登録があるということでありました。

いろいろ大木町の中身を聞いてみますと、非常に若い者が住みやすいようにしてある。それは何かといいますと、やっぱりいろんな問題で、金の援助とか、あるいは子供を育てるための援助とか、そういうのをしているようでございます。

したがって、市長としても、大木町、今言いましたように筑後市の市長さん、町長さんからいろいろ話を聞かれてあるというお答えがありまして、いいことだろうと思います。せっかく2年前につくられた空き家バンク制度で、ところが、やっぱり市民の方でまだ知らない

人が非常に多いような気がするし、あるいはまた、もう住んである方がかなり高齢のために、せっかくチラシなんか市役所から来とるけれども、もう読みもせんとか、そういうところで知らない方が非常に多いわけです。したがって、いろんな老人会の集まりとか、婦人会の集まりとか、そういうのを利用されまして、柳川市でこういうふうな制度を今しとるがということで、教宣を広げてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

空き家バンクの制度の周知が足りないんじゃないかということだと思います。

この点については、今チラシ等もつくりまして配布はしておりますけど、柳川地区の不動産協業会というところもございますので、そういったところとも連携してPRのほうをしていきたいというふうに考えております。もちろん、市報等でも随時紹介をしていきたいというふうに思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

市が持ってあります空き家バンク制度に、封筒に入れまして今やられておりますが、その中に不動産業者とのつながりは、そこまでは私たちはやりませんよというのが書いてあるわけですね。その辺、これが一つのネックになっているんじゃないかというような気が私はいたしました。やっぱり不動産業者は、ぴしゃっとした免許を持ってある方、信用されてある方がされてありますから、そういう不動産業者と一緒にあってそういう制度に入っていくって、私はいいのではなからうかと思いますが、どうでしょうかね。

企画課長（椋島謙治君）

この空き家バンクに登録されました物件については、借り主の希望に応じて不動産業者等を仲介しまして、そちらのほうで話をさせている部分が大半でございますので、その点は言われたとおりやっておりますでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

せっかくつくられたいい制度でありますから、市民に一つでも密着できるように努力をしてもらいたいと思います。

2番目の項はこれで終わります。

次に、有明海ノリの不良・不作について伺います。

ここ10年で最悪だった有明ノリの不良・不作、今期 去年の秋からことしの春の生産量と生産額はどうなっていますか、お尋ねをいたします。

水産振興課長（中村正光君）

矢ヶ部議員の有明海ノリの不漁についての御質問にお答えいたします。

柳川市の平成25年度産ノリの生産量は8億6,442万枚、生産金額が8,524,950千円となって

います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、報告を受けたのは平年の何%に当たりますか。

水産振興課長（中村正光君）

直近5カ年の平均に比べますと、生産量、生産額ともに82%となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、約2割減であったということになるかと思えます。

プランクトンが異常に増殖をし赤潮が発生し、海水中の栄養塩を食べ尽くしてノリが栄養不足になり色落ちの被害が出た。プランクトンを食べる二枚貝は少なくなっていますが、かてて加えて、ノリ乾燥機や漁船に多額の燃料代が要りますと。このままではどうなるか不安であると漁民の方は嘆かれています。もっと私は目に見える対策が必要であると思えますが、どうでしょうか。題目だけの対策じゃなくて、それでは何の解決にもならないと思えますが、どうでしょうか。

水産振興課長（中村正光君）

有明海ノリの不漁対策についてお答えいたします。

平成25年度産の養殖ノリは、生産量、生産額を平年と比較しますと約18%の減収となっております。その原因につきましては、ノリ養殖そのものが、天候の影響や河川からの栄養供給など有明海の海況に大きく左右されるものでありまして、平成25年度漁期は、記録的な夏の猛暑や8月の大雨など気象の面で不安を抱えながらの漁期となりました。

そのような中で、有明海地区での冷凍網生産は1月中旬までは順調に行われました。しかし、1月下旬からの植物性プランクトンの増殖によって栄養塩が減少したためノリの色落ちが発生し、色落ちは漁期収量間近の3月下旬まで長期間継続しました。25年度産の生産結果は、冷凍網生産が落ち込んだため平年を下回る生産となりました。

有明海ノリ不作等の問題解決に当たっては、福岡県、福岡有明漁連、関係4市 関係4市というのは大牟田、大川、柳川、みやま市と協議を行い、国や県へ強く要請をしていきたいと考えております。

また、ノリの不作期の対策として、ノリ漁家の方は全て特定養殖ノリ共済の保険に加入されております。その給付条件でございますが、平年作の8割に満たなかった場合、保険で減収分を補填されることになっております。平成12年のノリ不作以降の対策として、ほとんどのノリ漁家の方はこのノリ共済の保険に加入され、今年度につきましては共済から給付されているようです。さらに、燃油価格の高騰による影響を緩和するため、漁業者と国の資金拠出により補填金を交付するセーフティネット事業を行っています。

市といたしましても、漁業団地の整備や協業化の推進により、生産コストの削減や品質の均一化による単価の向上を図るなど、経営の安定化のために対する支援を行っているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

今言われましたが、81.9%、つまり18.1%の減でありましたと。とれ高は81.9%ですが、保険は8割を満たない場合は出ませんが、これは8割に満たないわけですね。18.1%ですが、それでも保険は出ましたと解釈していいですか。そうでしょう。18.1%減やったならね。どうですか。

水産振興課長（中村正光君）

柳川市の全体の平均が20%減と、18.1%減とかいう話をしておりますけれども、共済の種類としては、各漁家の個人契約でございますので、各個人さんの漁家の水揚げ量、それが8割に満たなかった、そういったときに共済から賄われると。さらに、20%はプラス共済としてさらに任意保険にかたっただいておりますので、100%共済から補填されるということでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

それでつまり、幸いにしてと言っていいのか、不幸中の幸いということで、そうやったけれども、保険から、満たしてもらったから、今までの補償は自分の手元に来たと思っていいですかね はい、ありがとうございました。

そこで、その販売額は去年よりも18.1%減であったと。平成以降でこれはワーストツーやったということではありますが、近年、最悪と言われた2000年度の販売枚数と総販売額を教えてください。

水産振興課長（中村正光君）

平成12年度の総販売数量は5億7,847万6,300枚、総販売額は5,714,380千円です。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。来年こそは ことしの秋になりますが、ノリが少しでも多くとれることを願って、この問題を閉じたいと思います。

次に、土曜授業の導入について伺います。

福岡県教育委員会は、小学校6年生と中学校3年生を対象とする全国学力テストの成績が悪かと、低迷しとるけん、基礎学力の向上を図る狙いで、この土曜授業の導入を決めたと発表されております。

そこで、小学校6年生と中学校3年生の学力テストの結果を、全国、県、本市がどうなっているのか、また、ことしあったのはまだ結果は出ていないと思いますから、去年度のがありましたら、その報告をお願いいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

全国学力実態調査の結果についてですけれども、議員御案内のとおり、ことしも4月22日に実施をしておりますけれども、まだ結果は出ておりません。

それで、昨年度の結果についてお答えさせていただきますと、福岡県は全国平均との比較で、小学校6年生で国語Bは下回っておりますが、それ以外は全国平均をわずかに上回っております。中学校3年生は、全てで全国平均を下回っております。

柳川市につきましては、小学校6年生は県同様、国語Bを除いて全国平均を上回っており、良好でございます。中学校3年生につきましては、全てで全国平均を下回っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

全国平均を下回ると、その点数といいますかね、それはうんと下回っておるのか、わずかに下回っておるのか。もう点数やなくて、それで結構ですが、どうでしょう、中学校3年生の場合。

学校教育課長（松藤敏彦君）

「うんと」と「わずか」という表現が妥当かどうかわかりませんが……（「心配するほどか、心配するほどでないのか」と呼ぶ者あり）

5点というのが目安になっておりますので、5点前後のところでは推移をしているところがございます。それよりも、わずかなところもございますけれども、教科でいろいろでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

その中学校で、今6つあるですかね、柳川市内で。極端にいいところと悪かところがあるのか、大体6校ともあんまり変わらんか、どうでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

極端に柳川市の中学校の中で差があるわけではございません。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

各学校で、この土曜授業というのは月2回を上限に、原則半日の土曜授業が行われておるようになっておりますが、柳川市は今年度どのように半日授業を実施されるように計画をされておりましたでしょうか、お願いいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

本市では、昨年12月に全小・中学校で年間3日以上実施をするという基本方針を決定いたしました。そのことを受けまして、各学校で計画を立てていただき、本年度は全小・中学校

で年間3日実施をするということになっています。

15番（矢ヶ部広巳君）

同じように、もうどこでも毎学期一遍ずつするということですね、年3回なら。でしょう。

学校教育課長（松藤敏彦君）

年3日でございますので、学期に必ず1回ではなくて、年間に3日でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

わかりました。ありがとうございました。

県教育委員会が最初申したのは、外部講師を招いて土曜授業の実施をするということになったわけですが、外部講師には教員OBの先生とか、あるいは大学生を加えるということになっていましたが、柳川市ではその計画では外部講師を招いて土曜授業を実施する学校は何校ありますか、よかったら答弁をお願いいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほどお答えしました年3日の中で実施をする学校につきましては、1小学校と1中学校の2校でございます。それ以外に、ほとんどの小・中学校で夏季や冬季の休業期間中に補充のための授業を実施しますが、その中で外部講師を招く学校が、小学校が3校、中学校が6校実施をいたします。

15番（矢ヶ部広巳君）

当初のですね、県の教育委員会は一番口、冒頭言いましたように、基礎学力の向上を図る狙いで実施するというものでありましたが、そうなれば本来の筋を外れているような気がいたしますが、どうでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

議員がおっしゃられています、今回、福岡県が補助事業として実施をいたします土曜日の教育活動推進事業につきましては、体系的、系統的な教育プログラムを企画、実施できるコーディネーターや、多様な経験や技能を持つ外部人材を活用し、土曜日の教育支援体制などの構築を図るということを目的にしております。そのため、土曜授業及び土曜日の課外授業、土曜学習についても補助対象としております。

柳川市が実施をします年3日の教育課程内の土曜授業につきましては、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体の育成を目指し、課題解決に向けた各学校の教育課程の量的、質的管理の充実を図るためのものでございます。

今回、補正予算に福岡県の土曜日の教育活動推進事業についての本市の実施予算をお願いしております。内容のほとんどが、土曜日の課外授業として夏季や冬季の長期休業期間中に補充授業を実施する際の外部講師の謝礼でございます。補充授業の目的の多くが、基礎・基本の定着を図るためのものであると考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今言われたように、土曜授業は再復活の段階でありまして、手探りの状態であることは理解をいたします。

そこで、土曜授業実施に当たりまして、各校長先生への指導はどうされているのか。具体的にいえば、柳川市の教育委員会がこういうふうにしなさいとして指導されておるのか、あるいは各校長先生に全てを任されているのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

平成26年度実施の土曜授業につきましては、先ほども述べましたように確かな学力と豊かな人間性、健やかな体の育成を目指し、課題解決に向けた各学校の教育課程の量的、質的管理の充実を図るという目的や、教育課程内の授業として、全小・中学校で年3日以上実施するといったことを教育委員会で方針を決定し、各学校で授業内容を精査して実施するとしております。

26年度につきましては試行であり、各学校の成果と課題を集約し、検討、改善することといたしております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、せっかく土曜授業が再復活するわけでありますが、所期の目的を少しでも達成するように努力をしてもらいたいと思います。

この項は終わります。

最後になりますが、覚醒剤の危険性の学校教育はどうされていますかということでお尋ねをいたしますが、覚醒剤など違法薬物の乱用について、これまでの常識が通用しなくなっています。耳を疑うような立場の人、例えば、学校の校長先生とか、あるいは警察の巡査部長とか、そういう人々が覚醒剤の所持や使用の疑いで逮捕されているというのが実情であります。

学校の授業で覚醒剤の危険性について教えられていますか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

覚醒剤の危険性についての学校での教育についてのお尋ねでございますけれども、薬物乱用防止教育の中で、全小・中学校で薬剤師等の外部講師や、福岡県が作成をしておりますDVDを活用したりして毎年実施をいたしております。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

御存じのように、本年3月末までは、大都市ではアダルトショップで脱法ドラッグが販売されておりました。別に違法ではなかったわけですが、4月1日からは法律が改正をされまして、ハーブの所持や使用についても処罰対象となりました。

しかしながら、今ではインターネットを使って誰でも買えますから、宅配便を使えば怖い兄ちゃんの密売人と接触する必要もないために、たやすく手を出す人がふえていると言われております。

「覚醒剤は一回で人生が壊れる」と。覚醒剤を使った人の言葉であります。小学生の低学年は別といたしまして、高学年以上から中学生については、学校でハーブや覚醒剤の危険性を警察と協力をし合っけてきちんと教える社会教育が重要ではないかと思っておりますが、所見をお願いいたします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほども述べましたように、薬物乱用教育はこれまでも全小・中学校で実施し、覚醒剤を初め、大麻、アヘン系麻薬、コカイン、違法ドラッグ、シンナー等の危険性について学習しております。また、薬物乱用防止については、これまでも警察や青少年育成等の団体等でも取り組みが行われております。

警察との連携については、専門官の派遣等で連携を深めてまいりたいと考えております。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

大人も子供も全ての人が、この覚醒剤には絶対に手を出さないことを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（浦 博宣君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時 47 分 延会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成26年6月18日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	立 花 純	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	古 賀 澄 雄	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	浦 博 宣

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	石	橋	義	浩
教	育	黒	田	一	治
総	務	大	坪	正	明
会	計	武	藤	正	純
市	民	石	橋	眞	剛
保	健	高	崎	祐	二
建	設	野	田		彰
産	業	安	藤	和	彦
教	育	石	橋	正	次
消	防	橋	本	祐	二 郎
人	事	平	田	敬	介
総	務	白	谷	通	孝
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	木	下		隆
健	康	樽	見	孝	則
福	祉	原		忠	昭
学	校	松	藤	敏	彦
生	涯	松	尾		強
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	松	永	泰	治
子	育	大	石	涼	子
廃	棄	乗	富	祐	治

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池
									末
									勇
									人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	10 番 高田 千壽輝	1．文化会館について (1) 外部委員会には市有地に限定されたのか (2) 市民グラウンドに決められた理由 (3) 大和町の区長会に説明されたのか 2．コミセンの設備について (1) 避難所としての機能は十分か (2) 準備委員会からの要望は 3．水路整備について (1) 農振地区と外との整備比率は	市長 教育長 市長
2	23 番 梅崎 和 弘	1．就学援助制度の実態について (1) 生活保護基準引き下げによる影響は 2．子ども子育て支援制度の問題点は 3．市民要望について (1) 各教室にクーラー設置の方針は (2) 色ビンの分別と収集 (3) プラスチック容器の収集状態は	教育長 市長 教育長・市長

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（浦 博宣君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんおはようございます。10番高田千壽輝です。議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

質問に先立ちまして、アベノミクスは本当に効果があるのか、僕は疑問でなりません。4月以降、我が家のエンゲル係数は確実に高くなっています。皆さんの家庭ではどうでしょうか。

国の施策においてデフレ脱却を図っております。おかげで品物の価格は高くなっており、消費税も高くなりました。来年には消費税を10%にしようとする動きもあります。国は、本

当に国民の生活が豊かになったと思っているのでしょうか。私の周りの人に聞いても、誰も給料が上がったという人はいません。今回の議案でも条例の改正で、国民の負担は多くなるばかりです。国は、年間収入2,000千円から3,000千円の国民が何割を占めているのかわかっているのでしょうか。今の政権は支持率が高いことで本当に国民の生活を考えているのか疑問を感じるのは私だけでしょうか。特に、石油製品の高騰は本市の第1産業である農漁業には影響を与え、生産コスト高になります。その分、価格に反映すればいいのですが、本当に苦しい経営にならないことを期待し、昨年不作だったノリ養殖の今期の豊作を願うものです。

今回の質問は、仮称文化会館について、コミセンについて、水路整備の3点です。質問においては、自席より一問一答で行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

10番（高田千壽輝君）続

文化会館の建設に当たって、多くの議員から質問されております。私も別の角度から再度質問しようと思いましたが、私もぱっとしませんので、なかなか別の角度が見つからず、通告どおりの質問をしようと思えますけど、課長、もう通告している質問で、再三4人の議員が質問されておりますので、答弁は同じでしょうか。

企画課長（椋島謙治君）

昨日、市長等もお答えしたとおりでございますので、同じでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

では、もう同じ質問して同じ答弁をしても時間の無駄としますので、最初にしておりました小さい1番と2番については省略したいと思います。3番のほうに行きます。

市長は25年の市長選挙前に、ピアス跡地の文化会館を建てると言われておりましたのを聞いて、大和町の区長を初め、大和町の町民は期待しておりました。ピアス跡地に建設できない理由を説明する必要はないか、お伺いいたします。

市長（金子健次君）

きのうの白谷議員の質問の中でもお答えいたしましたけど、当初、私自身も懸案事項でありましたピアスの問題については、総力を挙げたんですけども、やっぱり3年間かかりまして、24年3月に和解をすることができたということで、その後いろんな形での報道関係、また報道されましたけれども、ピアス跡地という構想を市民会館については思っていたわけで、そのことは大和町の地区の人たちについても喜んであったというふうな形で私は思っております。

きのう、白谷議員の中で、なぜ変わっていったかということについては、同じようになりますけれども、重ねて申し上げますけれども、その後、市長選挙等で請願も出ていましたし、市民の意見等も考えた場合に、やっぱり第三者機関の中で委ねていったほうがいいのかというこ

とで変更させていただきました。そういう意味では、その結論が出ましたので、そのことを尊重しながら執行部としても鋭意検討いたしまして、そういうことの場所の選定をしたところでもございます。

私自身も、大和町の区長会も先日総会がございまして、きょうは大和町の区長さんもおいででございますけれども、私自身は挨拶の中では、そういうことで議会のほうに市民グラウンドという形で場所を御提案いたしておりますということで、最終的に議会の了解がないとできませんという話はしております。その後、大和町だけでもなく、そのことについては非常に関心が高いので、議会の一定の結論が得られれば、どこどこにつくりますということを、ほかの区長さん、大和町以外の校区の区長さんについてもお話をし、また、市民にもお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、このほかに、現在使っているいろんな運動団体についても、決まればお話をし、代替案等々につきましてもお話をさせていただきたいという考え方を持っているところでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

私は、本来なら最初にその区長会のときに、ピアスを断念させるを得なかったという理由を区長会の総会のときに言うべきじゃなかったかと思うんですね。議会の了承を得ていないからとかいう問題じゃないんですよ。市長の言葉で大和町の皆さんは期待しているんですよ。そうでしょう。市長も一人の政治家ですよ。自分の言った言葉に対しては責任をとらなきゃいけないと思うんですよ。再度どうですか。

市長（金子健次君）

きのう白谷議員の中で熱い論戦がありましたけど、確かにその分については構想を持っていたということも事実でありますし、大和町の皆さんについては思っていたというふうに思います。ただ、私自身もその中でそれを決定したというふうに言っておりませんし、一つの構想の中では、有力な構想としては上げておいたということも事実でございますので、そのことについては、特に大和町のところのお話の挨拶の中にはそのことを加えて私はお話をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

4月28日、最初、全協で我々に諮られたとき、ピアス跡地はあくまでも工場を誘致したいためにその土地はとっておきたいとおっしゃったですね。そのことを最初に大和町の区長会にも言やいいじゃないですか。なぜ言われなかったんですか。

市長（金子健次君）

何回も繰り返すようでございますけれども、議会の決定がない限りは、そのことをあくま

でも決定した中のことはやぶさかでないという過去5年間の私のいろんな形での政治家としてのことについては、きちんと決まった上で発言をしたほうがいいということを私は申し上げたほうがいいということを今肝に銘じておりますので、なるべく答弁を慎重に発言したところでもございます。

10番（高田千壽輝君）

ならわかりました。このことは何回言っても無駄だと思います。

私は地元の人たちと多く語り、区長さんたちともいろんな面で語りをしております。その席で、もう市民文化会館に建つんなら市長は何も説明しとらんけんのち、高田議員さん、あなたは地元の代表として負託をいただいてこの席に立っておられますので、地元の意見としてあなたも強く、この市民文化会館に建設されることは反対してくださいとまで私は言われていますから、これは明言しますよ。私は反対しますよ。地元の代表としてここに立っている以上、地元の人たちが納得できませんということだったら反対せざるを得ませんからですね。別にピアス跡地に私は建設をしてくださいち、そこまではこだわりはないです。ただ、市長が議会の了承がないから説明できないとおっしゃられるんだったら、私はそういう答えしかできませんので。このことに関してはですね。

市長（金子健次君）

1つは、利便性の問題で、アクセスの問題だと思います。それで、443の今のバイパスがございませけれども、その延長については精力を費やして、その後できれば利便性が非常によくなるというふうに思っておりますので、先般、福岡県の県土整備事務所の所長にもその旨を、市民会館のところぴしゃっと横づけじゃございませけれども、つまり道路の路線が、都市計画道路がありましたけど、道路としての延長をお願いしたいと。そこについては柳川市負担がないような形で整備を早くお願いをしたいということで、それについては前向きに検討していきたいということで、これから上のほうにも諮っていくということでございましたので、同時にできるかどうかは別にいたしましても、その分はできるんじゃないかという構想を説明いたしましたし、そのことについては積極的に努力してみようということでございましたので、そのことについては確かにピアス跡地にできない、工業誘致というのは私言っておりませけれども、いろんな企業の誘致というお話はしておったというふうに思います。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

もうこのことについては、いろんな、私が何のかんの言っても市長も信念をころころ変えていただいはいけませんので、これで終わりますけど、ただ、きのう、白谷議員の質問において総務部長の答弁で、私は疑義を感じています。これは通告ではありませんけど、お聞きしますけど、きのう、白谷議員が駐車場が余りにも台数が少な過ぎるんじゃないかという

答弁をされておりました。そのとき、大坪部長、あなたは大ホールの使用率がそんなにないじゃないですか、だから、そんなに車は何十台、何百台もとまることはありませんよとかいう、そういう後ろ向きな答弁をされたんですよね。だったら、大ホールがそんなに利用度がなかったら、40億円もかけて新しく建設する必要があるんですかと私は言いたいですよ。その辺に関しては大坪部長どうですか。（「私が言います」と呼ぶ者あり）大坪部長に聞いていますよ。大坪部長が言った言葉ですよ。市長じゃないでしょうか。（「その考え方について、部長が言ったことについて私が答弁をいたしますということです。いいですか」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

それでは、両方から答弁いただきます。

総務部長（大坪正明君）

きのう、白谷議員の答弁として、しょっちゅう300台以上、駐車場が埋まるということはそうないんじゃないかというような発言をしたのは事実でございます。それはなぜかといいますと、その大ホールが使われないということじゃなくて、大ホールはもちろんたくさん使っていただくように私どもも今後つくるからには努力していきたいというふうに思っております。ただ、いろんな市民団体の、市民の文化団体のヒアリングを事前に行っておりますけれども、実際にそう多くの、必要とされるのが、例えば、500人ぐらいとか600人ぐらいとか、そういう集客の内容が多いと。必ずしも1,000人とか1,000人を超えるような、そういう音楽のコンサートとかイベントとか、そういうふうなのは市内の各団体が実施するものとしては余りないと。市民文化会館で独自の催しとしていろんなことをやると思いますが、それ以外で市民の方がいろんなサークルなり団体なりされる場合には、それほどの集客は実際はないと。

そういうことで、大ホールをつくる際も、今の市民会館のように一面にするんじゃないで、2層といいますか、2階にして、例えば、1階が600人か700人ぐらいと。2階の部分がその残りの分をするというような形で、お客さんが少ないようなイベントの場合には、1階だけを使うというような形での使い方というのでもできるようにしたいというふうに考えております。そのことによって、非常に市民の方も使いやすい、そして少ないお客さんでもある程度満席になるような形での使い方というのをしたいというふうに考えております。

そういうふうな意味で、必ずしも大ホールを使うから満杯になって1,000人来られるから500台必要だということにはならないんじゃないかというような意味で申し上げましたので、必ずしもマックスの500台というのが敷地内に必要ないんじゃないかと。ほかにも物産公園とか、少し離れておりますけれども、そういった場所を活用することで非常にお客さんが多い場合もできるようにしたいというふうな意味で申し上げましたので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

市長（金子健次君）

機会を与えていただきましてありがとうございます。回答については同じような内容でございますけど、1つは、決定をされれば市民会館の構想についてお話をしなければなりませんけど、全体的には1,000名収容というふうに考えておりまして、私自身も、特に市民の意見というのは、音楽等いろんな形でやりたいということでございますので、2層を設けたほうがいいと、2階建てをしたほうがいいんじゃないかという考え方を持っているわけでございます。

もう1つは、もう1カ所、サザンクスのような形で別に中ホール、小ホールをつくるという考え方はございません。特に私自身は、水の郷が近場でございますので、そういうことはその分を使うという形で色分けしたほうがいいんじゃないかと。公共施設も幾つもの必要はないと。コンパクトにですね、そこはつくる必要ないというふうに、担当者にそういう構想は外してくれというふうにお話をいたしているところでもございます。

きのう、300台につきましては、私自身は柳川市民の皆さんに協力をお願いしたいというふうに思っております。元気のある人は、この駐車場をお願いしたいと、そういうことで通知、いろんなお知らせをするについては、高齢者とかいろんな弱者については近場についてと、そういうことをお知らせしながら、市民が納得できるような、そういう構想の中で市民会館をつくり上げていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

本来なら部長の次に市長にも質問したかったんですね。市長もきのう、白谷議員の答弁の中に、大ホールは七、八割ぐらいしか、6割から7割ぐらいしか埋まらないだろうという言葉が発せられていますよね。本来、私はその辺でまた質問をしたかったんですけど、先に答弁を言われて、もう言いようないけど、でもやっぱり執行部の皆さんが何か後ろ向きな発言なんです。せっかく40億円も出して建設するんだったら、柳川市民だけじゃなく、よその人たちも利用するように利便性を考えて、本当に毎日が大ホールが満杯になるようなイベントを行うようなことをするのが本当じゃないですか。

市長（金子健次君）

高田議員と同じような考え方でございまして、そういう400とか500ぐらいの規模もそこを利用したいという考え方でございましたので、音楽ができるようないろんな施設を施していきたいという考えの中で、そういう1,000人の、700とか800とかいうときもあると思います。私はフルに活用できるように、常に埋まるように、そしてアクセスも道路の今整備を申し上げましたように、市外からもたくさんの方が柳川市の文化会館に訪れるような形を、今のよう状態じゃなくて、たくさんの方が訪れるような形をとりたいと。その文化会館の名称にいたしましても公募していきたいというふうに考えておるところでございます。

高田議員と同じように、いっぱい詰まるように、私自身もコミセンについてももっともっと、ほかの三橋、大和についてもぎっしり埋まるような形で、先日、熊井議員が言われたような形の、やっぱりいろんな形で使ってもらいたいなというふうに思っておりますので、施設をつくったけれども使っていないということになれば非常に残念なことであると思っておりますので、使うための努力を私は惜しまないつもりです。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

私も二十数年前、学校の講師をしていたときに高文連の音楽祭とかに参加したこともあります。そのときはちょうど石橋文化センターを利用していました。そのときに、高文連の音楽祭では吹奏楽の人たちが演奏に来るわけですよ。そのときは、大型トラック、どんどん道具、楽器類を搬送するんですよ。だから、大型トラックが搬送口に横づけできないと、吹奏楽とか、そういう人たちのイベントができないんですよ。

本当に今、グラウンド、そういうことも誘致するというのを考えて、そういうことでも利用していきたいくて、本当にその文化会館でそういう大型トラックが入ってきて搬送口に横づけできるような、そういうことができるんか、そういう広大な土地があるんかというのが1つは疑問がありまして、私はもっと広い土地のほう、ごちゃごちゃしたところじゃなくて、もう少し車の搬入が簡単にどんどん、大型トラックも出入り口で離合できるようなところが必要じゃないかということももう少し、この市民グラウンドに市長はもうかなりの気持ち傾いているみたいですけど、本当にそういうことまで考えると、確かにアドバイザー会議の人たちもそういう利用方法もあるんじゃないかというような提言もされていますよね。私、実際読んだらそういうことも、そういうイベントの内容に音楽祭とかコンサート、そういうことに利用したらいいんじゃないかとかいうような提言もされています。その件に関して、本当にその市民グラウンドに文化会館を建てて、できるとお思いですか。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

いろんな小道具、大道具という形の大型トラックが入ってきます。そこを入れるときの搬送の経路、また入庫するところの場所等についてもいろんな形で検討をいたしているところでもございます。

私自身は、やっぱり大きな館というよりも、1つは文化の香りがするという柳川の、そのことについては音楽も聞けるような形は、ぜひ、今の市民会館の場合は特に席が、高田議員と私も同じですけど、太っているとこういうふうな形でずっと2時間も辛抱せんといかんという形で、先日、森さんという方がおいでのとき私聞きよったんですけど、前の方の久留米から来ている子供たちと一緒に、ちょっとここ狭いね、椅子が狭いねとか古いねとか言っておられて、済みません、私、柳川市長でございますけどというて、もうすぐつくりかえます

からというお話をしたことがありますけど、実際、椅子をゆったりした椅子で、私は固定椅子をつくりたいというふうに考えておりました、そういうトラックの入ってくる大型の小道具についてもできるような形はスペースをきちんと配置図の中に考えていきたいというふうに考えております。

私自身もいろんな形で、今回、質問をたくさん議員のほうから出していただきましたけれども、ベスト、一番場所的に、もう最後のベストだということとは思っていないんですけれども、ただ、時間的な分と、平成31年の合併特例債をうまく活用できる期限の問題、それと費用の問題、確かにその分は新たに土地を求めるとするならば、農地転用、農業振興地域の変更からしなければならない。時間的な分はもう非常に難しいということ、地代が、財政的な負担が非常に大きくなっていくということではないかと思っ、最終的にはあそこの場所を議会のほうに御提案をいたしたものでございます。

高田議員としては、地元のこともありますし、反対という形もあると思っておりますけれども、何名かの方が反対だけのことで質問されましたけれども、私は、それはそれとして、そういう意見として承っておかなければならないと同時に、議会のほうに御提案をしておりますので、議長が最終的に取りまとめいただきたいというふうに私は思っています。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

大変、きのうの白谷議員も、過去に禍根を残すような建設にならないようにお願いしますという要望もありまして、私もそれは大変、簡単に建てかえます、ああ、今度も場所でけんやったけん、すぐ建てかえるばんもじゃできませんので、なるべく計画に当たっては慎重に審議をしていただきまして、ああよかったち、建て直してよかったと言われるような文化会館を建てていただきたいと思っております。

市長（金子健次君）

最終的には、質問のあと1人、梅崎議員だけですけれども、最終的にはやっぱり議員の全員協議会の中でもう一回、議会の議員の意見を聞きながら、考え方についてはですね。市会議員というのは、やっぱり24名いらっしゃいますけれども、それぞれの地区の代表でもあるし、全体の柳川市民の代表でもございますので、いろんな考え方はお持ちだと思います。この一般質問の中には、賛成意見としては出してやっている方は少なかったんですけれども、いろんな形で伊藤議員なんかは土地についてはいろんな形で協力してもいいよというお話もございますので、そういう面でのいろんな意見をお持ちだということに思っておりますので、ぜひ全員協議会の中で聞かせてもらいたいなというふうに思っているところでございます。

高田議員は反対だということは、私は今、高田議員、緒方議員は反対ということを表明されましたけれども、そういうことでいろんな、賛成の方もたくさんいらっしゃるというふうに私は思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

そうですね、それはもう過去の、人間10人いれば10人の考えがあるということで、それはもう仕方ありません。

この質問は、もうこれ以上言っても、またかけ合いになる可能性もありますので、私の要望としては、過去に禍根を残さないような施設をつくっていただきたいと思っております。

もう次の質問のほうに移らせていただきます。

次の質問ですが、市長は行政報告の中で、開所したコミュニティセンターをこれからの災害時における第1避難所としての役割を果たすとおっしゃいました。

質問ですが、今現在のコミセンで避難所として利用する場合、今の設備や備品で十分かと思われませんが、その点についてお伺いいたします。

生涯学習課長（松尾 強君）

現在、整備中のコミュニティセンターにつきましては、地域コミュニティ活動の拠点施設、生涯活動の拠点施設、自主避難所施設としての間取りや機能などを地元と協議し、建設、改修したところであります。また、このコミュニティセンターは、防災用マップにおきまして住民の皆さんが自主的に避難する第1次避難所となっております。コミュニティセンターの避難所としての機能は十分であるかという議員のお尋ねでございますが、現在のコミュニティセンターは台風災害時などに自主的に避難することを想定しており、第1次避難所としての機能は備えていると考えているところです。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

これは課長も御存じのように、地元の建設委員会で再三私も一緒に提言しておりましたが、2年前の大水害のとき、今の中島の漁村センター、コミュニティセンターのまた名称も変わっておりますけど、来るまでの道路は全部冠水していた。今度、改修で少しは地を上げていただきました。でも、来るまでに道路が冠水してそこまで行けないじゃないですか。そういうことも建設委員会で皆さんおっしゃったでしょうが。その対応のとき、道路は建設委員会と協議しなければいけませんとか、その場の逃げ。第1次避難所としての役割は果たせますか。はい、どうぞ。

教育部長（石橋正次君）

中島地区におかれましては、高田議員、先ほど申されましたように、平成21年7月24日のときの集中豪雨、通称ゲリラ豪雨と申しますけれども、このときにも20戸の床下浸水がありましたし、また、平成24年7月14日の九州北部豪雨のときも57戸の床上浸水が発生するなど、非常に災害については甚大な被害を受けたところであるということは承知をしているところでございます。

それで、先ほど申し上げられました道路のかさ上げ、これにつきましては、建設委員会の中でも、最初から申し上げられましたように、御要望があっておりまして、実際、現場を見て、どこをどう上げようかといった議論についても何度かお話し合いをさせていただいたところでございます。

しかしながら、どの道をどれぐらい上げるとかというふうなのが非常にこちらのほうで判断をしづらいという部分もございますので、一度周辺を十分に調査をさせていただいて、そして、どこをどう上げたほうが一番効果的なのかとか、ここを上げた場合は、この家のほうに迷惑をかけるとか、そういったいろんな場面が想定をされますので、これについては1回十分に調査させていただきたいということで話し合いの中ではそういったことで1次調査をさせていただくということで終わっているということでございまして、その後、ほったらかしにしているということでございませぬので、今後、十分に建設準備委員会の皆様と協議をして、実現に向けて努力したいというふうな考えは十分に持っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

10番（高田千壽輝君）

私も、ちょっとたまたま、今度新しく建った大和町のコミセンの施設を見に行きました。新しく建ったところはきれいに網戸もついておりました。これは停電のときも涼しくていいなとか思っていました。私も中島を見ると、網戸が一切ついておらず、和室も大変狭いです。この間の、2年前の大水害のときは中島小学校に約200名近くの方が避難されております。そのときは、なかなか皆さん、本当にお年寄りの人たちが来て、かたい床に一晩寝るのはつらいと、そういう言葉もしっかり言われました。急遽、毛布を用意してもらって、毛布を下に敷いて、上に1枚かけんですかということもしていました。今度の避難所を見ますと、ほとんどフロア、かたいですよ。畳の部屋は中島のでは8畳あるかないかぐらい。そのときに一晩そういう床にじかに座らせたり、寝せたりすること、しようと考えておられますか。本来ならマットとかそういうものを用意しておくのが必要じゃないんでしょうか。その辺に対してはどうでしょうか。

教育部長（石橋正次君）

議員言われるように、今後、第1次避難所としての機能ということでございますけれども、コミセンの機能については、そういった部分ではいろいろな機能については高めていきたいというふうに思っているところでございます。

先ほどいろんな備品のことでも要望ございましたけれども、網戸の設置についても所管課のほうで地元からの要望を受けているので、これについては対応するような方向で努力をしていきたいということで御返事をさせていただきたいと思っております。

それから、コミセンにつきましては、床がかたいという部分で、毛布とかということでございました。確かに、2年前の災害のときには、大和の体育館のほうにたくさんの皆さんが避

難をされた。それから、私は三橋庁舎のほうにありましたけれども、当初600人程度避難されて、実際に宿泊されたのが300人以上の方が三橋庁舎のほうに宿泊をされました。それで、かたいということで非常にそういった部分もあるかと思えます。

それで、この分についてはちょっと安全安心課の分もあるかもしれませんが、避難所としての機能としては、やはり必要最低限度の準備はさせていただきたいと思っております。しかしながら、皆さんの毛布をこれまで準備をしていると、今から準備をすると、そのことについては非常に難しい部分もあるわけでございます。それで、防災マップの中でも皆さんのほうに、今度配った防災の中にもあるように、これは必要、定番持ち出し品ですよということで書いておりますけれども、例えば、毛布とか、座布団とか、あと必要最小限の食料とか、食べ物とか、そういった分はぜひ避難される際に持ってきていただきたいという部分は啓発をしていきたいというふうに安全安心課のほうからも話の中でもっておりますけれども、そういった部分ではぜひ市民の皆さんにも御協力をお願いしたい。我々も最低限のそういった部分については準備をしていきたいというふうには考えておりますけれども、そういった形で御協力をいただきながら、第1次避難所としての機能を果たさせていただければと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

10番（高田千壽輝君）

今から準備しますとかいうばってんですね、実際、開所したときに準備して、開所するときに準備をしてから開所するのが本来の姿ですよ。開所してから後からつけ足すみたいに備品をそろえますよというような開所の方法は、本来の開所と言えますか。早急に箱だけつくって、はい、開所しましたという、今回そういうのが目立ち過ぎますよ。後からほとんど備品はそろえてください、予算はありますからそっちで必要なものは買ってくださいというような、そういう方式でしょうか。本当に困っている人たちはいっぱいいますよ。特に私、市長も知っておりますように、開所式のと、私も祝辞の中で、この箱だけつくって利用する人がいなければ何もなりません。宝の持ち腐れになります。だから、今後使える、どんどん使うようなことをしていかなければいけませんというような言葉を言いました。そのときに受けて、いろんな要望もこれからしていかなきゃいけませんということも言っております。

私、その後、ある方から聞いて、調理実習ばするごたったらんなかったち、だから、実際使えなかったから利用せんやっぱんちという言葉があったんですね。何でのち。今まで使って、私は今の、前の漁村センターの感覚です、前、使われよったやっかん、何でんあったやっかんち、何で使われんとかんち、皿一枚でんなかばんもち。何でのち。前、全部あつたやっかん、コップから全部ちて言ったら、そしてまた担当に聞いたら、処分しましたち。何で処分したですかて私は言いましたら、古かったけんですねち。何で古かったち。私の家が特殊かもしれませんが、私も実際、コップとか食器は30年以上使っているのが多い

ですよ。職員さんたちは二、三年で、古かけん食器どんどん買いかえられているんですか。その辺についてどうですか。

教育部長（石橋正次君）

そういった漁村センターにつきましては、大和、三橋のコミセンの改修の中では、ただ1つ、改修という形で実施をしたところでございます。それで、30年以上経過をしており、大規模改修を行ったところでありまして、それにあわせて机、椅子、音響設備などの備品についても全て新しいものに変えていくということで、古くなっているものについてはもう処分いたしまして、その中で新しいものに変えていこうというふうなことでございました。

それで、その食器類についても、非常に古くなっていたということで処分をして新しいものに変えていこうというふうな考えで処分をしたということでございます。その分については、十分に地元の方に御説明をすればよかったですけれども、そういった考え方で、そこにおられる管理人の方には確認したということで現場のほうでは言っておりますけれども、そういったことで、こちらで役員さん等にお話もせず処分したことについては申しわけないというふうに思っているところです。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

役員さんに何も言わなくて処分した。だったら補充するのが当然でしょう。補充もしないで今までほったらかしているじゃないですか。皆さんからそういう食器はどうなっていますかとか言われてですね。その辺に関してはどうですか。

教育部長（石橋正次君）

この辺については、高田議員のほうからも直接お話をいただいて、どういった分の食器類が必要ですかというお話はさせていただいた記憶がございます。それで、担当のほうにも早くしてくれということではありますので、おこなっていることについては申しわけございません、本当に。それで、早急にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

10番（高田千壽輝君）

私は、もともと処分する必要がなかったと思っております。私も実際、この改修において、それは机、椅子、きれいになっていました。机はとにかく古かったです。机はもう私が体重乗せたらストップがかからなくて、ぽんと倒れるような机がいっぱいありました。でも、椅子に関しては、別に取りかえんでもいいじゃないかちいうような椅子だったんですよ、漁村センターの椅子は。今回それも処分されて、全部きれいに新しくなっていました。確かに音響設備とかは悪くなって使えないのが多かったです。

私、本当に、この際だからと安易に買いかえりゃいいやないかちいう、柳川市の貴重な財産ですよ、財源ですよ。もう少し、ああ、これは使えるもん、幾ら年数がたっても使え

るもんとか使えないもんちはわかるはずですよ。十分使えるものと使えないもの、それを安易に改修しました、新しく全部買いますという方式は私は気に入らないと思うんですよね。その辺に関して。

教育部長（石橋正次君）

大和漁村センターの椅子と机につきましては、利用できるものについては再利用しております。それで、三橋体育センターのほうの机と椅子、あれはもう非常に古かったもので、利用できるものについては三橋体育センター、それから、要望があった幾つかの学校等についても利用できるものについては学校のほうで利用していただくようにしておりますので、その分はもう廃棄できるものと廃棄できないものはきちっと分けて再利用するようにしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

10番（高田千壽輝君）

これはもう私の苦言として聞いていただいていますけど、予算があるから勝手に使うんじゃないんですよね。私は食器も古くなっていたと言われますけどね、十分使えたんですよ、その前にですね。皆さんの家ではどうですか。そんなにちよくちよく変えるんですか、食器類は。変えないでしょう、実際。そういうのを処分するち、もったいないということを知らないんですか私は言いたいですよ。だから、もう少し、市のお金だから、自分の懐は関係ないんじゃないかと、少し真剣に、真剣味が足らないかなと私は思っていますけどね、その辺に対して市長どうですか。

市長（金子健次君）

1つは、三橋、大和のコミセンの中で11カ所設置をいたします。その中において、中島の漁村センターはリニューアルをいたしました。新しくつくってほしいという希望もありましたけど、ぜひリニューアルをお願いしたいということで、ほとんど床、内壁、外壁、天井まで含めて、特に私は担当に言ったのは、音響関係もきちんとやってくれということをお願いをいたしました。そういう意味では、恐らく担当については全て残りの10カ所については、椅子、新しい、新品ですね、新品を設置したことによると思います。そういうことを配慮しながら、せめてその備品についてはなるべく新しいものという考え方で中島の校区に対しては思いやりという形で私は予算を執行していったというふうに思っております。

今、部長が申しあげましたように、そのことについては地元の、いろんな形の建設委員会、準備委員会で協議が少し不足していたかなという感は否めないというふうに思います。これについてはどういたしますかと、これについては変えますけれども、これはどこどこ学校に使います、どこどこ公民館にこの椅子を使うんですよという説明が足らなかったというふうに私は思います。基本的には、担当のものは新しい施設でないもので、せめて備品ぐらいは新しいものに全部、10カ所が新しい施設になっておりますので、その分のことで配慮しながらやっていったというふうに思っております。

確かに、予算的にあるから使うんじゃないかと、そこは十分考えて、ただ、私は否めないのは、十分地元との協議がやっぱりなかったんじゃないかと、コンセンサスを得られなかったのは、それは高田議員としては地元の意見として今おっしゃっていると思いますけれども、そこんにきが不足していたかなというふうに思っております。御意見として十分私は拝聴させていただきます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

今後、いろんな施設が古くなって改修という面になっておりますけど、十分利用されるものは利用して、安易に買いかえるということはやめていただきたいということを私は申し付けたいと思います。

では、次の質問に行きます。

次の質問は水路整備に関してですけど、よく区長さんたちが水路整備を、護岸とかを要望しに行かれると。農業振興地域は補助金があり、しやすいですけど、用途地域は市の単独予算でなければいけないということで、なかなか難しいですねとか言われる。もう何年も待っていてもしてもらえないというお話をお聞きします。

そこで、過去3年間の水路の整備実績で農業振興地域と用途地域の水路整備の比率を教えてください。

水路課長（松永泰治君）

市が事業主体で行った平成23年度から25年度までの3カ年の工事延長ベースでは、平成23年度の農業振興地域での整備延長は約4.5キロメートル、また、用途地域での整備延長は0.5キロメートルの合計5キロメートルを整備しており、整備比率は農業振興地域が90%、用途地域が10%となっています。平成24年度の農業振興地域での整備延長は6.6キロメートル、また用途地域での整備延長は0.4キロメートルの合計7キロメートルを整備しており、整備比率は農業振興地域が94%、用途地域が6%となっています。平成25年度の農業振興地域での整備延長は7.1キロメートル、また、用途地域での整備延長は0.7キロメートルの合計7.8キロメートルを整備しており、整備比率は農業振興地域が91%、用途地域が9%となっています。3カ年を合計いたしますと、農業振興地域での整備延長は約18.2キロメートル、また用途地域での整備延長は1.6キロメートルの合計19.8キロメートルを整備しており、整備比率は農業振興地域92%、用途地域が8%となっています。市内の農業振興地域面積と用途地域面積比は9対1となっておりますので、おおむね面積比と合っているものと思っております。

10番（高田千壽輝君）

大体面積で比率すれば同じということですけど、要望件数も農業振興地域と用途地域で9対1だったらいいんですけど、その比率がどうなっているか、ちょっとまだこれは通告で質

問しておりませんのでいいですけど、まず、本来は、予算が一番いいからあればどんどん整備していただけたらと思いますけど、本当に厳しい財政状況の中でやりくりするのは大変と思いますが、水路整備の年間の予算金額を教えてくださいよろしいですか。

水路課長（松永泰治君）

水路整備の年間の予算額についてお答えします。

市が事業主体で行う予算は、クリーク管理費と農村環境整備事業費であります。この2つの合計の事業費の決算額を申し上げます。平成23年度の決算額2億2,017万3,000円、平成24年度の決算額2億6,853万5,000円、平成25年度は25年度決算見込み額2億6,690万1,000円と繰越明許費5,012万3,000円を合計しますと、3億1,702万4,000円となっております。

10番（高田千壽輝君）

柳川市は市道よりも水路のほうが距離的に長くて、市道はそれに対して国からの補助が、交付金の対象となりましたけど、水路ばかりはそういう交付金の対象にもならず、大変水路に対する予算は厳しいと思います。本当に大変だと、担当の方はいろんな要望がどんどん上がってきますから、それに応えるのは大変だと思いますけど、なるべく皆さんの要望に沿うようにしていただきたいと思います。

また、実際、水路整備の要望があった場合は、皆さん現地に行かれて、優先順位をつけられると思います。優先順位の判断はどうされているか、災害復旧はどうしても優先順位が優先されると思いますので、災害復旧以外でお答えを下さい。

水路課長（松永泰治君）

水路整備につきましては、行政区から毎年度、約200件から300件程度の要望書が提出されております。要望書が提出されたら、その都度、現地調査を行い、水路のり面の崩壊による危険性、それに伴う緊急性や幹線水路であるか等の重要性を総合的に勘案して水路整備を行っているところでございます。

10番（高田千壽輝君）

適切な判断で優先順位をつけられていると思います。今後も皆さんの要望に対して応えていただくことを私は願っておりますので、これでこの質問は終わらせていただきます。

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

23番、日本共産党梅崎です。

まず最初に、日本を戦争する国にしようという集団的自衛権が大詰めを迎えようとしております。今の日本政治は、戦争か平和かの歴史的な岐路に立っていると、こういうふうな見方もされております。私は将来、柳川の子供たち、そして、私のかわいい孫たち、子供たちが戦争に駆り出されるおそれがあるんじゃないかなということで、この集団的自衛権の行使については絶対反対の立場であります。

それでは、発言通告に従って行います。

まず1点目は、就学援助制度の実態についてであります。

入学、進級、進学と新たな学校生活を始めた子供たちも、もう2カ月余りが過ぎております。どの子も楽しく学んでほしい、これが保護者の願いであると思います。

消費税を初め、教育が重くのしかかっていると思いますけれども、このような中で、就学援助制度は、義務教育を受ける全ての子供たちが、お金のことで心配することなく、安心して楽しく学べる学校生活を保障するものであり、憲法や国際人権規約などに基づく制度であります。義務教育を無償で受ける権利を実現するに当たり、どの子でも国籍を問わず、条件が合えば対象となります。

具体的には、学用品や給食、修学旅行にかかる費用などを補助します。制度の運用は国としての統一した基準がなく、援助の内容や金額などを決めるのは市区町村に任されております。制度の対象は生活保護世帯と準要保護世帯であり、生活保護基準をもとに対象所得が決められておりますけれども、これも各自治体によって違っている、このように言われております。

そこで、1点目は、就学援助制度の対象者は何名くらいでしょうか。

問い2が、生活保護基準が昨年から3回にわたって引き下げられるのに対しまして、就学援助の所得基準も引き下げる自治体があるそうですけれども、本市の取り扱いはどうなっておりますか。

問い3、消費税増税に対応しまして、国の予算は増額されたのに対して、援助額を上げないところもある、このようにお聞きしておりますけれども、本市はどうなっておりますか。お尋ねいたします。

2点目は、子ども子育て支援制度の問題点であります。

平成24年8月、認定こども園制度の改善、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、いわゆる施設型給付と、小規模保育などへの給付、地域型保育給付を創設し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、2点目としまして、地域の子ども・子育て支援の充実、3点目としまして、保育の量的確保を図ることを目的とした子ども・子育て支援法などが成立し、公布されております。この3つの課題の解決に向け取り組みを進めるのが子

ども・子育て支援新制度であると、こういう説明が昨年の6月の全員協議会であっております。そこで、子ども・子育て支援法により、本市においても合議制の機関として、子ども・子育て会議が設置されております。

そこで、3点ほどお尋ねいたします。

1点目は、委員会の構成メンバーはどうなっているのか。

2点目が、委員会は今までに何回ぐらい開催され、どのようなことが検討されたのか、お尋ねいたします。

3点目が、この中に部会を置くことができるとありますけれども、これはどうなっておりますでしょうか。

3点目の市民要望についてですけれども、各教室にクーラーの設置の方針は。

これまで何名かの議員がこのことについて一般質問をされております。最近、近隣自治体においても、設置する方向で検討されている自治体が多くなっております。

そこで、先日、昭代青少年育成会議が行われました。「子供は昭代柳川の宝」というスローガンがあります。こういう中で、異常気象の問題、家庭環境の変化があり、クーラーの設置要望が多くなっております。このことにつきましては、近隣の実態、設置費用などについて、執行部の答弁がっております。市長より、平成27年、28年に導入したいという大変うれしい答弁がっております。ぜひお願いをいたします。

市民要望の2点目ですけれども、色瓶の分別と収集はどうなっているかということです。

ある女性の方の会合に参加しましたら、市民の皆さんが色別に瓶を分別しているけれども、せっかく分別した瓶が、業者が収集するときは色別に関係なくみんな一緒くたに収集されていると、こういうことをお聞きしましたので、こちら辺どうなっているのか、お尋ねいたします。

3点目が、プラスチック容器の収集状態です。これは、月どれくらいの量が収集されているのか、また、収集された容器はどのようになっているのか。

以上、第1回目の質問といたします。よろしく御答弁をお願いします。

学校教育課長（松藤敏彦君）

梅崎和弘議員の就学援助の支給対象者についての御質問でございますけれども、平成26年度分につきましては、5月末現在で要保護対象者が55人、準要保護対象者が679人となっております。

次に、生活保護基準の引き下げに伴います就学援助の所得基準の取り扱いについての御質問ですけれども、平成26年度の認定につきましては、生活保護基準の引き下げ前の平成25年4月現在の生活保護認定基準を準用しております。

また、消費税増税に伴う就学援助費の上乗せについての御質問でございますけれども、これにつきましては、平成26年度の要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助限度額単価が、消

費税増税に伴い増額をされました。本市につきましては、これまでも補助単価は国の単価に準じて支給をしておりましたので、国同様に単価の値上げをしております。

以上でございます。

子育て支援課長（大石涼子君）

議員御指摘のとおり、子ども・子育て支援法や、いわゆる認定こども園法などの子育て支援新制度に関する3本の法律が平成24年8月に制定されました。国におきましては、子育て支援の充実など新制度をいかに運用していくか、国の子ども・子育て会議等により議論がなされております。

本市におきましても、柳川市子ども・子育て会議条例に基づきまして、14名の委員から成る柳川市子ども・子育て会議を昨年8月に設置いたしました。

まず1点目の構成メンバーについてでございますが、子ども・子育て支援に関する事業関係などの各種団体からの推薦を受けて委嘱をしております。推薦いただいた団体を申し上げますと、市議会を初め、私立幼稚園協会、幼稚園保護者代表、保育協会、保育所保護者代表、学童保育所連絡協議会、子育て支援センター、子育てサークル、小学校長会、小中学校PTA連合会、民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員主任児童委員部会、社会福祉協議会でございます。

また、学識経験者として、九州大谷短期大学幼児教育学科教授にも委員になっていただいております。

次に、2点目、会議の開催実績でございますが、昨年8月26日の第1回会議以降、これまで4回の会議を開催しております。この子ども・子育て会議の主な目的は、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員の設定に当たっての意見具申、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての意見具申でございますが、そういった観点から、これまで4回の会議では、次のような審議をいただいております。

まず、1点目といたしまして、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施に当たって、こういった調査内容にするかということ審議いただきました。

なお、ニーズ調査終了後は、その結果について会議に報告しております。

2点目といたしましては、教育・保育の提供区域の設定について審議がなされ、3点目としまして、時間外保育や学童保育、地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について審議がなされ、これらについては、一定の方向性を出していただいております。

その他、結論には至っておりませんが、教育・保育の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても審議をお願いしているところでございます。

なお、これらの4回の会議のほか、子ども・子育て支援新制度の理解を深めるため、勉強会の開催もしていただいております。

3点目でございます。子ども・子育て会議に設置する部会についてでございますが、本年4月開催の第4回会議において、幼稚園協会及び保育協会の代表者などによる委員構成で、教育・保育提供体制検討部会が設置され、平成27年度以降の各年度における教育、保育の量の見込みと、その提供体制のあり方について検討されることになっております。

なお、第1回の部会は今月20日開催の予定となっております。

以上でございます。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

梅崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、瓶類の分類と収集について御説明を申し上げます。

現在、市では、「家庭ごみの出し方・分け方」というチラシを全家庭に配布をいたしております。そして、ごみの分別をお願いいたしております。

その中で、瓶類につきましては、各地区に配布していますかごごとに、一升瓶やビール瓶の生き瓶とその他の瓶に分けていただくようお願いをいたしております。そのような中で、多くの行政区では、住民の方による立ち番、それからまた、分別指導を実施していただいております。

行政区によっては、議員御指摘のとおり、生き瓶、色瓶、無色瓶のように、さらに細かく分別されているところもあるようでございます。分別された瓶類は、収集業者がかごごとにトラックに積み込みまして、両開地区の有明町にあります中間処理場まで運搬をいたしております。

トラックに積み込む際、かご数によりましては、2段に重ねて積み込みますので、重ねられないほど山積みになっている場合は別のかごに移すこともあります。このとき、色の違う瓶がまざってしまうことがあるかもしれません。

続きまして、プラスチック容器に関する質問にお答えをいたします。

まず、月どれくらいの量が収集されているかとの御質問でございますけれども、毎月およそ10トンぐらいでございます。

また、収集された容器はどのようになっているかとの御質問ですが、現在、市では、全地域月2回、第1と第3の日曜日にプラスチック製容器包装の収集を実施いたしております。収集したそれらのプラスチック製容器包装は、中間処理業者の保管場所まで運搬し、一時保管をいたしております。

次に、プラスチック製容器包装の処理方法について御説明をいたします。

中間処理業者に保管されていたプラスチック製容器包装は、県内のセメント工場に搬送され、セメントをつくる過程での補助燃料として焼却をされております。また、焼却されて出た灰につきましても、粘土の代替品として使用され、最終的にはセメントの一部となっております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

御答弁ありがとうございます。

じゃ、2回目以降、ずっと質問をさせていただきます。

まず、就学援助の制度の問題ですけれども、いわゆる生活保護世帯と準要保護世帯ですが、対象者の人数が発表されましたけれども、これは金額の差というものはどれくらいあるわけでしょうか。わかりますか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

要保護世帯、準要保護世帯で、補助単価につきましては同一でございます。同じでございます。ただし、要保護世帯につきましては、給食費につきましては生活保護費の中に支給されておりますので、支給はあっておりません。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

そしたら、全体的には幾らぐらいの補助額になるわけですか。わかりますか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

それでは、具体的に大体申し上げたいと思います。

給食費につきましては、小学生が1年間で40,700円になります。中学生については48,400円というふうになります。修学旅行費につきましては、学校が徴収する実費額ということになっております。そのほかに、校外活動費といたしまして、年間に小学生が1,550円、中学生が2,240円、そのほかに、宿泊を伴う校外活動費として、小学生が3,570円、中学生が6,010円。そのほか、学用品が、小学生が11,420円、中学生が22,320円。それと、新入学児童につきましては、学用品の購入費として、新入学用品の場合が小学校が20,470円、中学校の場合が23,550円。そのほか、通学用品購入費といたしまして、小学校が2,230円、中学校が2,230円ということになっております。

23番（梅崎和弘君）

それでは、生活保護基準が引き下げられても、引き下げを行っていないということで理解していいわけですね。

学校教育課長（松藤敏彦君）

生活保護基準額を引き下げる前の所得で認定をさせていただいているということでございます。

23番（梅崎和弘君）

それでは、国の予算が増額されたのに対しまして、引き下げはしないで値上げをしているということで理解していいわけですね。

学校教育課長（松藤敏彦君）

先ほどもお答えしましたように、国のほうが消費税分の値上げをしましたので、それに本市も同様に対処しております。

23番（梅崎和弘君）

この就学援助制度について、どのように周知徹底をされておりますか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

制度及び翌年度の申請につきましては、毎年、在校生につきましては1月に学校を通じまして全保護者にチラシでお知らせをいたしております。新入生につきましては、入学前の各学校の入学説明会時に全保護者に配布をいたしております。さらには、3月1日号の広報やながわにも掲載をしてお知らせをいたしております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

2番目ですけれども、2005年から準要保護者に対する就学援助の国庫補助が全て廃止され、用途を限定しない交付税交付金となっております。これに伴いまして、自治体の対象基準や金額を減額化する自治体がふえて、自治体間の格差に拍車をかけていると、このように言われておりますけれども、柳川市の実態はどうなっておりますか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

準要保護世帯の認定基準につきましては、新柳川市になりまして以降、生活保護基準の1.3倍までの世帯の認定をしまっておりまして、1.3倍の基準につきましては、近隣自治体と同様でございます。支給限度額につきましても、先ほどお話をしましたように、要保護世帯と同じでございます、国の補助限度額を準用しております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

援助の額が近隣自治体では違うと言われておりますけれども、柳川市の場合、近隣自治体と比べて金額的にどうでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

近隣自治体につきましても、柳川市同様に支給限度額は国の補助限度額を使っております。そのため、同じでございます。

23番（梅崎和弘君）

先ほど言いましたように、用途を限定しない交付税交付金とありますけれども、この金額はわかりますか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

国庫補助の廃止に伴いまして、普通交付税の基準財政需要額に算入をされております。平成25年度の算定基準で計算をいたしますと、小学校が6,600千円程度、中学校も6,600千円程

度となっておりますのでございます。

23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。じゃ、この件につきましてはこれで終わりにして、2点目に入りたいと思います。

子育て支援課として全協で説明がありました、いわゆる質の高い幼児期の学校教育や地域の子ども・子育て支援の充実、3点目としまして、保育の量的確保とか、このようなことが説明がっておりますけれども、このことにつきまして、どのような御検討をされたのかお尋ねいたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

昨年6月7日の議会全員協議会において、柳川市子ども・子育て会議条例についての説明をしております。その説明内容でございますが、議員お尋ねの3点、質の高い幼児期の学校教育と子育て支援の充実及び保育の量的確保、これらが子ども・子育て支援法などの関連三法の目的であり、その解決策等を検討するための合議制の機関として、柳川市子ども・子育て会議を設置する旨の説明をいたしております。それら3点を初めとする子ども・子育て支援のあり方につきまして、現在、柳川市子ども・子育て会議において議論をしていただいているところでございます。

結論を得るまでには、もうしばらく時間がかかる見込みでございますが、子育て支援課では、今後、同会議からの答申を受けまして、答申をもとに市の方針を決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられていると聞いておりますけれども、この策定業務、進捗状況はどういうふうでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

子ども・子育て支援事業計画につきましては、年度内の策定を目指し、現在は、柳川市子ども・子育て会議において議論をしていただいているところでございます。

現時点までに、ニーズ調査の結果の集計及びニーズ調査をもとにした量の見込みの暫定値の推計を行っております。

計画策定に必要な国からの情報が少なく、予定よりも情報がおくれて出ているといった状況もあり、厳しいスケジュールとなっておりますが、今後の予定といたしましては、柳川市子ども・子育て会議からの答申を受け、子ども・子育て支援事業計画の案を策定し、本年10月から11月をめどにパブリックコメントにかける予定にしております。

その後、パブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえまして、年度内の計画策定を予定しております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

保育所に対しまして、入所希望者、また、待機児童につきましては、先日、執行部より答弁がっておりますけれども、よかったら、また再度お尋ねいたします。

子育て支援課長（大石涼子君）

保育所への入所希望者数、また、待機児童数に関するお尋ねでございますが、平成25年度における実績と平成26年度当初の入所状況でお答えしたいと思います。

25年度は、年度当初の4月の入所児童数は1,952名でありました。その後、5月以降の各月におきましても、保護者の就労や育児休業からの職場復帰などの理由により随時入所の申し込みがあり、年度末での入所児童数は2,156名となっております。また、26年度当初の4月の入所児童数は1,989名となっております。

なお、本市におきましては待機児童はございません。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

当初の人数と5月末、人数が変わっておりますけれども、どういうふうな原因が一番多いんでしょうか。人数はずっと毎月変わるわけでしょう。

子育て支援課長（大石涼子君）

議員おっしゃるように、4月、保護者から申し込みを受けて、まず入所決定をいたしまして、保育園については、毎月保護者からの入所のほう、例えば、仕事についたとか、病気の介護が必要であるとか、先ほど申しましたように、育児休業からの復帰ということで、個々の状況において、申し込みについては、毎月月初めに申請をして入所決定をして、毎月の入所の決定をしております。先ほども申し上げましたように、年度の4月に決定をして、毎月またそういう家庭の事情で決定をして、最終的には、25年度の3月時点での入所の決定についてが2,156名となった状況でございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

新制度の子育て支援は消費税10%を財源にしていると、このように言われております。このことにつきまして、市長はどのように思われますか。よかったら御答弁お願いします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

子育て支援制度の財源に関する質問でございます。

少子化が進んでいる中で、子育てしやすい環境の整備は喫緊の課題と認識をいたしております。今回の消費税率アップによる増収額は、全額子育て、医療、介護、年金といった社会保障のために充当することとされております。国としても、これらの分野に力を入れている

ものと受け取っております。

なお、子育て支援の新制度には1兆円の財源が必要とされております。消費税増税による確保額は、消費税率が来年の10月に10%となった段階でも7,000億円にとどまっております。不足する額は今後、確保に努力するものとされております。また、現在の消費税率8%では、不足額がより多くなるわけでございます。

今後、新たな子ども・子育て支援制度が目指すサービスの量の拡大と質の改善のため、国において、その所要額を適切、確実に財源措置した上で、各年度の予算措置がなされることを強く望むものであります。

23番（梅崎和弘君）

今回の子ども・子育て支援制度の問題点について5点ほど述べたいと思います。問題点の中に柳川市の情勢に合致しない点もあると思いますけれども、述べたいと思います。

まず、1点目としまして、国と自治体の保育に対する責任を投げ捨てて、保育を営利化、産業化させる問題、これが1つあります。

そして、2点目は、これまでは保育所の入所は市町村が受け付け、父母の希望に基づいて入所先の施設を決めておられました。今後は原則として、市町村は施設やサービスの提供や利用の決定に責任を負わなくなり、保護者とサービス提供者との直接契約の関係になると。

また、3点目としましては、親の就労状況で保育時間を制限する問題。

4点目としましては、保育のための給付金や保育料などから剰余金を上げ、株主配当や他の事業に回すことについては制限する規定がないということで、国民の税金や子供の保育、教育のための資金を企業が自由に流用できる仕組み、こういうことも問題にされております。

先ほど市長の答弁もありましたように、この制度の実施は約1兆円とされております。予算の7,000億円は消費税から捻出する方針でありまして、本格実施は消費税10%への増税実施後予定と、このように明記されております。

ほかにも問題点があると思いますけれども、このような問題についての御答弁をお願いします。

保健福祉部長（高崎祐二君）

梅崎議員のほうから、子ども・子育て支援新制度については多くの問題点があるとの御指摘をいただきました。とりわけ国や自治体の責任が不明確になるのではないかと懸念を申し述べられたと受け取っております。その点につきまして、市としての基本的な考え方を申し上げたいというふうに思います。

子ども・子育て支援法の第3条におきまして、市町村の責務が定められております。その内容は、大きく3点ございます。

1点目は、子供の健やかな成長のために適切な環境がひとしく確保されるよう、子供及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ

計画的に行うこと。

2点目は、子供及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

3点目は、子供及びその保護者が置かれている環境に応じて、子供の保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者から良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保することという、この3点の市町村の責務が書かれております。

私どもといたしましては、この市町村の責務について、しっかりとその責任を果たし、保護者が希望する保育や幼児教育を受けられる、あるいは地域の子育て支援事業の充実を図る、こういったことに努め、安心して子育てできる環境の整備を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

先ほど市長の答弁がっておりますけれども、今回の消費税率アップによる増収額は、全額子育て、医療、介護、年金と社会保障のために充当されることとされているとの答弁でありましたけれども、私は今までの消費税による税収額、これを見ておりますと、市長の御答弁のようにはなっていないと、このように思っております。このことについては、真っ赤なうそじゃないかと今でも思っております。

また、この子育て支援の財源、いわゆる若い人たちの賃金が下がる、また、非正規労働者がふえてくる、こういうことではなくて、国民所得を引き上げる、また、税金の無駄遣いとか大企業、大資産家の優遇税制を正していけば、消費税を引き上げなくてもできるんじゃないかと、このように思っております。

それと、現在の公的保育制度は、市町村は保育に欠ける子供に対して、保育所に入所させ保育を行う義務があります。市町村の保育実施義務は、全ての保育を受ける権利を保障しております。保護者は保育所を選択し、選んだ保育機関の保育を保育所において保障されます。保護者の保育所選択を権利として保障されております。

今後、この子育て会議におきまして、今まで以上の子ども・子育て制度になるようお願いしまして、この項の質問を終わります。

市民要望の中の2番目ですけれども、答弁によりますと、業者もびしっと色別に収集しているとの御答弁だったと思いますけれども、いわゆる業者に対する指導とか、市民の皆さんに対しての指導はどのようになっているのでしょうか。

ある地域の婦人の方たちの集まりに行ったときには、もう少しこら辺の指導を徹底してほしいというふうな要望も出されておりますので、こら辺の説明をお願いします。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

まず、業者に対する指導ということでございますけれども、市と不燃物収集運搬業者との契約内容を申し上げますと、市が指定した収集場所から中間処理場まで、瓶類や金属類などの不燃物を安全に収集運搬することをごさいますして、収集業者に対しましては、分別に関しましては、そこまで求めてはおりません。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

分別方法について、市報とかいろんなことで説明通知をされていると思いますけれども、各集落では、今、4月ごろになりますと公民館の総会が開催されます。ある自治体では、担当の職員さんが、分別の方法やごみの出し方などについて、各集落の総会に出かけていって説明をする、また、指導をされていると、このように聞いておりますけれども、このような取り組みについて、どのように思われますか。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

市民に対しての御指導ということで御説明をさせていただきます。

冒頭にも申し上げましたとおり、「家庭ごみの出し方・分け方」というチラシを全世帯に配布いたしておりまして、ごみの分別をお願いいたしております。その中で、瓶類につきましては、一升瓶やビール瓶の生き瓶と、先ほど申し上げました、その他の瓶と分けていただくようお願いをしているところでございます。

収集された瓶類でございますけれども、業者により両開地区の中間処理場に運ばれます。これらは手選別により生き瓶、茶色瓶、無色瓶、緑色、青色などのその他の瓶、それと、汚れた瓶などのリサイクルできない瓶に分別をしております。

分別された瓶類のうち、生き瓶、茶色瓶、無色瓶は、有価物として販売をいたしております。また、緑色、青瓶などのその他の瓶は、業者にリサイクル処分をお願いいたしております。汚れた瓶などのリサイクルできない瓶は、両開地区の橋本不燃物処理場で埋め立て処分をいたしております。

議員御指摘のありました、各行政区において色瓶と無色瓶などをより細かく分別していただくことは、市の中間処理場における手選別の手間の削減につながると思います。また、このような取り組みは環境意識の高まりにつながり、大変ありがたいことだと思っております。

それから、どのような方法で説明通知されているかということに御説明をさせていただきます。

先ほど述べましたように、各家庭に「家庭ごみの出し方・分け方」というチラシを配布しております。このチラシは市のホームページからも見ることができます。また、市民の皆さんから直接電話でお問い合わせをいただきますので、その場で説明をいたしております。さらには、各行政区、学校などから、ごみの出し方や分け方などを説明する機会をいただきま

す。そういう折には、職員が出向きまして、お話をさせていただいております。

それから、みやま市では総会の折に職員が出向いてということでございました。これについて説明をさせていただきます。

こういう取り組みは柳川市でも実施をしております、市では、市民の皆さんが市政などに対して知りたい、聞きたいという事柄に対して、市職員が皆さんのところにお伺いしてお話をするという柳川市まちづくり出前講座を実施いたしております。その中に、「ごみの分け方・出し方について」という講座メニューがありますので、ぜひ御利用いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

続きまして、プラスチック容器の件について質問をいたします。

いわゆるイベント時にリユース食器を使ってプラスチック類を減らしたらどうかという提案をしておりました。先日、みやま市で「九州平家物語 in みやま」ですかね、イベントがあつておりましたので、参加したわけですが、やはりそこではリユース食器を使ってぴしゃつとしてあつたわけでございます。

そこで、本市としましては、このことについての取り組み状態はどうでしょうか。

廃棄物対策課長（乗富祐治君）

市が現在、主催または市も参加する実行委員会などの主催する飲食を伴うイベントは、多数柳川市は開催されておるところでございます。それらのイベントで使われるプラスチック製容器包装の処分方法については、市の処理方法に準じて処分をお願いいたしております。汚れがひどい容器については可燃物として取り扱いますが、きれいなものにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、プラスチック製容器包装の処分方法、つまりセメント工場における補助燃料として焼却処分をしているところでございます。

議員から御指摘がございましたリユース食器を使うというのは、プラスチック製容器などの使い捨て容器をできるだけ使わない方法として非常に有効な手段だと思われれます。イベントの中でリユース食器を使用するかどうかというような検討は、主催者の判断に委ねられているのが現状でございます。リユース食器を使うとなると、それにかかる経費を予算を組む段階から検討する必要が出てまいります。廃棄物対策課では、検討時の参考となればと考えまして、昨年、「イベントごみ減量ガイドライン」を作成し、各課に配付をしたところでございます。市が主催または市も参加する実行委員会が主催する飲食を伴うイベントにおいては、できるだけごみを出さないようにしましょう、少しでもごみを減らしましょうということと呼びかけをしております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

それでは、最後ですけれども、いわゆる子供の減少などによって余裕が出てきた給食用の食器類ですね、これをリユース食器として利用できないかどうかという質問ですけれども、どうでしょうか。

学校教育課長（松藤敏彦君）

給食用の食器をリユース食器として利用できないかということでございます。

給食用の食器につきましては、平成19年度から全ての小・中学校の給食用の食器は強化磁器の食器に変更になっております。強化磁器と申しましても、落としますと破損をします。そのため、児童・生徒数減になった分も破損分の補充用として利用をしておりますので、給食用の食器が余っているというような状況にはなっておりません。（「これで終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（浦 博宣君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前11時48分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成26年6月26日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	三小田	一美	2番	荒巻	英樹
3番	熊井	三千代	4番	白谷	義隆
5番	梅崎	昭彦	6番	近藤	末治
7番	立花	純	8番	河村	好浩
9番	荒木	憲	10番	高田	千壽輝
11番	諸藤	哲男	12番	太田	武文
13番	吉田	勝也	15番	矢ヶ部	広巳
16番	緒方	寿光	17番	古賀	澄雄
18番	藤丸	正勝	19番	田中	雅美
20番	島添	勝	21番	樽見	哲也
22番	伊藤	法博	23番	梅崎	和弘
24番	浦	博宣			

2.欠席議員

14番 山田 奉文

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	石橋義浩	
教	育	長	黒田一治
総務部	長	大坪正明	
会計管理	者	武藤正純	
市民部	長	石橋眞剛	
保健福祉部	長	高崎祐二	
建設部	長	野田彰	
産業経済部長兼大和庁舎	長	安藤和彦	
教育部長兼三橋庁舎	長	石橋正次	
消	防	長	橋本祐二郎
人事秘書課	長	平田敬介	
総務課	長	白谷通孝	
企画課	長	椛島謙治	
財政課	長	島添守男	
税務課	長	木下隆	
健康づくり課	長	樽見孝則	
福祉課	長	原忠昭	
学校教育課	長	松藤敏彦	
生涯学習課	長	松尾強	
建設課	長	中村敬二郎	
農政課	長	成清博茂	
水路課	長	松永泰治	

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	巢	雄	三						
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	亀	崎	公	徳
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	池	末	勇	人			

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第43号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

議案第45号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

2．建設委員長報告について

議案第49号 市道路線の変更認定について

議案第52号 平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

3．教育民生委員長報告について

議案第46号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程（3） 議案第59号 工事請負契約の締結について

午前10時 開議

議長（浦 博宣君）

おはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成26年第3回柳川市議会定例会最終日の日程等について、6月25日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が執行部提出の議案第59号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開しまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（浦 博宣君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（浦 博宣君）

日程2 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

6月12日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結 果

(1) 議案第43号 原案可決

本案は、平成26年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正前の予算額「293億2,700万円」に「9億6,527万6千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「302億9,227万6千円」としようとするものであります。

審査の過程で、6款1項3目農業振興費の強い農業づくり交付金事業費補助金及び農地中間管理事業費について、10款1項5目教育振興費の通学区域審議会委員の人数と選任方法、土地鑑定業務委託料及び重点課題研究指定校補助金等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第45号 原案可決

本案は、柳川市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、柳川市税条例を改正しようとするものです。

主な改正内容は、法人市民税については、平成26年10月1日以降の法人税割の税率を14.7%から12.1%に引き下げ、軽自動車税については、平成27年度からの税率引き上げとともに、平成28年度から新たに導入される重課税率を定めるものであります。

審査の過程で、市民への周知の方法について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

6月12日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

4 結 果

(1)議案第49号 原案可決

本案は、道路法第10条に基づき、2路線を変更認定するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第52号 原案可決

本案は、平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（梅崎昭彦君）（登壇）

皆さんおはようございます。教育民生常任委員会の報告を行います。

6月12日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結 果

(1)議案第46号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（浦 博宣君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時9分 休憩

午前10時9分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第43号 平成26年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第45号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第49号 市道路線の変更認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第52号 平成25年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第46号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第59号

議長（浦 博宣君）

日程3．議案第59号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（高巢雄三君）

〔朗読省略〕

議長（浦 博宣君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程3．議案第59号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事は、市内三橋町中山にあります柳川市立中山小学校のうち、昭和41年に建設された同小学校南校舎の改築を行うものでございます。

本案は、柳川市立中山小学校改築工事のうち、建築工事に係るものでありまして、去る6月16日、5社による一般競争入札を行いましたところ、消費税8%を含み267,840千円で柳川市三橋町中山745番地1、株式会社松田建設、代表取締役松田智博が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要を申し上げますと、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ面積969.97平方メートルの校舎を建設するほか、仮設校舎の設置や旧校舎の解体及び外構工事を施工するものでありまして、完成は来年3月の予定でございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（浦 博宣君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

議長（浦 博宣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第59号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（浦 博宣君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（浦 博宣君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成26年第3回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 浦 博 宣

柳川市議会議員 荒 木 憲

柳川市議会議員 矢ヶ部 広 巳